



島根県ひとにやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル



島根県



はじめに

島根県では、「高齢者や障がい者の方々が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまち」であるという認識に立ち、誰もが安心して自由にでかけられるまちを目指して平成10年に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

その後、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方の普及や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行など、ひとにやさしいまちづくりの推進にかかる状況が大きく変化してきており、それに対応するため条例施行規則を改正してきたところです。今般これらを普及するため施設整備マニュアルの改訂を行いました。

この施設整備マニュアルでは、多数の方が利用する施設を誰もが利用できる施設となるよう条例施行規則で規定している整備基準に加え、配慮事項や望ましい基準を図解を含め解説しています。

この施設整備マニュアルが施設の新築や増改築、改修等の際に、事業者や設計者をはじめ広く県民の皆様に有効に活用され、ひとにやさしいまちづくりが一層推進されますことを期待します。

令和7年7月

島根県

CONTENTS

島根県ひとにやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル

はじめに

I 島根県ひとにやさしいまちづくり条例の概要

1. 条例制定の背景・趣旨	2
2. 条例・規則の構成	3
3. 島根県ひとにやさしいまちづくり条例の概要	4
4. 対象施設	6
5. 整備基準	8
6. 届出等の手続きの流れ	13

II 施設整備基準の解説

1. 施設整備マニュアルの見方	18
2. 車椅子使用者、つえ使用者の基本動作寸法	19
1. 建築物	
1. 廊下等	24
2. 階段	26
3. 傾斜路	30
4. 便所	32
5. 駐車場	38
6. 敷地内の通路	40
7. 移動等円滑化経路	42
8. 案内設備	56
9. 案内設備までの経路	58
10. 浴室	60
11. 客席	62
12. 授乳所その他これ類するもの	66
13. 客室	68
14. 更衣室及びシャワー室	70
15. レジ通路及び改札口	72
2. 共通事項	
1. 手すり	74
2. 視覚障がい者誘導用床材及び注意喚起用床材	76
3. 案内標示	78
4. 洗面所	82
5. 溝蓋	84
3. 道路	
1. 歩道	86
2. 横断歩道橋	88
3. 地下横断歩道	88
4. 公園	
1. 出入口	90
2. 園路	92
3. 駐車場	98
4. 案内板	100

5. 河川	
1. 傾斜路	102
2. 遊歩道	104
3. 階段	106
4. その他	108
6. 海岸	
1. 傾斜路	110
2. 階段	112
3. その他	112
7. 路外駐車場	
1. 建築物以外の路外駐車場	114
8. 公共車両等	
1. バス車両	116
2. 鉄道の旅客車両	116
3. タクシー	116
4. 船舶	116
9. 公共的工作物	
1. 信号機	118
2. 公衆電話所	120
3. バスの停留所	122
4. 案内標識	124
5. 現金自動支払所	126
6. 自動販売機	128
10. その他参考となる事項	
1. 水飲み場	130
2. 受付カウンター・記載台	132
3. 電話台	134
4. 休憩所	136
5. エスカレーター	138
6. 券売機	140
7. スイッチ・コンセント類	142
8. タクシー乗り場	144
9. プラットホーム	146

Ⅲ 条例及び施行規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例	150
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則	152
様式第1号（第4条関係）	171
様式第2号その1（第4条、第6条関係）	172
様式第2号その2（第4条関係）	177
様式第2号その3（第4条、第6条関係）	178
様式第2号その4（第4条、第6条関係）	180
様式第2号その5（第4条、第6条関係）	181
様式第2号その6（第4条、第6条関係）	181
様式第3号（第4条関係）	182
様式第4号（第6条関係）	183
様式第5号（第6条関係）	184
様式第6号（第7条関係）	185

I

島根県ひとにやさしい まちづくり条例の概要



本県では全国に先がけて高齢化が進行しています。高齢化の進展は、日常生活、社会生活において多くの人が加齢に伴う運動機能や感覚機能などの低下を抱えながら生活していくこととなり、安全で安心して生活できるための環境の整備が必要となります。

また、障がい者施設では障がい者が生涯の全ての段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障がいのある人もない人も同等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の基本理念のもとに、「完全参加と平等」の目標に向け推進されてきたところであり、障がい者自身の主体的、積極的な社会参加ができるよう心理的障壁や物理的障壁の除去をいっそう進める必要があります。

本県では、平成2年3月に策定した「島根県福祉環境整備指針」を公共的施設の設計指針として事業者等への指導を行うとともに、各種の公立施設の改善を順次、進めてきていますが、さらに市町村、事業者、県民と連携・協力しながら推進していく必要があります。

一方、国においては、平成6年に本格的な高齢社会へ向けて良質な住宅、社会資本の整備を進めることを目的とした、「生活福祉空間づくり大綱」の策定とそれに続く「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の制定など法制度が充実してきました。また、各都道府県においても、県としての取り組み体制の明確化、県民や事業者の理解を得ること、実効性の担保等を目的として、条例化する都道府県が増加しています。

これらの状況をふまえ、高齢者、障がい者等社会的、心身的に弱い立場にある人の主体性を尊重し、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするためには、高齢者、障がい者等の利用に配慮した地域社会こそが普通の社会であるという認識に立ち、まちづくりを進める必要があります。

また、このようなまちづくりは、すべてのひとが個人として尊重される社会を目指したものであることが重要であり、高齢者、障がい者等の行動を妨げている様々な障壁の除去を目指したものであることが必要です。

このような社会を実現するためには、行政のみならずすべての県民がそれぞれの役割を果たし、また補完しながら活動を行うことが必要であり、これらの活動をより積極的に推進していくために、それぞれの責務、役割、活動の内容を明確にし、県民の総意の下に推進することを宣言した条例を平成10年に制定をいたしました。

条 例

規 則

前 文

総 則

目的（1条）

定義（2条）

責 務

県の責務（3条）

市町村の責務（4条）

事業者の責務（5条）

県民の責務（6条）

ひとにやさしいまちづくりに
関する施策の基本方針（7条）ひとにやさしいまちづくりに
関する県の施策

学習機会の充実等（8条）

福祉教育の充実（9条）

推進体制の整備（10条）

支 援（11条）

公共的施設の整備

整備基準（12条）

整備基準への適合（13条）

維持保全（15条）

既存公共的施設に対する措置（16条）

適合証の交付（14条）

特定公共的施設の整備

特定公共的施設の新築等の
届出（17条）

指導及び助言（18条）

勧告等（19条）

身分証明書（7条）

公表（20条）

公表（8条）

国等に関する特例（21条）

国等に準ずる者（9条）

公共車両等及び公共的工作物の整備

公共車両等の整備（22条）

公共車両等（10条）

公共的工作物の整備（23条）

公共的工作物（11条）

書類の提出部数等（12条）

島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

設置及び権限（24条）

規則への委任（25条）

雑 則

審議会の意見の聴取（26条）

適用除外（27条）

規則への委任（28条）

附 則

公共的施設の定義（2条：別表第1）

（条例の対象となる施設を規定）

1）建築物

2）建築物以外

①道路

②公園

③河川

④海岸

⑤建築物以外の路外駐車場

整備基準の定義（3条：別表第2）

1）建築物（廊下等、階段、傾斜路、
便所、駐車場、敷地内の通路、移
動等円滑化経路、案内設備、案内
設備までの経路、浴室、客席、授
乳所等、客室、更衣室及びシャワ
ー室、レジ通路等）2）道路（歩道、横断歩道橋、地下横
断歩道）

3）公園（出入口、園路、駐車場、案内板）

4）河川（傾斜路、遊歩道、階段）

5）海岸（傾斜路、階段）

6）建築物以外の路外駐車場（駐車場）

適合証交付の請求（4条）

特定公共的施設

特定公共的施設（5条：別表第1）

特定公共的施設の新築等の届出（6条）

【提出先】

原則：支庁、県土整備事務所

建築物：建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物
→支庁、県土

同項第4号に該当する建築物→支庁、県土、特定行政庁

河川：準用河川→市町村

海岸：海岸管理者

路外駐車場（建築物以外）：駐車場法の届出有→市町

// 無→支庁、県土

その他（13条）

附 則

施行期日 経過措置

体 系	内 容
前文	ノーマライゼーションの理念を基本とし完全参加と平等の目標に向け、県民誰もが互いに理解しあい、社会、経済、文化などあらゆる活動に参加できる障壁のない社会を築いていくことが必要 高齢者、障害者等が生活しやすいまちは、すべてのひとが生活しやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げているソフト、ハード両面での様々な障壁を取り除いていくことを宣言する

第1章 総則

- 目 的(第1条) ———— ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりのための施策推進の基本事項を定め、ひとにやさしいまちづくりの施策を総合的に推進し、県民の福祉の増進に資する
- 定 義(第2条) ———— 「高齢者、障害者等」 高齢者、障害者、病弱者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるもの
- 県の責務(第3条) ———— 総合的な施策の策定と実施
- 市町村の責務(第4条) ———— 県の施策とあいまって、当該区域の実情に応じた施策の策定と実施に努める
- 事業者の責務(第5条) ———— ひとにやさしいまちづくりへの理解と自らが設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が利用できるよう配慮するとともに、県、市町村の施策への協力に努める
- 県民の責務(第6条) ———— ひとにやさしいまちづくりへの理解と自らの主体的、積極的な取り組み及び県、市町村の施策への協力に努める

第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針

- 施策の基本方針(第7条) ———— 県民の意識の高揚を図ること
施設などの整備を促進すること

第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策

- 学習機会の充実等(第8条) ———— 学習機会の充実、啓発活動の推進その他必要な施策を講ずる
- 福祉教育の充実(第9条) ———— 子どもたちが高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりの心を育むよう体験学習の充実、ボランティア活動の促進その他必要な施策を講ずる
- 推進体制の整備(第10条) ———— 市町村、事業者、県民と連携して、施策の推進体制を整備する
- 支援(第11条) ———— ひとにやさしいまちづくりを推進するため、財政上の措置その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする

第4章 公共的施設の整備

- 整備基準(第12条) ———— 「公共的施設」多数の者が利用する施設で規則で定めるもの
「整備基準」公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準を定めること
整備基準は、公共的施設の種類に応じて規則で定める
- 整備基準への適合(第13条) ———— 公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途の変更をしようとする者は、整備基準に適合させるよう努める
- 適合証の交付(第14条) ———— 公共的施設が整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求できる
知事は、整備基準に適合していると認めるときは、適合証を交付する
- 維持保全(第15条) ———— 公共的施設を設置し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分について、その状態を維持するよう努める
- 既存公共的施設に対する措置(第16条) ———— 既存公共的施設を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努める

第5章 特定公共的施設の整備

- 特定公共的施設の
新築等の届出
(第17条) — 「特定公共的施設」公共的施設のうち、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用で
きるようにするため整備を促進することが特に必要な施設で規
則で定めるもの
— 特定公共的施設の新築等をしようとする者は、新築等の内容を知事に届け出なければ
ならない
- 指導及び助言（第18条） — 前条の届出があった場合、特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、
必要な指導及び助言をすることができる
- 勧告等（第19条） — 届出を行わずに特定公共的施設の工事に着手したときは、届出を行なうよう勧告で
きる
— 勧告の施行に必要な限度において、特定公共的施設に立ち入り、調査できる
- 公表（第20条） — 勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表でき
る
- 国等に関する特例
(第21条) — 国、地方公共団体等については、届出、指導及び助言、勧告等、公表の規定は適用
しない
— 県は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、整備基準に適合させるため
に必要な措置を講ずよう努める
— 国、地方公共団体（県を除く）等の者が、特定公共的施設の新築等をしようとする
ときは、国、地方公共団体（県を除く）等に対し、当該特定公共的施設を整備基準
に適合させるために必要な措置を講ずよう要請することができる

第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備

- 公共車両等の整備
(第22条) — 「公共車両等」一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定める
もの
— 公共車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用
できるよう整備に努める
- 公共的工作物の整備
(第23条) — 「公共的工作物」信号機、公衆電話所その他の不特定多数の者が利用する工作物で
規則で定めるもの
— 公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利
用できるよう整備に努める

第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

- 設置及び権限（第24条） — ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査審議する
— ひとにやさしいまちづくりに関する事項について、知事に意見を述べることができる
- 規則への委任（第25条） — 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

第8章 雑則

- 審議会の意見の聴取
(第26条) — 公共的施設、特定公共的施設等及び整備基準を定める規則を制定し、又は変更しよ
うとするときは、審議会の意見を聴かななければならない
- 適用除外（第27条） — 第4章及び第5章の規定は、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知
事が認める条例を制定している市町村の条例の適用を受ける公共的施設には、適用
しない
- 規則への委任（第28条） — 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

施行期日（附則）

- ・ 公布の日から施行すること
- ・ ただし、整備基準への適合、適合証の交付、維持保全、既存公共的施設に対する
措置、第5章、第6章及び適用除外の規定は、平成12年4月1日から施行する

条例の対象となる施設（公共的施設）及び事前の届出の対象となる施設（特定公共的施設）は、次のとおりです。

（１）公共的施設とは

病院、集会場、ショッピングセンター、ホテル、飲食店等の建築物、道路、公園、河川、海岸、建築物以外の駐車場その他の多くの者の利用に供する施設をいいます。具体的には「（３）対象施設」の「公共的施設」欄に掲げる施設です。

公共的施設について、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途を変更しようとする場合には、高齢者や障がい者等が施設を利用できるように定めた整備基準に適合するよう努めなければなりません。

（２）特定公共的施設とは

公共的施設のうち高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要な施設をいいます。具体的には「（３）対象施設」の「特定公共的施設」欄に掲げる施設です。

特定公共的施設は、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合には、事前に届出が必要になります。

●届出の対象となる施設の規模（用途面積）

（建築物）

公共的施設の用途に供する部分の床面積をいいます。例えば、①ショッピングセンターの場合は、売場の部分だけではなく、バックヤード、便所、従業員の休憩所及び事務所等店舗の用途に供する部分全てを含んだものになります。②美容院併用住宅の場合は、住宅部分を除く美容院の用途に供する部分になります。

また、増築、改築、大規模な修繕及び模様替え（以下「増築等」という。）については、当該増築等にかかる部分の床面積をいいます。この場合、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他整備基準に係る部分の工事を含む床面積をいいます。例えば、ショッピングセンターの物品倉庫のみの増築の場合は、整備基準に係わる部分（利用者の用に供する部分）の工事がないので届出は必要ありません。

(3) 対象施設

公共的施設及び特定公共的施設

公共的施設は、大別すれば建築物、道路、公園、河川、海岸及び駐車場に分けられています。

種 類		公共的施設	特定公共的施設
建 築 物	病 院 等	・ 病院、診療所、医院	全ての施設
	集 会 場	・ 集会場、公会堂	
	社会福祉施設等	・ 社会福祉施設等	
	図 書 館 等	・ 図書館、博物館、美術館、郷土資料館、民俗資料館、歴史資料館、産業資料館、自然科学館等	
	金融機関の施設	・ 金融機関の店舗又は事務所	
	郵 便 局	・ 郵便局	
	公共交通機関の施設	・ 公共交通機関の施設 (駅・旅客船の乗降場・空港・バスターミナル)	
	公 衆 便 所	・ 公衆便所	
	官 公 庁 の 施 設	・ 国、地方公共団体の庁舎	
	火 葬 場	・ 火葬場	
	学 校 等	・ 学校、自動車教習所、職業能力開発校、職業能力開発短期大 学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等	
	公 共 用 歩 廊	・ 公共用歩廊	
	共 同 住 宅 等	・ 共同住宅、寄宿舍又は下宿	戸数が30以上で ある共同住宅又 は室数が30以上 である寄宿舍
	理容所及び美容所	・ 理容院、美容院	50 ㎡以上
	サービス業を営む店舗	・ 質屋、クリーニング取次店、旅行代理店、貸衣装店等	100 ㎡以上
	物品販売業を営む店舗	・ 百貨店、ショッピングセンター、物品販売業を営む店舗	300 ㎡以上
	飲 食 店	・ 飲食店、料理店、レストラン	
	公 衆 浴 場	・ 公衆浴場	
	興 行 場 等	・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場・サッカー場・陸上 競技場等）	500 ㎡以上
	体 育 施 設	・ 体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴ ルフ場、スポーツ練習場等	
遊 技 施 設 等	・ カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、 ゲームセンター、マージャン店、パチンコ店、キャバレー、 ナイトクラブ等		
駐 車 場	・ 駐車場		
展 示 場	・ 展示場	1,000 ㎡以上	
宿 泊 施 設	・ 旅館、ホテル、簡易宿泊所等		
複 合 施 設	・ 複合施設		
卸 売 市 場	・ 卸売市場		
事 務 所	・ 事務所		
学 習 塾 等	・ 学習塾、華道教室、囲碁教室等		
工 場	・ 工場		
道 路	路	国道、県道、市町村道で歩道を設けるもの（自動車専用道を除く）	全ての施設
公 園	園	児童遊園、都市公園、動物園、植物園、遊園地等（建築物を除く）	2,500 ㎡以上
河 川	川	河川区域内の施設	全ての施設
海 岸	岸	海岸保全区域内の海浜利用施設	全ての施設
路 外 駐 車 場		建築物以外のもの	500 ㎡以上

（１）施設整備基準の基本的な考え方

建築物、道路、公園及び建築物以外の路外駐車場については、バリアフリー化のために必要な構造等に関する基準を定めたバリアフリー法関係法令に水準を合わせ、特に配慮すべき部分においては、より高い目標の「高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするために誘導すべき基準」として示されている「建築物移動等円滑化誘導基準」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「島根県福祉環境整備指針」に条例独自の基準を加えた内容になっています。

また、河川及び海岸については、河川法及び海岸法等との整合性並びに「島根県福祉環境整備指針」を考慮した基準になっています。

（２）整備基準の示し方

整備基準は整備を必要とする箇所ごとにその内容に応じて、次の方法により想定しています。

① 仕様書の規定

出入口や廊下等の幅、傾斜路の勾配、エレベーターの奥行き等、車椅子の規格等との関連から一律に規定できる場合は、当該数値等とするよう規定しています。

例：（出入口）幅は、80センチメートル以上とすること。

：（エレベーター）籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

② 要求性能規定

要求される性能を満たす様々な選択肢がある場合は、詳細な基準を示すことによって、設計者の創意工夫が生かされないおそれがあります。また、新しい技術開発を阻害する可能性が考えられることから、広さ、整備、仕上げ等については、求める規格、形状等を抽象的に規定するに止めています。

例：（エレベーター）籠内は、車椅子が回転できる構造とすること。

：（便 所）乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

③ 提案可能規定

代替的な措置が考えられる場合は、事業者の様々な対応を阻害しないよう代替措置が可能であることを規定しています。

例：（案内設備までの経路）線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。

（３）施設整備基準の適用範囲

整備基準が適用される範囲は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の部分で利用者の用に供する部分に限られます。「利用者の用に供する」とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に規定する特定建築物については、「多数のものが利用する」と、特別特定建築物については、「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とします。例えば、ショッピングセンターにおける従業員専用の便所、倉庫に至る荷物用エレベーター及び保守点検用の階段等の部分は対象となりません。

また、共同住宅及び寄宿舍にあっては、共用の部分に適用します。

[illegible]

※1 特別支援学
校、小学校等
(小、中、義
務教育、中等
(前期)で公
立のもの)は

概要

※2母子保健
施設及び※
3保健所又
は保健セン
ターは●(規
模要件なし)

11



公共的施設の整備基準

【道路・公園・河川・海岸・路外駐車場】

			道 路	公 園	河 川	海 岸	駐車場
			道路で歩道を設けるもの	動物園・公園・児童遊園・都市公園・公園・植物園・植物園	河川区域内の施設	海岸保全区域内の施設	路外駐車場建築物以外の
特定公共的施設の規模要件(単位㎡)			0	2500	0	0	500
整備項目	整備基準						
1 道 路	1 歩 道	①滑りにくい仕上げ ②幅の確保(350cm以上) ③横断勾配は1%以下 ④つえ等が落ち込まない溝蓋 ⑤段差は2cmを標準 ⑥誘導用床材の敷設 ⑦注意喚起用床材の敷設	●				
	2 横断歩道橋	①滑りにくい仕上げ ②階段・傾斜路に二段式手すりの設置(両側) ③回り段の禁止 ④点状ブロック等の敷設 ⑤照明設備	●				
	3 地 盤 橋 断 歩 道 橋	①滑りにくい仕上げ ②階段・傾斜路に二段式手すりの設置(両側) ③点状ブロック等の敷設 ④照明設備 ⑤壁・天井の仕上げは不燃材	●				
2 公 園 ・ 河 川 ・ 海 岸 ・ 路 外 駐 車 場	1 出 入 口	(1)幅の確保(120cm以上) (2)車止めの柵の間隔(90cm以上) (3)150cm以上の水平部分の確保 (4)段差の解消 (5)傾斜路の併設		●			
		(1)幅の確保(80cm以上) (2)段差の解消					●
	2 園 路 ・ 遊 歩 道	(1)通路 ①幅の確保(180cm以上) ②段差の解消 ③傾斜路の併設 ④縦断勾配は5%以下 ⑤横断勾配は1%以下 ⑥滑りにくい仕上げ		●			
		(2)階段 ①滑りにくい仕上げ ②幅の確保(180cm以上) ③縦断勾配は5%以下 ④横断勾配は1%以下 ⑤150cm以上の水平部分の確保 ⑥立ち上がり部の設置			●		
		(3)階段を設ける場合の傾斜路の併設		●			
		(4)傾斜路 ①幅の確保(120cm以上) ②縦断勾配は8%以下 ③横断勾配の禁止 ④滑りにくい仕上げ ⑤踏場の設置(高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上) ⑥両側に手すりの設置 ⑦両側に立ち上がり部の設置		●			
		(5)排水溝に蓋を設置		●			
		(6)転落を防止するための設備の設置		●			
		(7)駐車場・主要な公園設備への接続		●			
		(8)手すりの設置 ①両側に手すりの設置 ②手すりの端部への点字の貼付け ③回り段の禁止 ④滑りにくい仕上げ ⑤つますきにくい構造 ⑥両側に立ち上がり部の設置 ⑦幅の確保(120cm以上)		●	●		
		(9)幅の確保(120cm以上) ②勾配は1/12以下 ③踏場の設置(高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上) ④手すりの設置			●	●	
		(10)幅の確保(120cm以上) ②勾配は1/12以下 ③踏場の設置(高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上) ④手すりの設置					●
		(11)排水溝に蓋を設置		●			
		(12)転落を防止するための設備の設置		●			
		(13)駐車場・主要な公園設備への接続		●			
	3 駐 車 場	(1)車椅子使用者用駐車場の設置(出入口に近い位置) (2)駐車部分の幅の確保(350cm以上) (3)駐車場部分の表示		●			●
	4 案 内 板	(1)高齢者・障がい者等の円滑な利用に適した構造 (2)表示された内容の容易な識別 (3)出入口付近への設置		●			

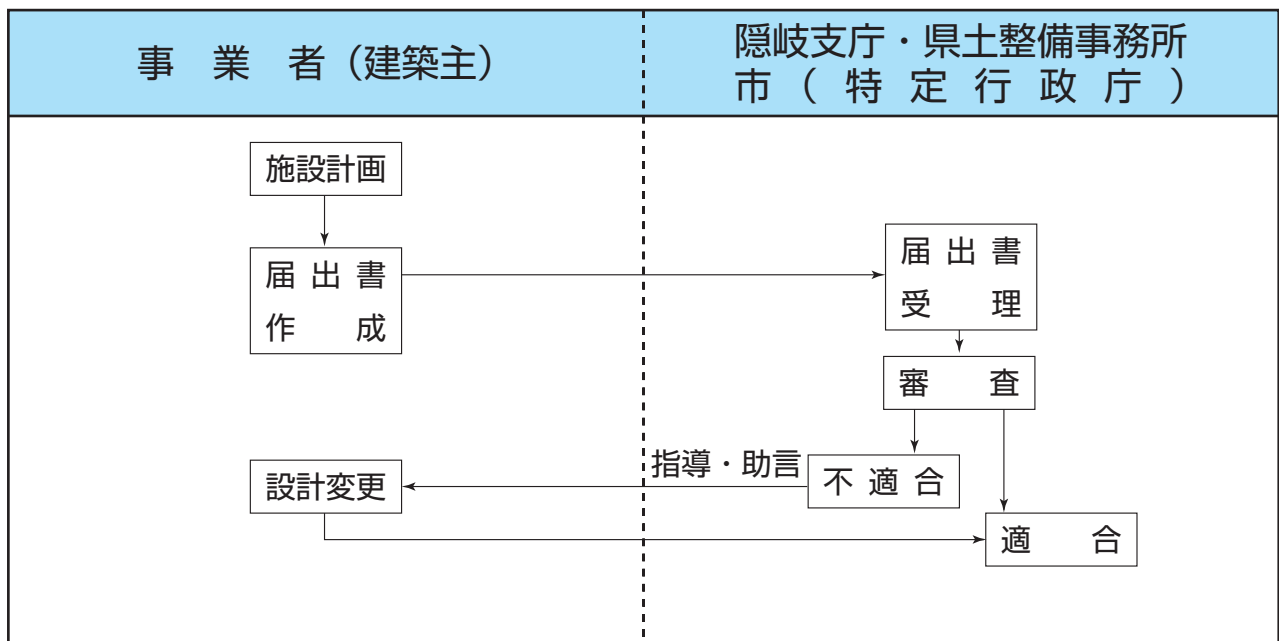
●：適用する部分

《事前届出》

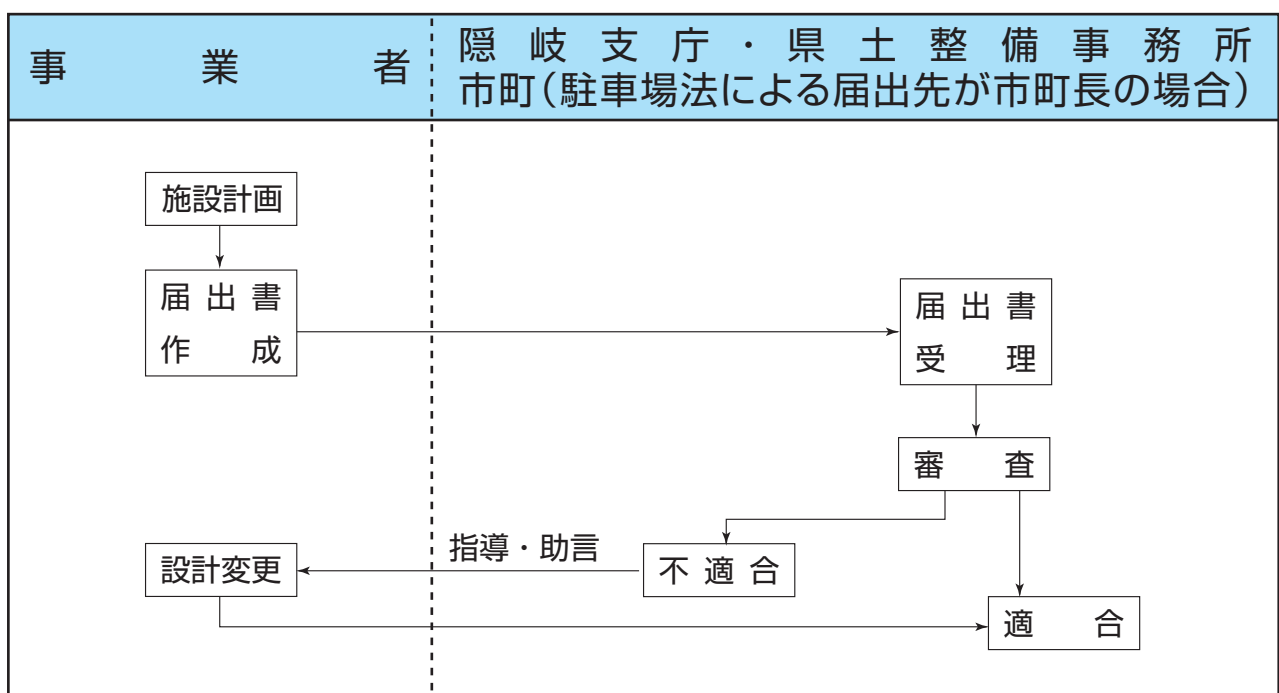
特定公共的施設の新築、新設、増築等を行う者は、当該工事に着手する21日前に知事に届出なければなりません。

手続きの流れは、次の通りです。建築確認申請が必要な場合は建築確認申請と合わせて提出してください。

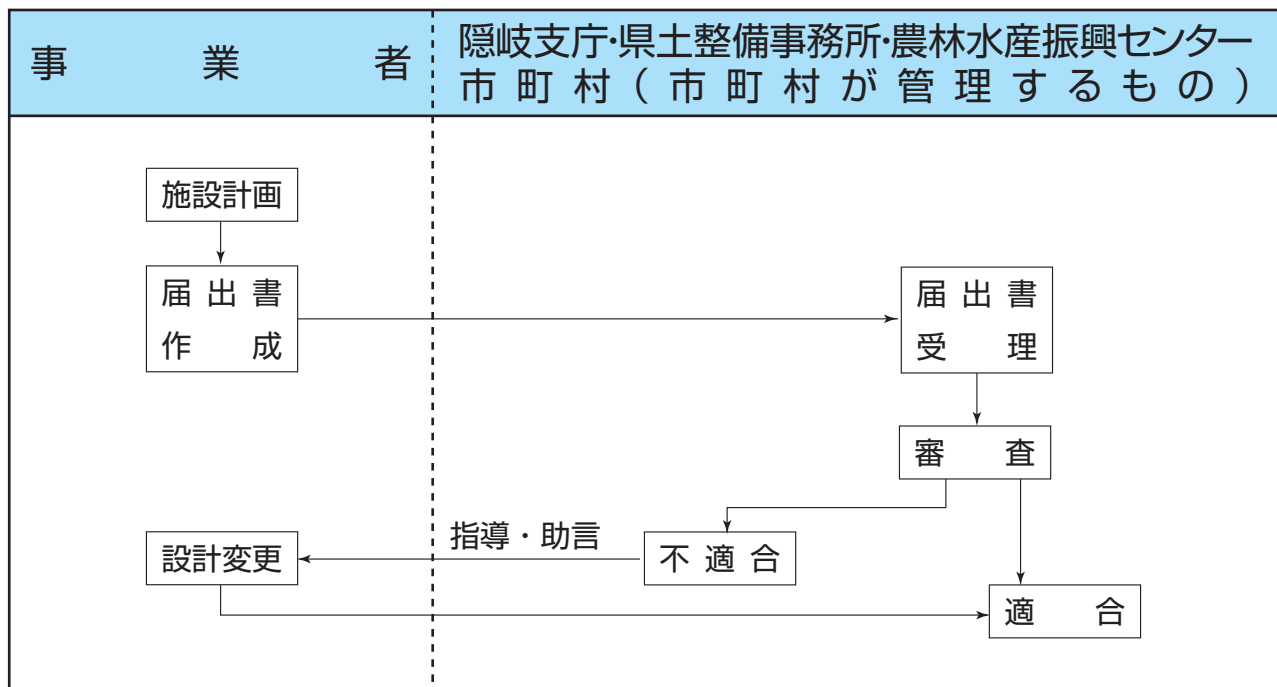
①建築物



②公園・建築物でない路外駐車場



③河川・海岸

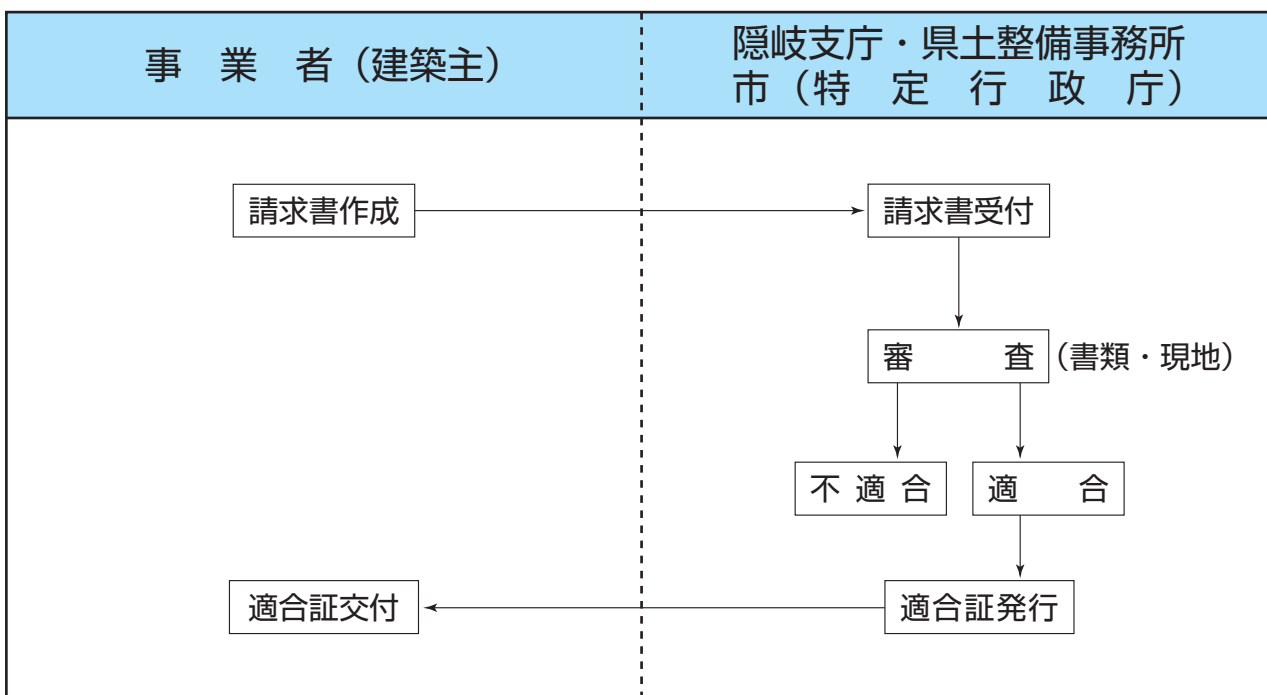


《適合証の請求》

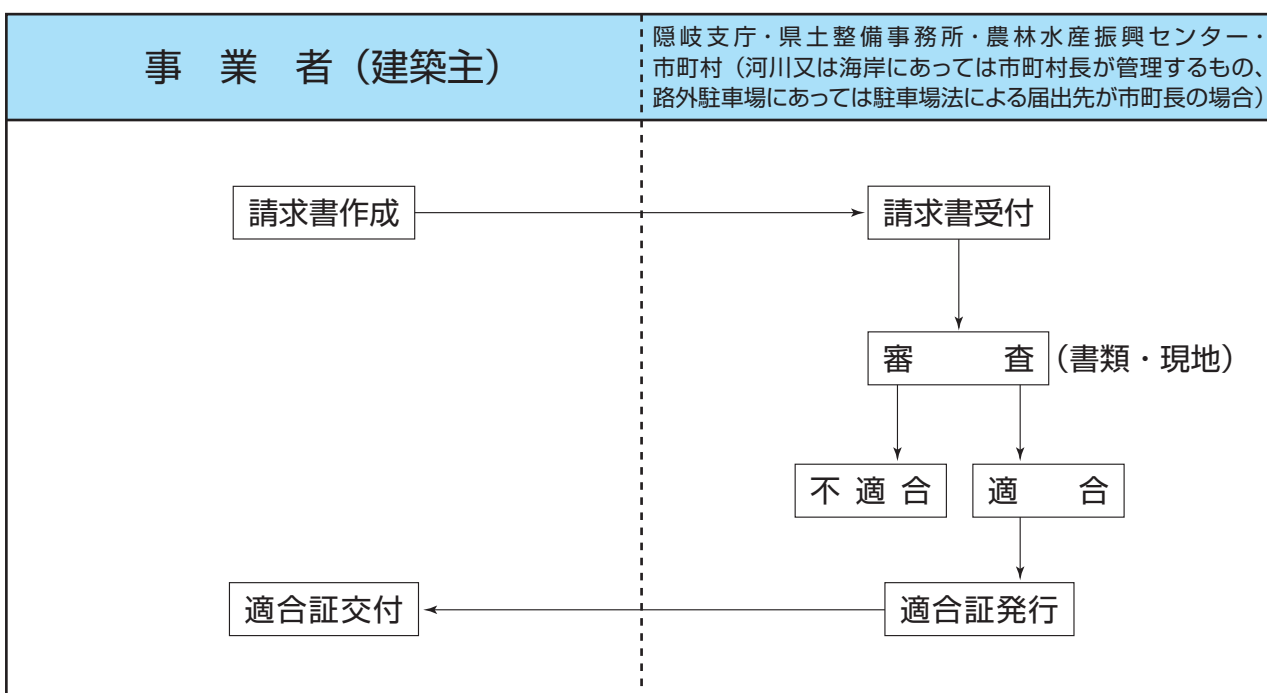
公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、知事に対して適合していることを証する証票（適合証）の交付を請求できます。

手続きの流れは次の通りです。

①建築物

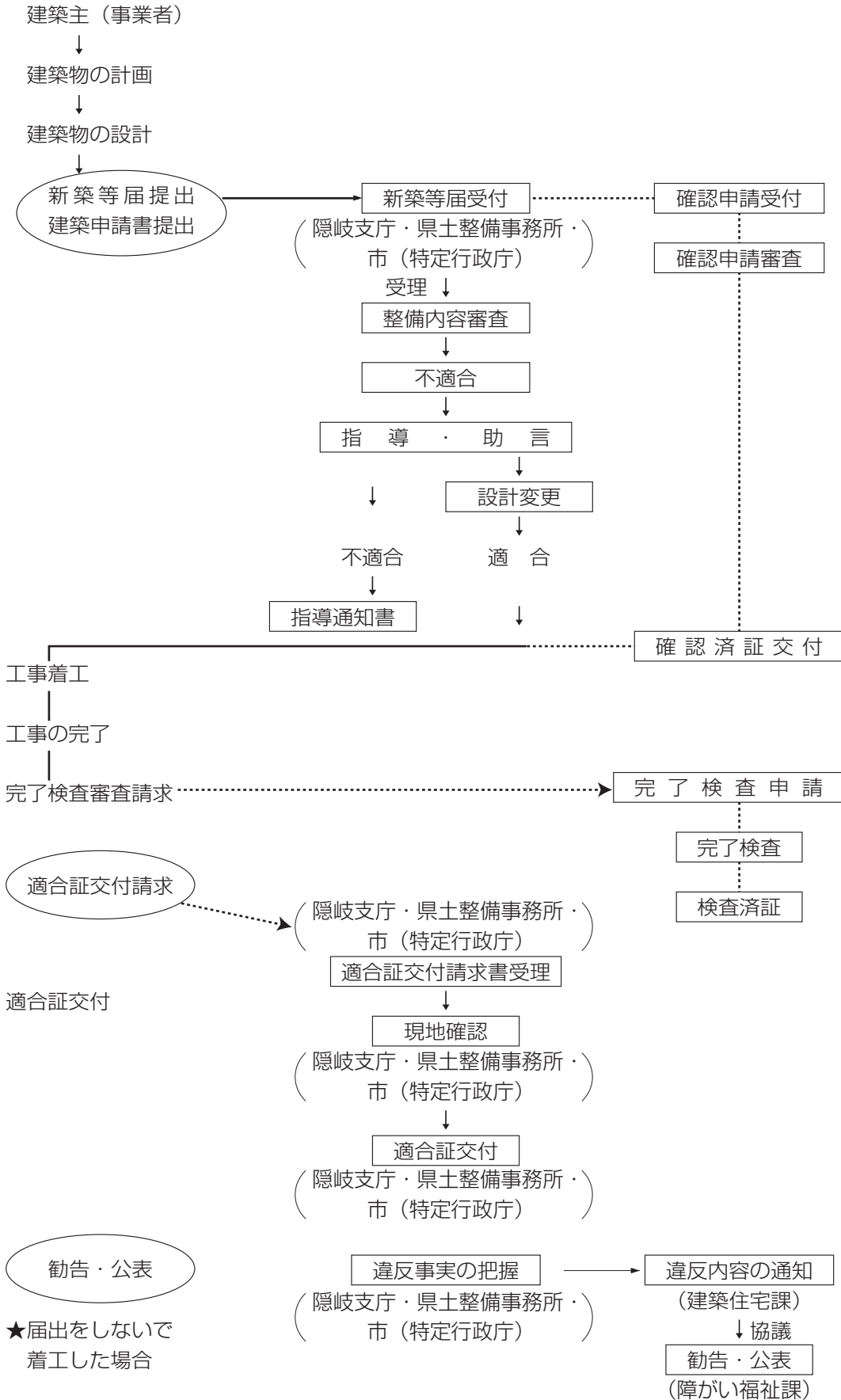


②道路・公園・河川・海岸・建築物ではない路外駐車場



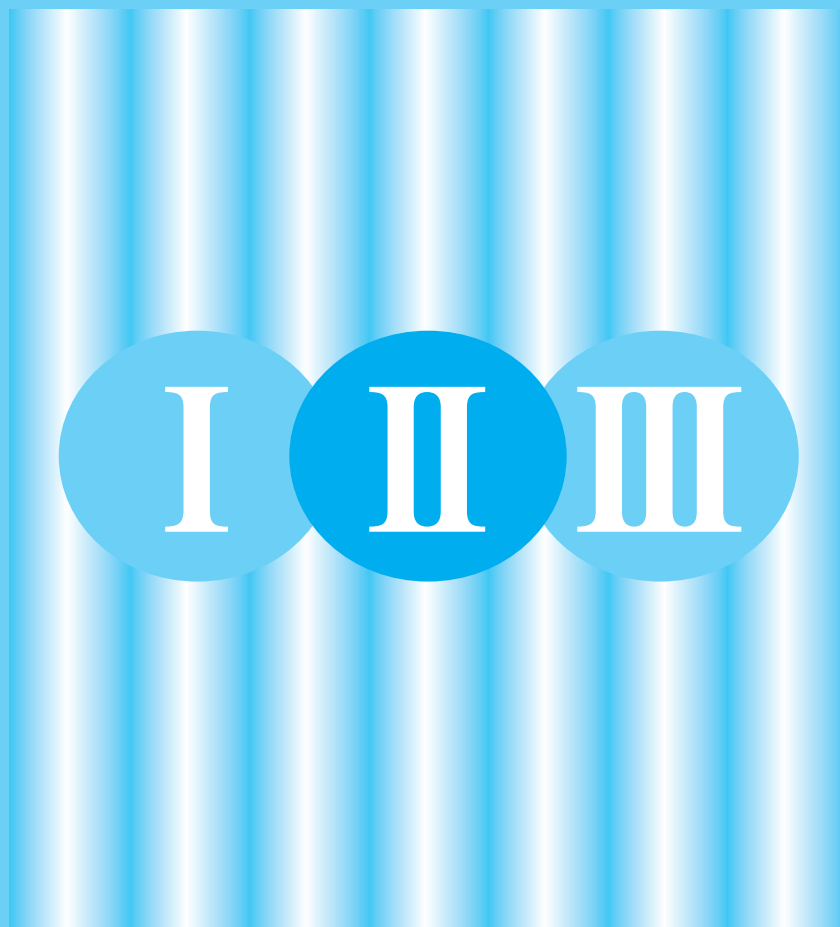
(1) 届出手続きの流れ

①届出手続き（建築物：建築確認申請を伴う場合）



II

施設整備基準の解説



（１）施設整備マニュアルの見方

施設整備マニュアルは、島根県ひとにやさしいまちづくり条例に規定されている整備基準とその解説、計画・設計にあたっての配慮事項、誘導的基準、設計上の配慮事項及び整備基準の解説図について記載しています。

計画・設計においては、実情に応じた配慮が必要となります。基本的な事項についての理解と、様々な配慮を工夫する場合の手引きとして活用してください。

（２）施設整備マニュアルの構成

施設整備マニュアルでは、整備基準とその解説のほか、より質の高い整備を推進していくための水準として、誘導的基準及び設計上の配慮事項も示しています。

①基本的な考え方

各施設の区分ごとの各整備項目について、基本となる考え方を示しています。

②整備基準

高齢者、障がい者等が公共的施設を利用することができるようにするために、整備すべき部分の構造及び整備に関し、遵守しなければならない基準を示しています。

③整備基準の解説

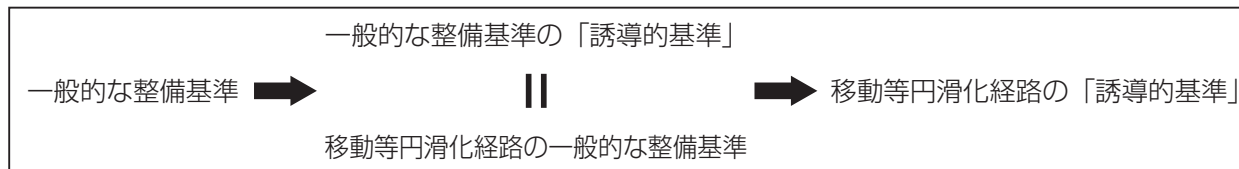
基準で示している寸法の意味、要求性能規定及び提案可能規定等について具体的に解説しています。

④設計上の配慮事項

整備基準では定めませんが、計画・設計にあたって配慮すべき事項や参考となる事項を示しています。

⑤誘導的基準

一般的な整備基準（移動等円滑化経路以外の整備基準）と移動等円滑化経路に係る整備基準について、公共的施設をより利用しやすくするために、整備すべき部分の構造及び整備に関し、さらに望ましい基準をそれぞれ示しています。



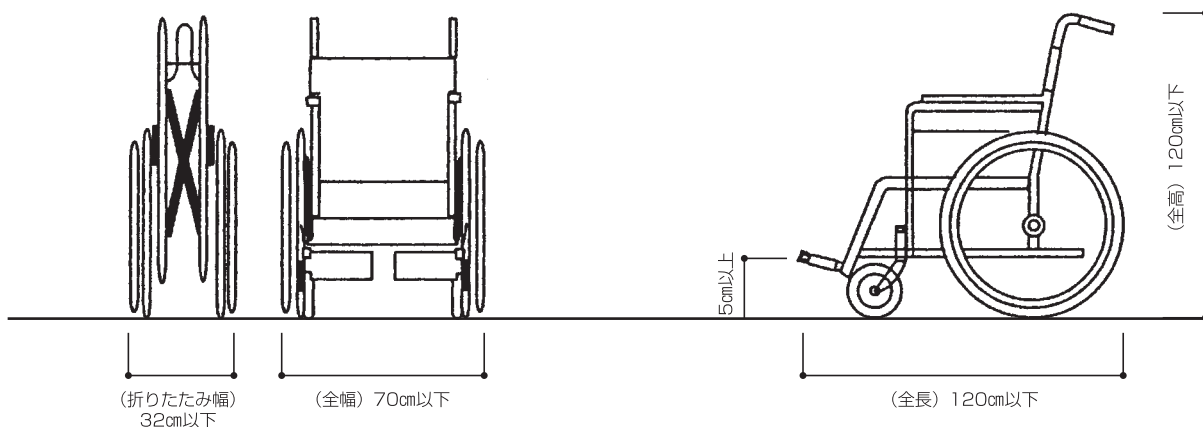
⑥整備基準解説図

「整備基準」、「配慮すべき事項」、「参考となる事項」、「誘導的基準」をわかりやすく例示しています。

●印は、一般的な整備基準に定めているもの、○印は、一般的な整備基準の「誘導的基準」及び移動等円滑化経路の一般的な整備基準に定めているもの、◎印は、移動等円滑化経路の誘導的基準を示しています。

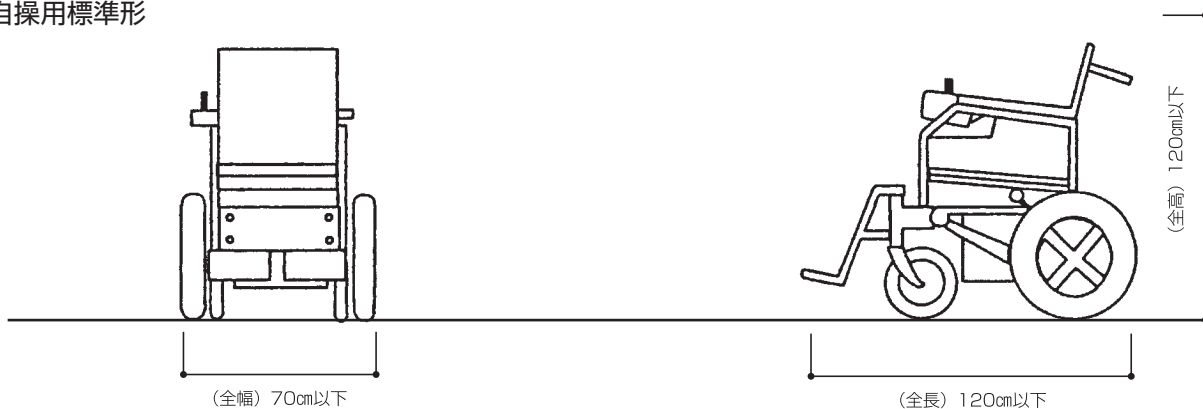
(1) 車椅子の寸法

①手動車椅子の形状、寸法は、JIS規格に定められています。その分類は外観及び用途によって自走用と介助用に分けられます。自走用には、標準形、室内形、スポーツ形、特殊型があり、介助用には、標準形、浴用形、特殊型等があります。



②電動車椅子の性能、寸法（登板力10°（17.6%、約1／5.7）以上、段差の乗り越えは、4cm以上（屋外用）が可能である。）

○自操用標準形



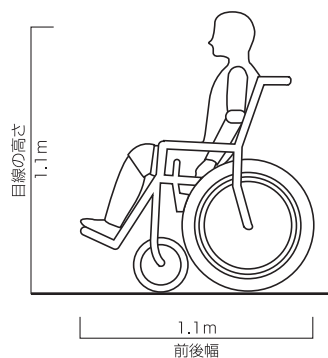
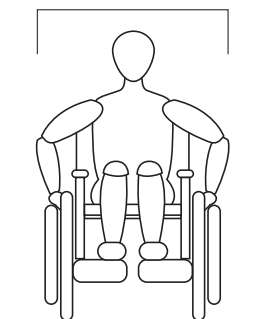
○自操用ハンドル形（三輪）



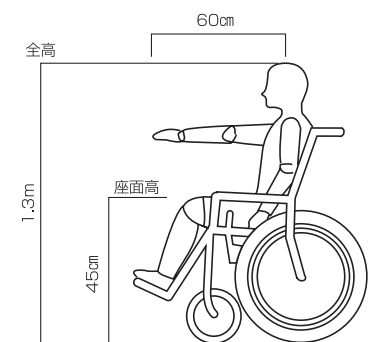
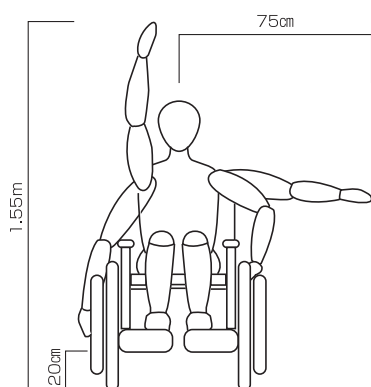
(2) 車椅子使用者の基本動作作業

① 人間工学的寸法

両ひじは車椅子の幅より
10cm程度外側に出る

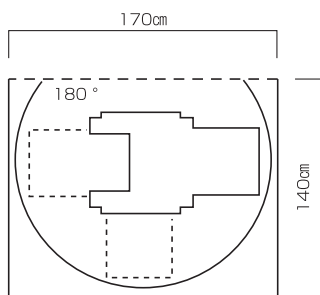


② 手の届く範囲

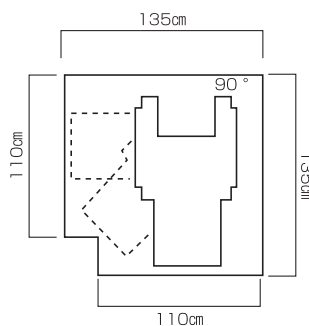


手動車椅子の最小限動作空間

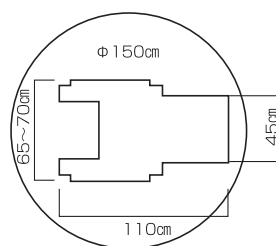
180° 回転(車輪中央を中心)



90° 回転(車輪中央を中心)

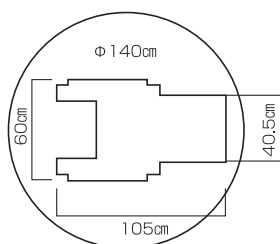


最小の回転円

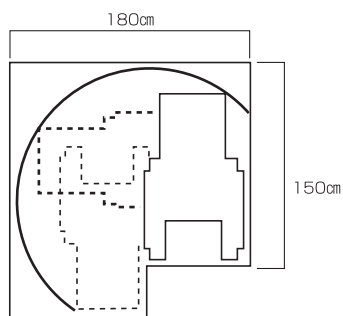


電動車椅子の最小動作空間

360° 回転(車輪中央を中心)

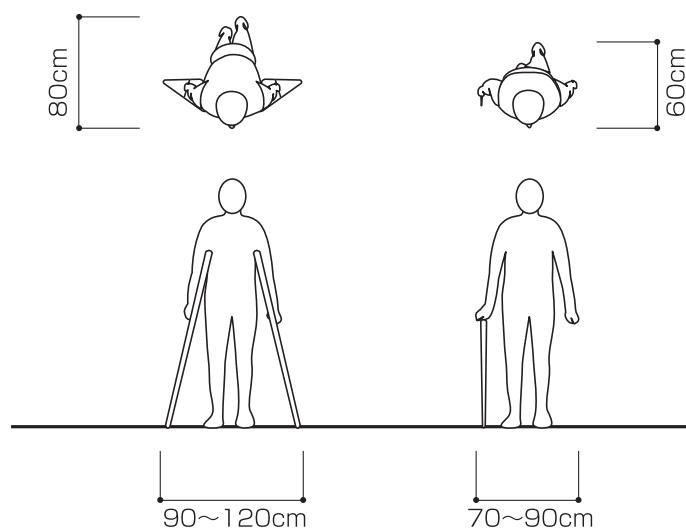


180° 回転(車輪中央を中心)



(3) つえ使用者の基本動作寸法

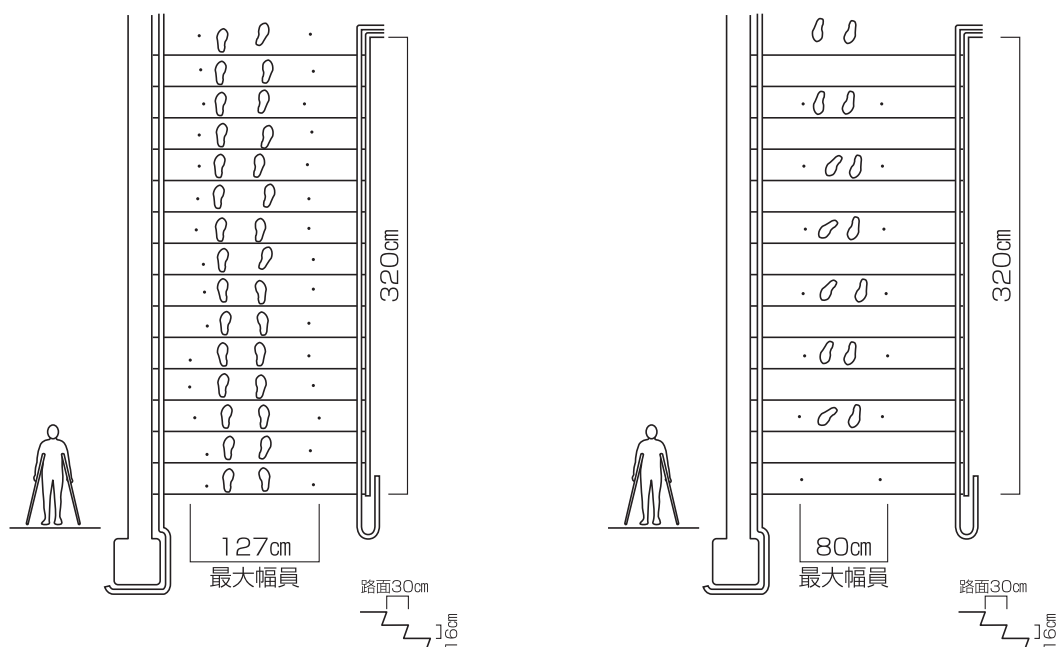
人間工学的寸法



2) 計画上必要な動作空間

つえ使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

二本杖使用者の階段の昇降

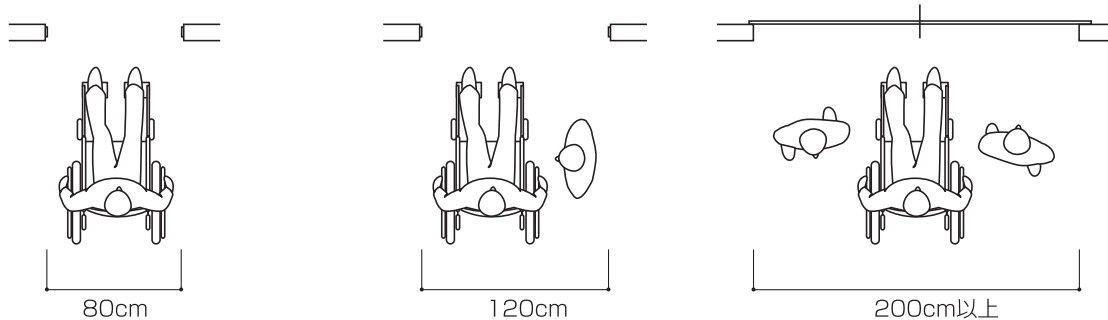


二本杖の軌跡（昇り）

二本杖の軌跡（降り）

各部の設計寸法の考え方

出入口の幅

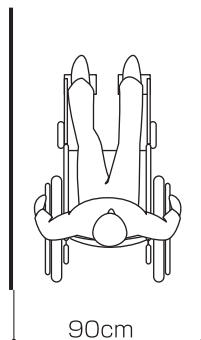


80cm: 車椅子で通過できる寸法
90cm: 車椅子で通過しやすい寸法

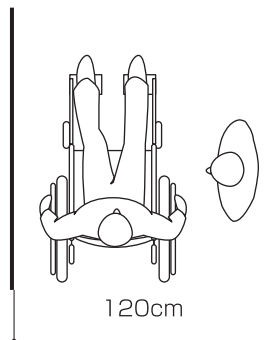
・人が横向きになれば
車椅子とすれ違える寸法

・人と車椅子がすれ違える寸法

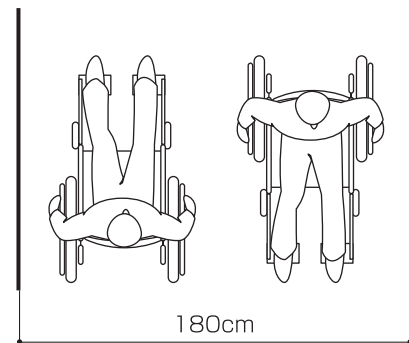
廊下の幅



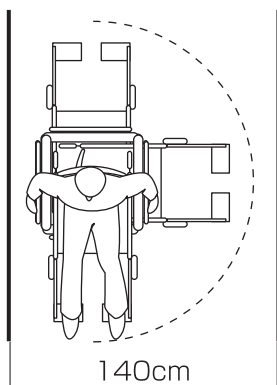
90cm: 車椅子で
通過できる寸法



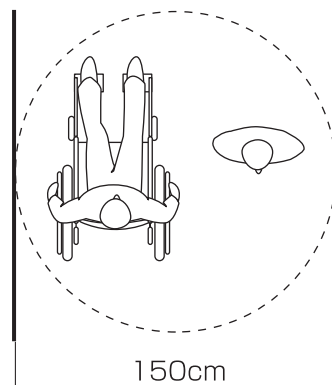
車椅子で通行しやすい寸法
人が横向きになれば車椅子
とすれ違える寸法



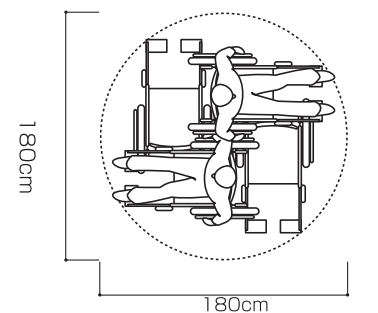
車椅子同士がすれ違える寸法



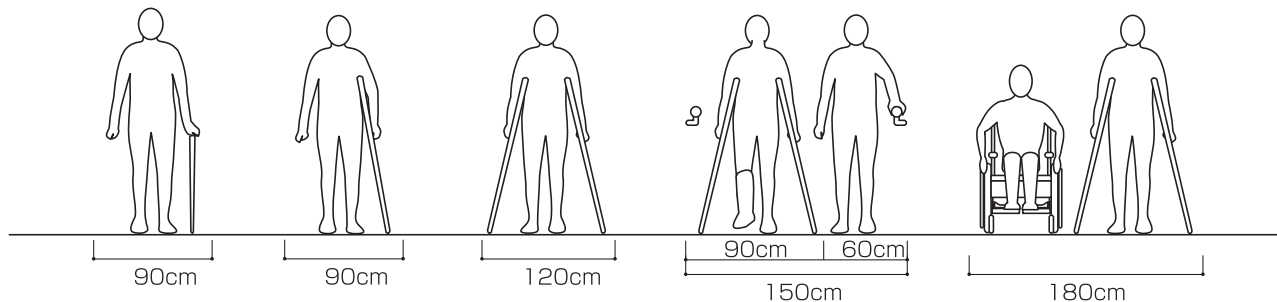
車椅子が転回（180度方向転換）
できる寸法



車椅子が回転できる寸法
人と車椅子がすれ違える寸法



・車椅子が回転しやすい寸法



・つえ使用者が通
行しやすい寸法

・片松葉杖使用者が
通行できる寸法

・松葉杖使用者が
通過しやすい寸法

・松葉杖使用者と歩行者
がすれ違える寸法

・車椅子使用者と松葉杖
使用者のすれ違える寸法

1 廊下等

基本的な考え方

廊下等は、高齢者、障がい者等すべての人が安全に通行できるようにすることが必要である。表面をすべりにくい仕上げにして転倒事故等を防ぐとともに、階段や傾斜路に近接する部分には危険箇所を知らせる点状ブロック等を敷設し、視覚障がい者に配慮する。

1 廊下その他これに類するもの	整備基準	整備基準の解説
	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 駐車場、学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。	・ 水の使用や雨により濡れるおそれのある場合は、特に配慮が必要である。 ・ 「常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合」とは、 1 ホテル等の入口で常時勤務している者（ドアマン）により誘導が可能な場合 2 百貨店等で案内所が入口から見えやすい位置にある場合等 が含まれる。 ・ 「その他視覚障害者の誘導上支障のない場合」とは、視覚障がい者以外の者が必ず同行し、誘導が可能な場合等が含まれる。

□設計上の配慮事項

【床面の仕上げ】

○転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

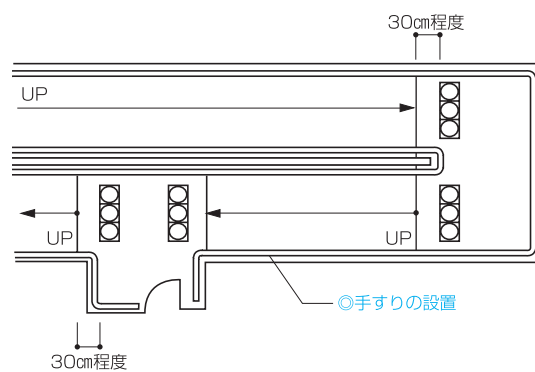
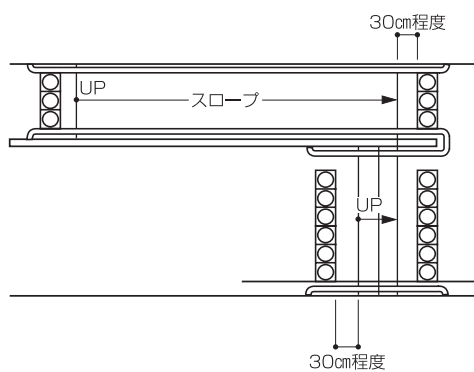
【点状ブロック等】

○下肢障がい者や車椅子使用者の通行に支障とならないよう配慮する。

誘導的基準

- ・ 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。
- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

□点状ブロックの敷設例



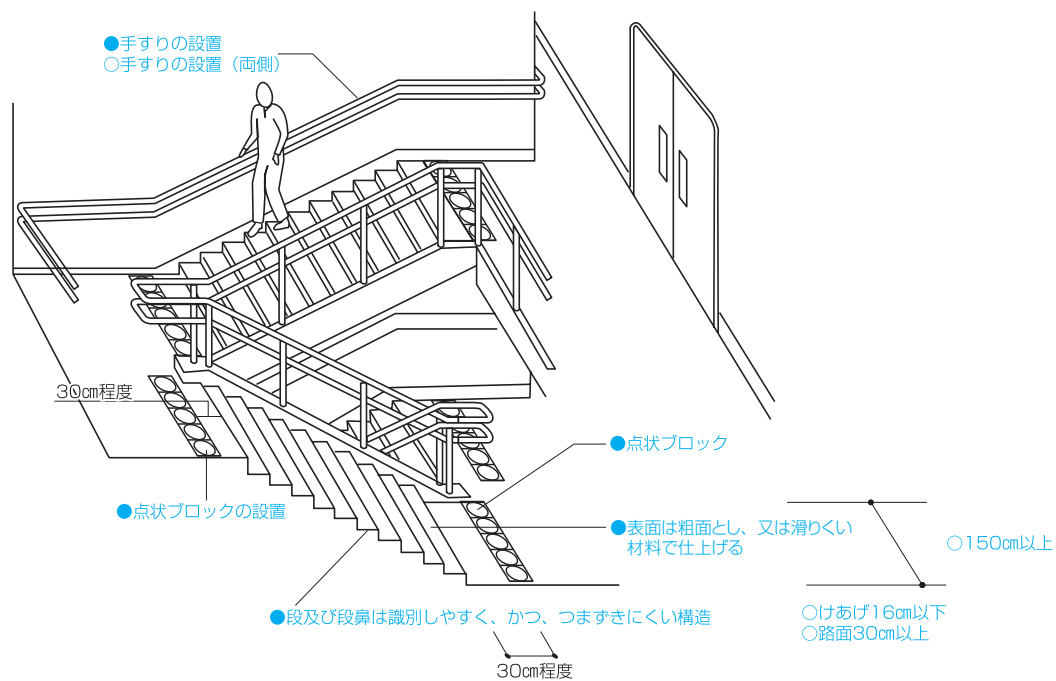
2 階段

基本的な考え方

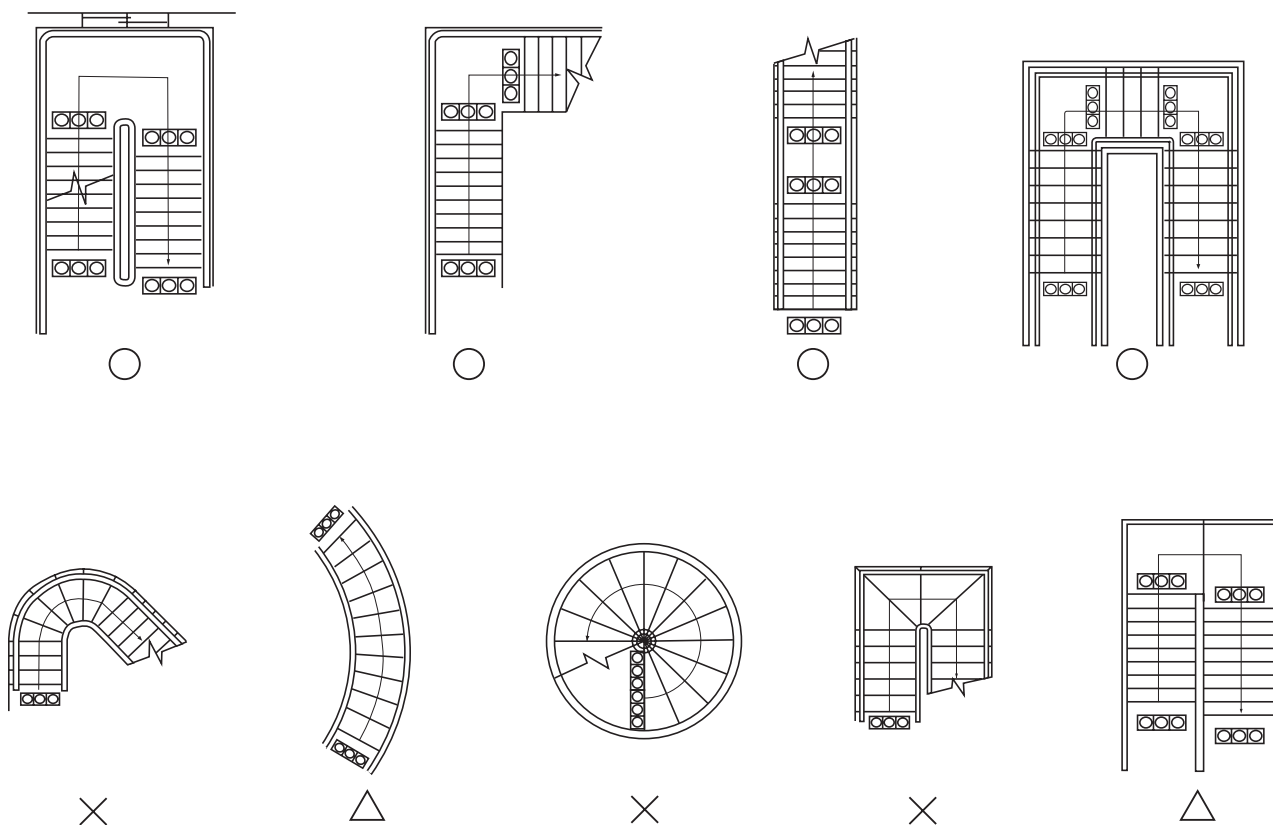
階段は上下階の移動という重要な役割を持っているが、高齢者、障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高い場所でもあるので、勾配を緩くするなど負担の軽減を行うほか、特に降りる場合に段を識別できるよう段鼻を明度の差の大きいものとしたり、手すりを連続して設けるなど高齢者、視覚障がい者等に配慮する必要がある。

2 階 段	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 カ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。	・避難階以外の階に通ずるものはすべて含むが、通常使用されない階段（常時閉鎖式扉の非常用階段や屋外階段等）は対象としていない。 ・つまずきの原因となるものを設けない構造とは、蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいう。 ・主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいう。 ・回り階段とは、らせん階段や踊り場に段差を設け（方向の変更する部分に段を設ける）、踏面の異なるものをいう。 回り階段は、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失いやすく、また踏面の幅が違うため危険である。 ・困難であるときは、小規模で2階建て程度の施設で当該階段以外の階段を設けられず、構造上、スペースの関係上、回り階段とせざるを得ないような場合をいう。

□階段の整備例



□階段の形式



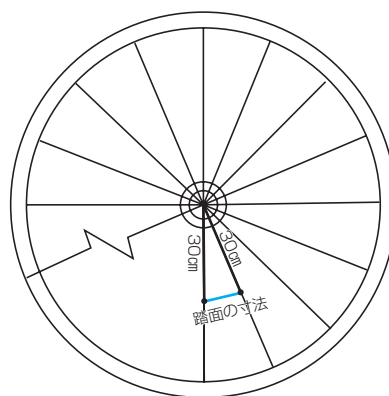
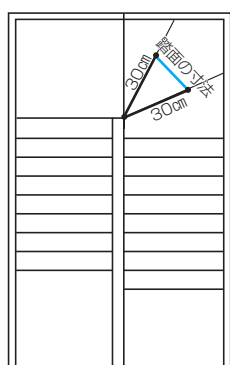
□設計上の配慮事項

- 階段の形態は、直接段又は折れ曲がり階段とする。原則として回り階段は禁止しているが、やむを得ず設ける場合は、最小の踏面を規程寸法以上確保する。
- 転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。
- 踊り場に設ける点状ブロック等は段の始まる30cm程度手前に敷設する。
- 手すりは、段の部分及び踊り場の部分に連続して設ける。
- 手すりは、衣服等が引っかからないように端部を壁方向又は下方向に曲げる。
- 階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を表示する。
- つえが落ちないように階段の側面に立ち上がり等を設ける。
- 段鼻にはノンスリップ等の滑り止めを設け、材質はつえがすべりにくいものとする。
- 踏面、けあげの色は、明度の差の大きいものとするが、段鼻（ノンスリップ）を識別しやすい色とする。
- 屋外階段は、水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 階段の照明はできるだけ明るくする。

誘 導 的 基 準

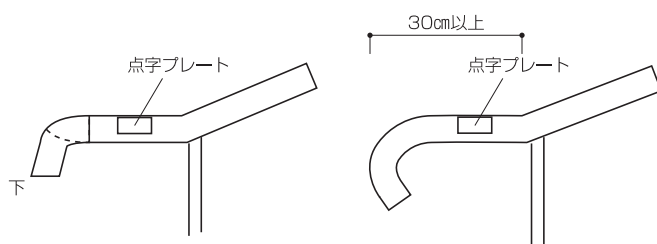
- ・幅は150センチメートル（鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅（以下「鉄道の旅客施設」という。）にあっては、180センチメートル）以上とすること。
- ・鉄道の旅客施設にあっては、高さ300センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・両側（幅が300センチメートル以上のものにあっては、両側及び中間）に手すりを設けること。
- ・けあげの寸法は、16センチメートル以下、踏面の寸法は、30センチメートル以上とする。

□回り階段の最小の踏面



回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において、測るものとする。

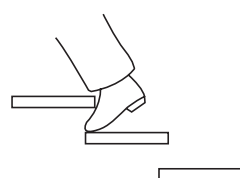
□手すりの形状



・階段の始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、水平部分を取り、点字プレートを設置する。また、始点（終点）はバランスをくずしやすいので水平部分は、30cm以上とする。

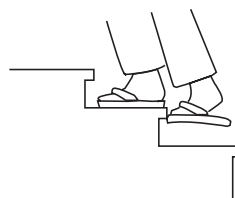
・袖口等が引っかからないように手すりの端部は壁面又は下方向に曲げておく。

□段の形状



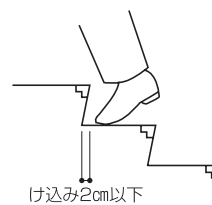
け込み板のないものはつまずきやすい

×



踏面がとびだしているとなつま先が引っかかりやすく危険

×



け込み2cm以下

段鼻と踏面を識別しやすい
ノンスリップの使用

○

□階段のけあげ及び踏面の寸法

階 段 の 種 別	けあげの寸法	踏面の寸法
小学校における児童用のもの	16cm以下	26cm以上
中学校、高等学校又は中等教育学校における生徒用のもの	18cm以下	26cm以上
物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの		
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客用のもの		
直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階におけるもの	20cm以下	24cm以上
居室の床面積の合計が100㎡を超える地階におけるもの		
地下工作物内におけるもの		
上記以外に掲げる階段以外のもの	22cm以下	21cm以上
誘導的基準	16cm以下	30cm以上

3

傾斜路

基本的な考え方

傾斜路は、手すりの設置、滑りにくい材料による表面の仕上げ、視覚障がい者に配慮した点状ブロック等の設置により、安全を確保する必要がある。

3 傾斜路	整備基準	整備基準の解説
	利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。 オ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。	・弱視の方等の視覚障がい者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。 ・車椅子の脱輪防止又はつえ等が落ちないようにするため、縁部に立上りを設ける。 ・勾配が変わる部分には、点状ブロック等を敷設する。

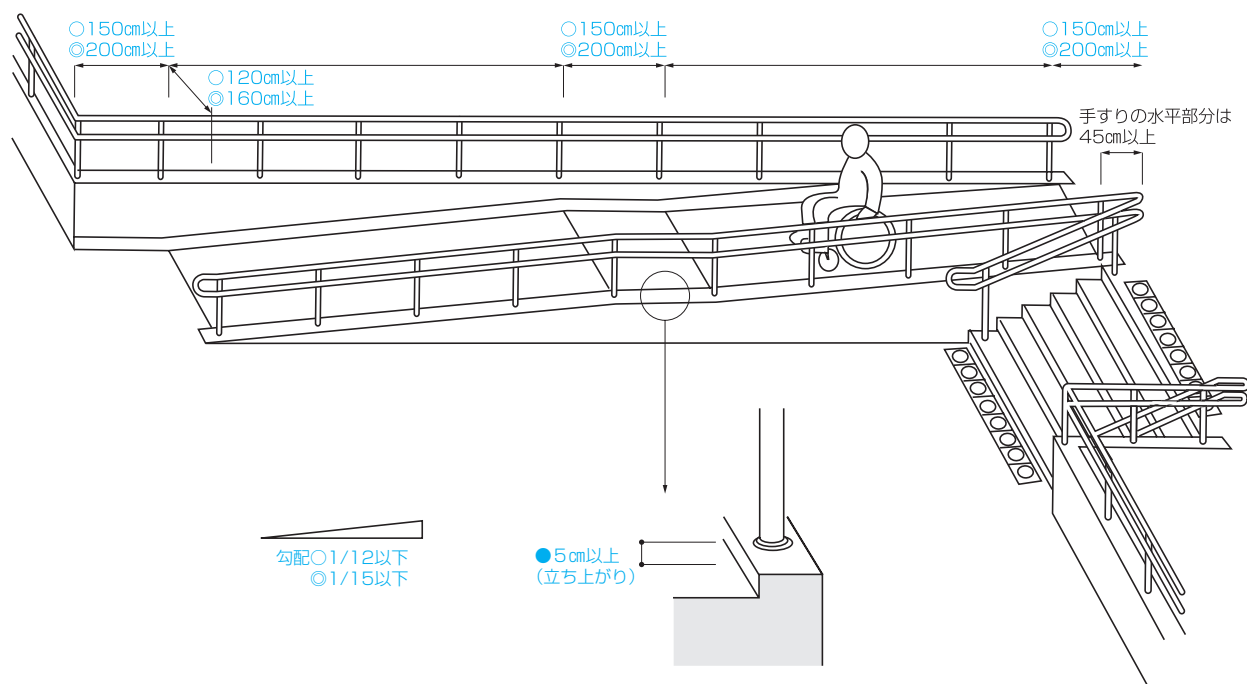
□設計上の配慮事項

- 手すりは、傾斜路の両側に設けることが望ましい。
- 位置については、できるだけ一般の利用者が主として利用する通路と同じ経路に設けることが望ましい。
- 緩勾配であっても傾斜路が長くなると車椅子使用者等の負担が大きくなることも考慮する。
- 水の使用や雨により濡れるおそれのある場所は、特に配慮が必要である。

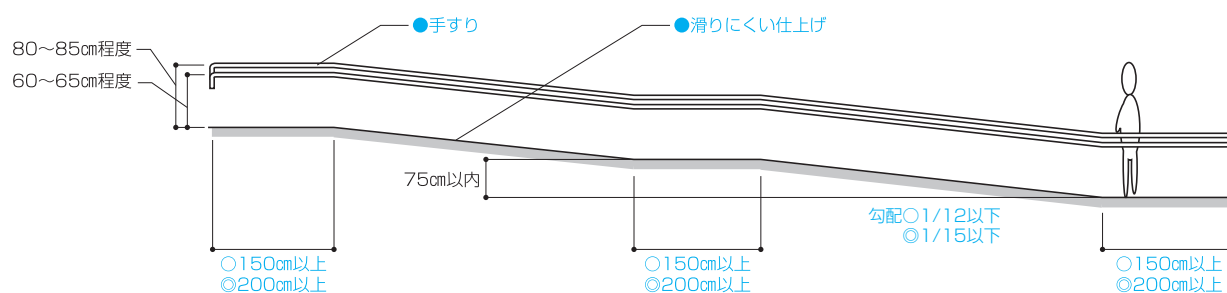
誘導的基準

- ・幅は120センチメートル（階段に併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。
- ・勾配は、12分の1を超えないこと（高低差が16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）。
- ・高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

□傾斜路の整備例



□傾斜路の断面



4 便所

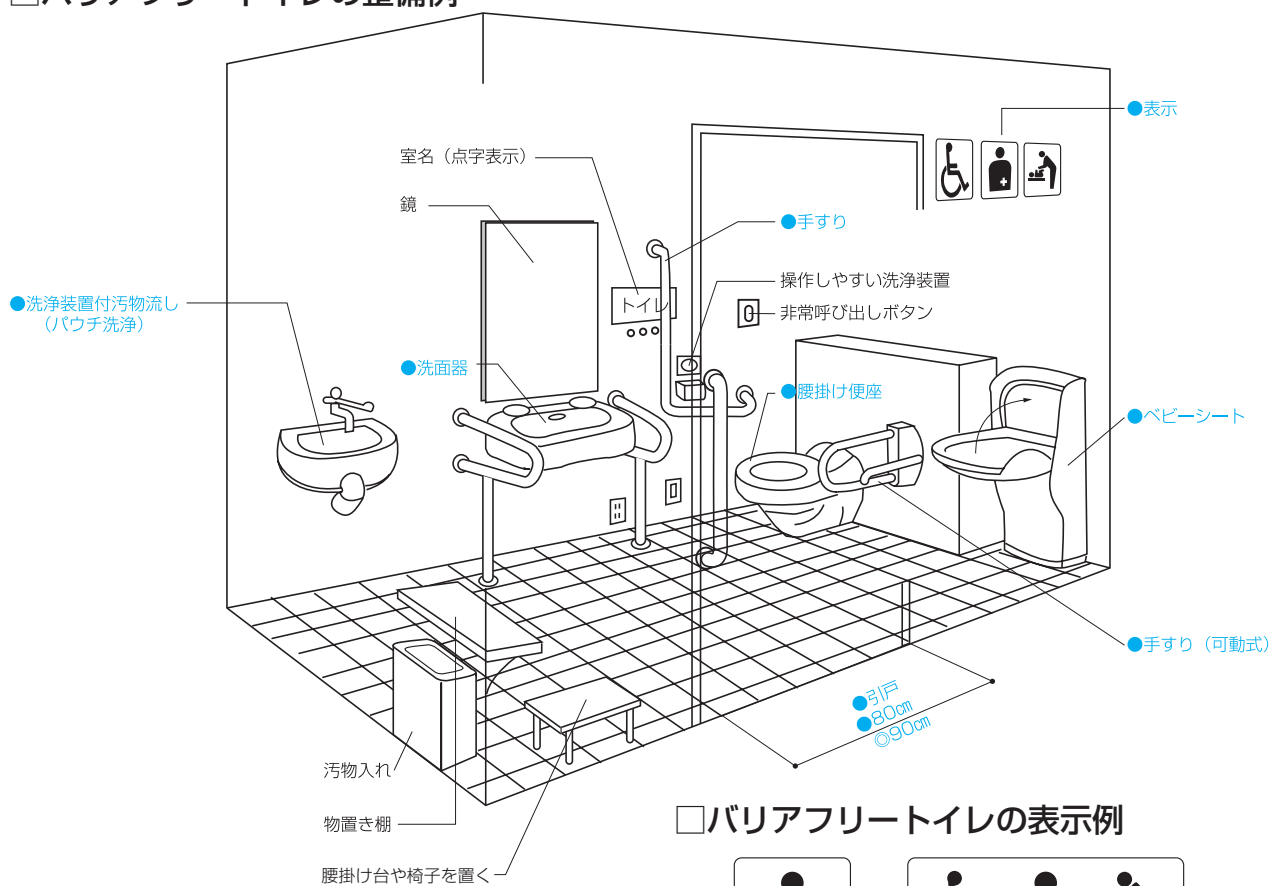
基本的な考え方

高齢者、障がい者等が積極的に外出することができるためには、車椅子使用者をはじめ内部障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等幅広く利用できるよう配慮した便所（バリアフリースイレ）を設けることが必要である。

また、バリアフリースイレとすることができない場合でも、高齢者や若干身体の不自由な者等の利用に配慮する必要がある。

4 便所	整備基準	整備基準の解説
	(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。 (2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）ただし、国土交通省告示に定める基準に従い配置するものについては、この限りでない。 ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房（イ及びフの項において「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。 （ク） 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 （イ） 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。 （ク） 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。 （イ） 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 (3) (1)の規定により設ける便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それ	・ 便房とは、便所に設ける個室（ブース）のことをいう。 ・ 車椅子使用者便房は、出入口と便房の位置関係により様々な平面計画が考えられるので、便房の幅、奥行き等の寸法及び設備等の配置については特に定めない。 ・ 若干身体の不自由な高齢者、つえ使用者、障がい者等の利用に配慮した対応である。 ・ 車椅子使用者のひざや足先が入るスペースを設ける。

□バリアフリースイトイレの整備例



□バリアフリースイトイレの表示例

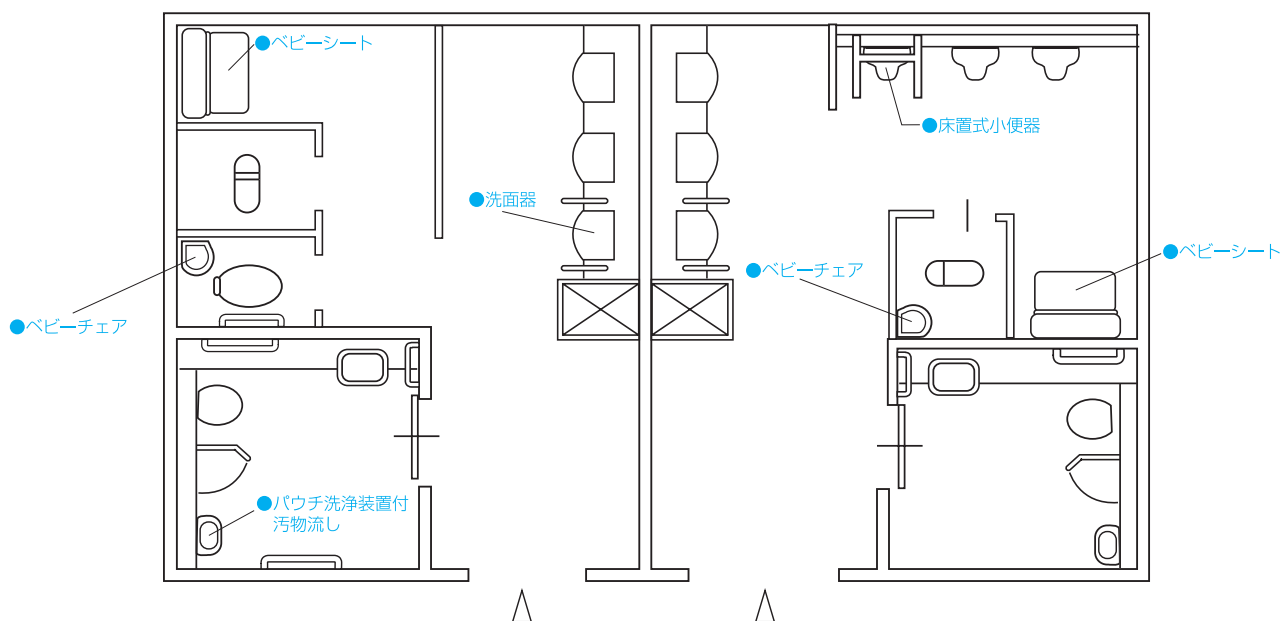


オストメイトマーク



多機能トイレ表示の基本形

□便所の配置例



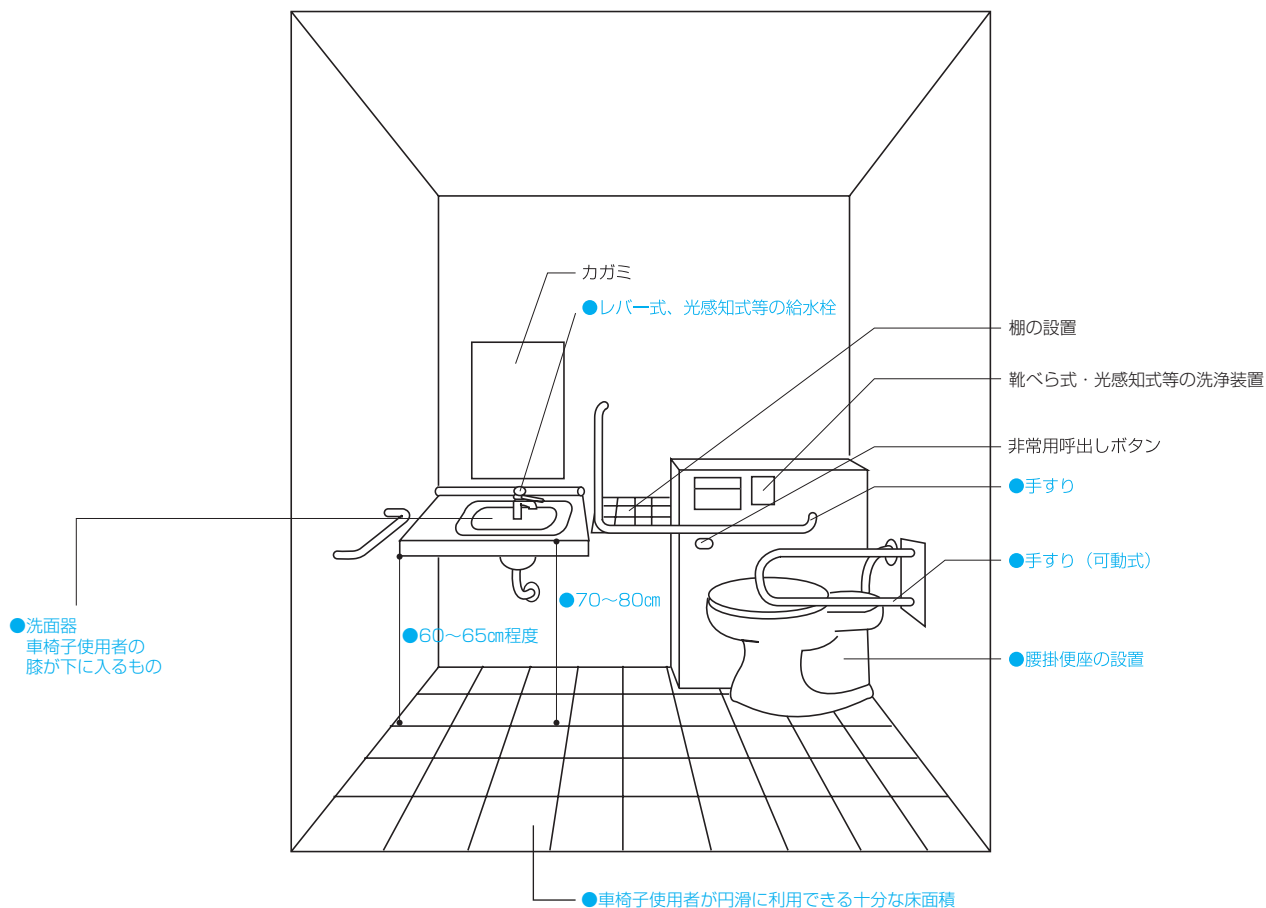
4 便所	整備基準	整備基準の解説
	ぞれ1) 以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。 (4) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。 (5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。 (6) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。	・ 洗浄装置付きの汚物流しは、内部障がい者（オストメイト）が使用する器具（パウチ等）を洗浄する場合に必要な設備である。 ・ 男子用小便器を設ける場合に床置き式の小便器とは、ストール型をいう。 ・ 手すりは、高齢者、障がい者、つえ使用者等の利用に配慮した対応である。 ・ 便所を設ける場合に適用する。 ・ 乳幼児を置くことができる設備とは、便房内に設けるベビーチェア等をいう。 ・ 一時的に預けることができる場合とは、 1 受付、案内所等で常時勤務する者により乳幼児を預けることができる場合。 2 団地、自治会等の集会所で他の利用者に乳幼児を預けることができる場合等が含まれる。 ・ 比較的滞在時間が長くなる施設で便所を設ける場合に適用する。 ・ 便所を設ける場合に適用する。 ・ おむつ替えができる設備とは、ベビーシート等を設けたスペースをいう。

□設計上の配慮事項

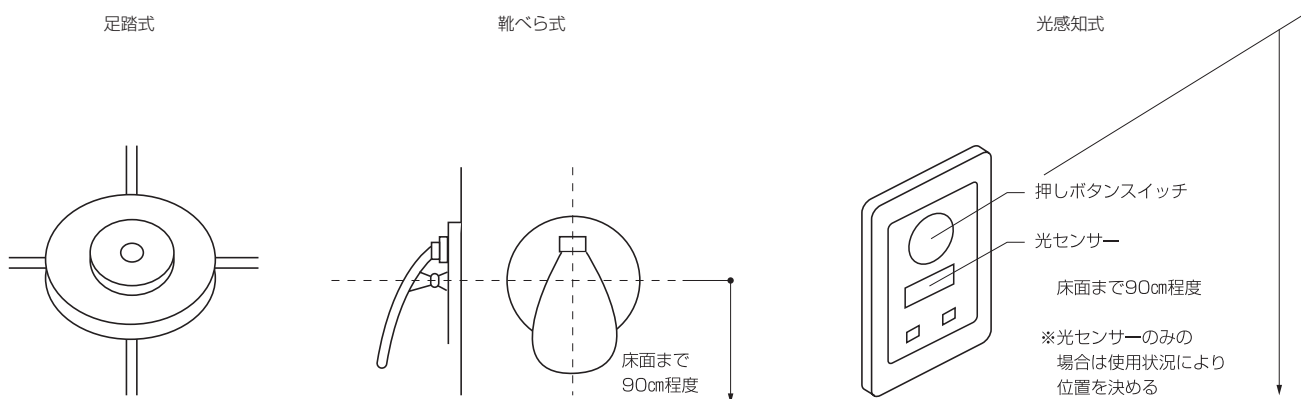
【便所の配置・表示】

- 高齢者、障がい者、乳幼児（おむつ替え）、内部障がい者（パウチの洗浄）等、誰もが利用できるバリアフリーストイレとなるように計画する。
- 便所は、わかりやすくかつ利用しやすい位置に設ける。
- 便所に至る経路は、わかりやすく表示する。
- 視覚障がい者のために、便所の出入口には、高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。
- 視覚障がい者のために、必要に応じて触知板、音声等により案内を行うことが望ましい。
- 床面は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 使用形態に配慮した注意喚起表示を行うことが望ましい。
例「一般のトイレを利用することが可能な方が、バリアフリーストイレを長時間利用することは遠慮しましょう」など。

□車椅子使用者用便房の整備例



□フラッシュバルブの例



※同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい。

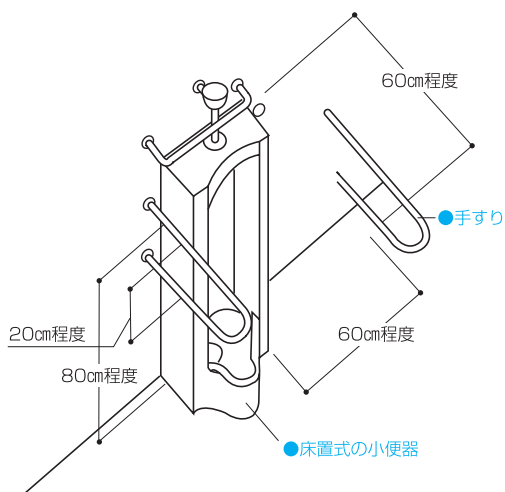
【便房の構造】

- 車椅子使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の戸は引戸（自動式が望ましい。）形式とする。
アコーディオン式は、プライバシー保護上好ましくない面があるため、できるだけ使用しない。
- 便房の戸の鍵は、簡単に操作でき、非常時には外から合鍵等で解錠できるものとする。
- 戸には、使用状況がわかる表示を設ける。
- 便房内の手すりは、固定式、可動式等を組み合わせ、適切な位置、高さに設ける。
- 便座の高さは、蓋のない状態で40～45cm程度とする。
- 床置き式の便器は、車椅子のフットレストが便器の下に入るようにトラップ部分が引き込んでいるものとする。
- ペーパーホルダー、水洗の洗浄装置（靴べら式、光感知式等）は、便器に腰掛けたまま容易に操作できる位置に設ける。
- 便房内及び手洗い設備には、手荷物等を置く棚、フック等を設ける。
- 車椅子使用者用便房内には、身づくろいできるように鏡を設ける。
- バリアフリースイレ内には、必要に応じて、ベンチ、腰掛け等を設ける。
- バリアフリースイレ内の汚物入れは、一般のものより大きいものを設ける。
- 非常呼び出しボタンは、便座に腰掛けただけで操作できる位置に設ける。また、転倒した場合にも操作できる高さにも設けることが望ましい。
- 点字による位置表示及び男女別表示を行うことが望ましい。

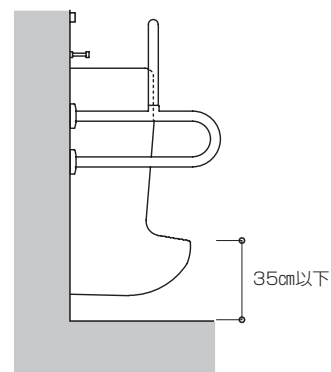
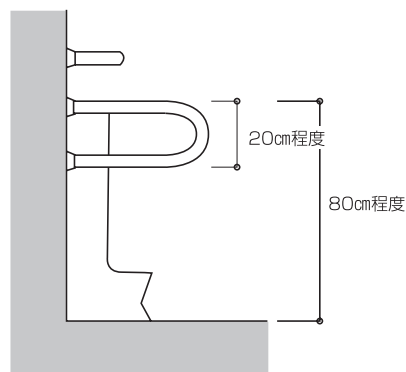
誘 導 的 基 準

- ・ 車椅子使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のを90センチメートル以上とすること。
- ・ 建物内に複数の車椅子使用者用便房を設置する場合は、そのうち1以上に高齢者・障がい者等が円滑に衣類又は装備具の交換ができる設備（大型ベッド付き便房等）を設置する事が望ましい。

□床置式の小便器



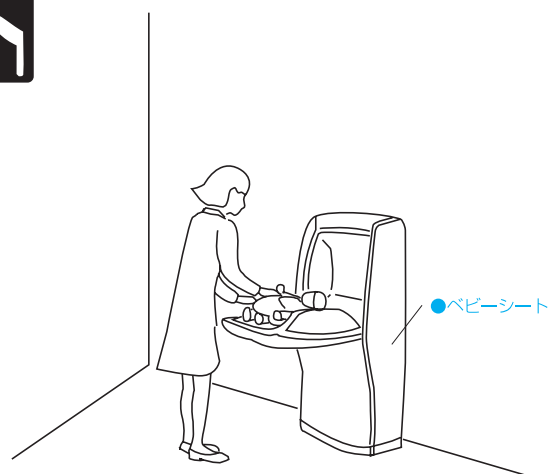
□壁掛式の小便器



□ベビーチェア

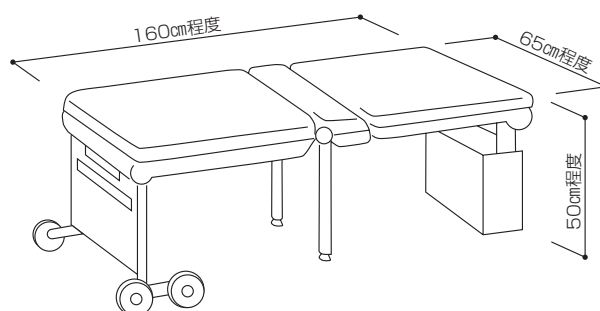


□ベビーシート



□大型ベッド

(幼児～大人まで：折畳み収納型)



5 駐車場

基本的な考え方

車椅子使用者にとって、自動車は重要な移動手段であり、施設の利用を促進するためにはそれぞれの施設に利用しやすい駐車場を設ける必要がある。また、雨天時や積雪時を考慮し、屋根及び庇等を設けることが望ましい。

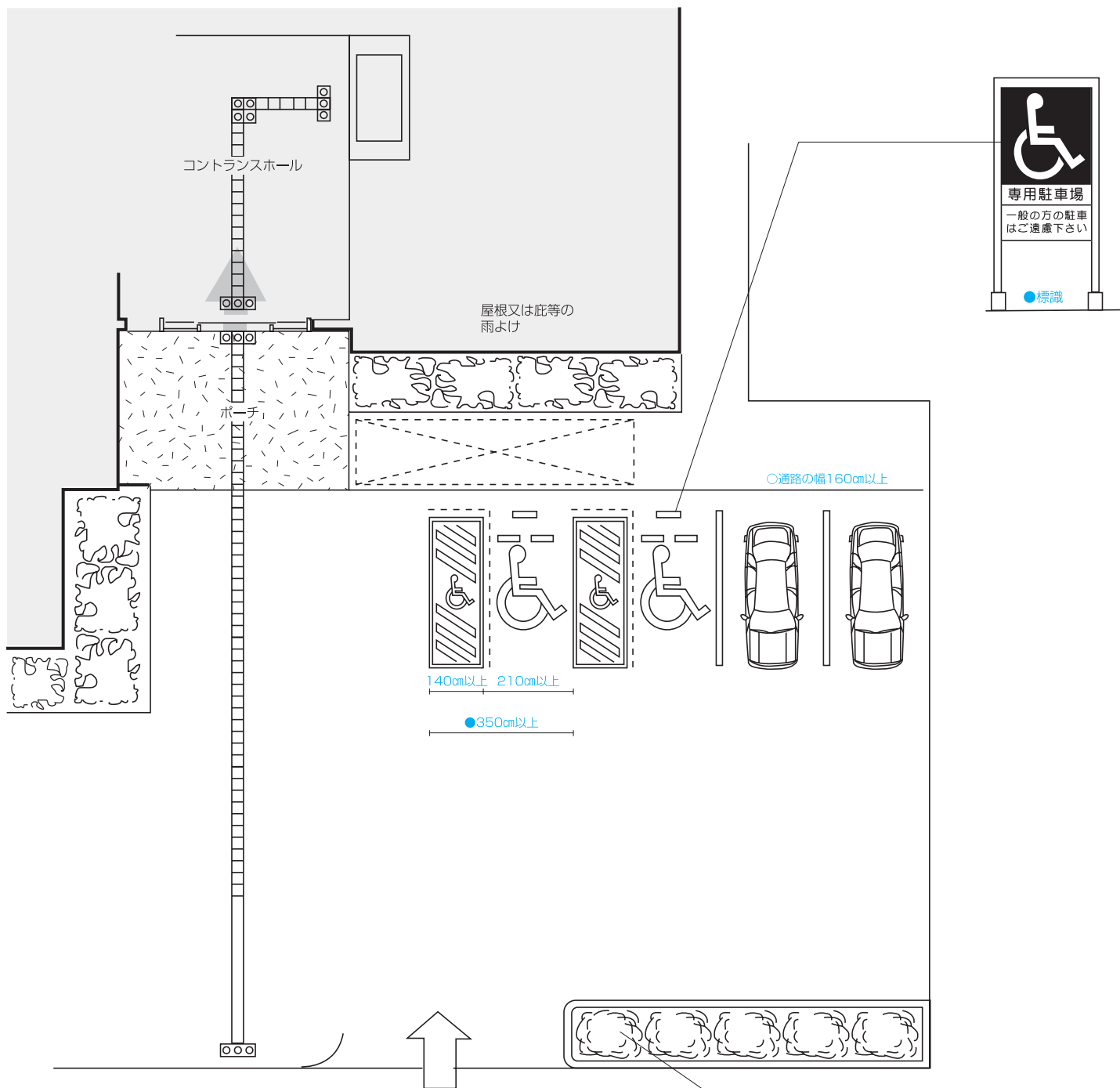
5 駐車場	整備基準	整備基準の解説
	(1) 利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該駐車施設に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	・ 車椅子使用者が安全に自動車に乗降するには、車体用スペース210センチメートルに車椅子使用者乗降部分として140センチメートルを加えた350センチメートル以上とする。 ・ 駐車施設の路面への車椅子シンボルマークの表示や必要に応じ、立て看板等見やすい方法で表示する。 ・ 車椅子使用者用駐車施設は、できるだけ車椅子使用者の負担を軽減するため、車椅子使用者が主に通る経路に対して最短となる位置に設ける。

□設計上の配慮事項

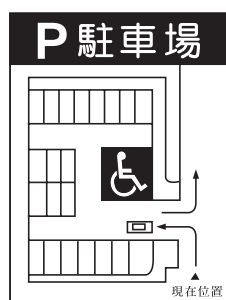
- 人と自動車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設の数、施設の規模、利用頻度等を考慮し、できるだけ多く設ける。
- 駐車施設及び通路は、平坦とし、濡れても滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。
- 駐車場入口には、車椅子使用者用駐車施設に至る経路を示す誘導用案内標識を設けることが望ましい。
- 車椅子使用者が濡れないように車椅子使用者用駐車施設及び通路に屋根又は庇を設けることが望ましい。

誘導的基準

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の数、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りでない。



□車椅子使用者用駐車施設の表示の例



6 敷地内の通路

基本的な考え方

道路及び駐車場から建物の出入口に至る通路については、滑りにくい材料による路面の仕上げ、階段や傾斜路への手すりの設置や識別しやすい色の配色により、安全に通行できるよう配慮する必要がある。

6 敷地内の通路	整備基準	整備基準の解説
	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に定める構造であること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。	・ 雨に濡れている場合を考慮して滑りにくい材質のものを使用する。 ・ 弱視の方等の視覚障がい者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。 ・ 1/12とは、車椅子使用者が昇降できる勾配である。 ・ 車椅子の脱輪防止又はつえ等が落ちないようにするため、縁部に立上りを設ける。

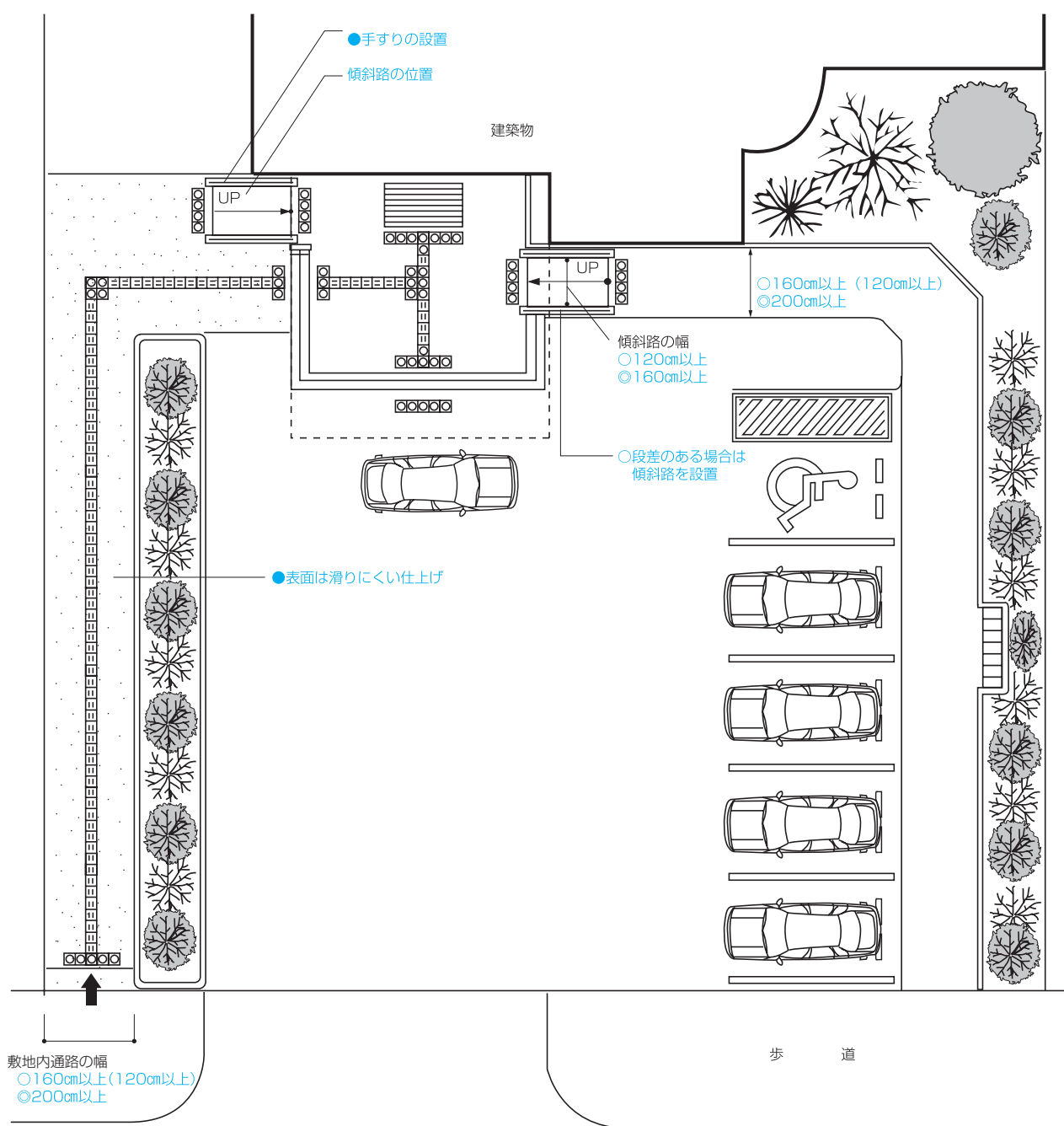
□設計上の配慮事項

- 手すりは、段や傾斜路がある部分の両側に設けることが望ましい。
- 人、自転車及び自動車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。

誘導的基準

- ・ 通路の幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ・ 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りではない。
- ・ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上（段に併設するものにあっては90センチメートル以上）とすること。
- ・ 傾斜路の勾配は12分の1を超えないこと（高低差が16センチメートル以下のものにあっては、8分の1）。
- ・ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。）

□敷地内の通路の整備例



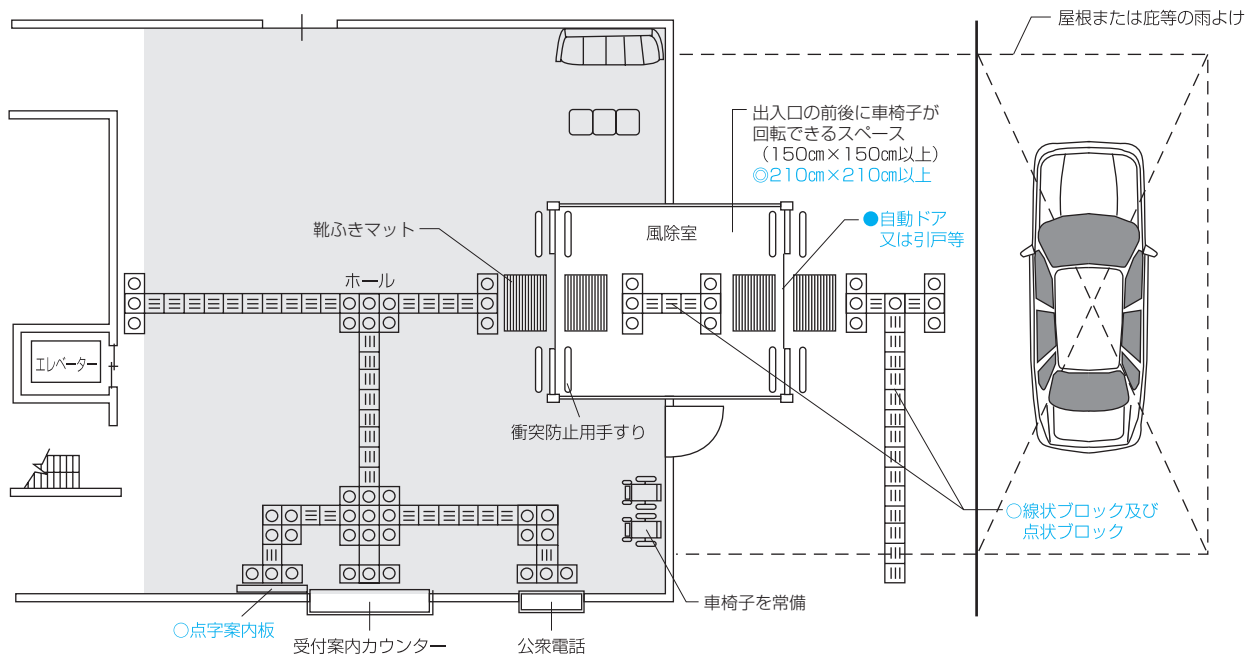
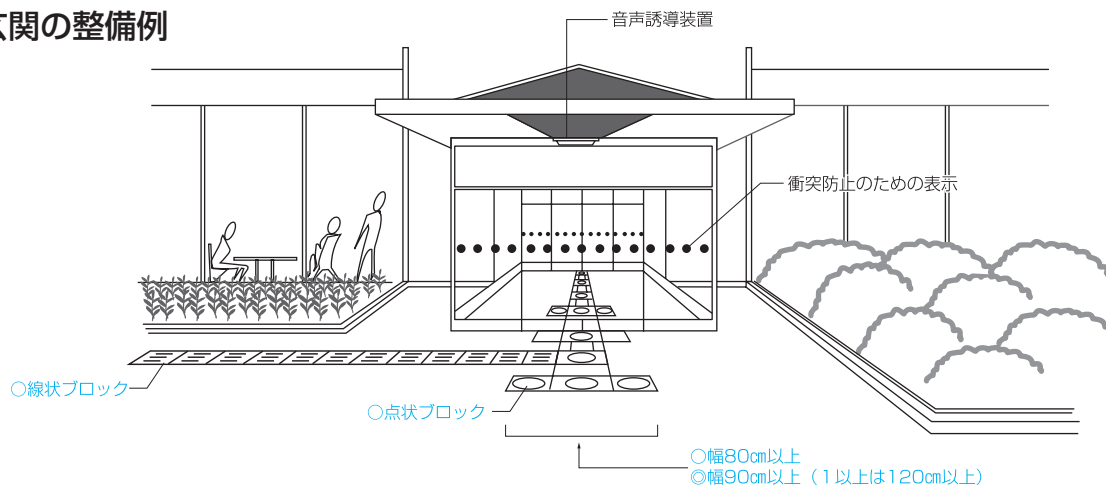
7 移動等円滑化経路

基本的な考え方

高齢者や身体障がい者等が利用する部屋から道路・駐車場までのいくつかの経路のうち必ず1つ以上の経路は、階段や段を設けない等、移動しやすい構造とする必要がある。

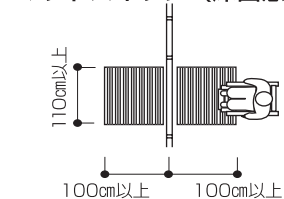
7 移動等円滑化経路	整備基準	整備基準の解説
	(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等を除く。）。 ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第3号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの（ア）の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） (2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限り	・ 地上階又は地上階の直上、直下階のみに利用居室がある場合は、道等から地上階の利用居室までの経路が整備基準の対象となる。

□玄関の整備例

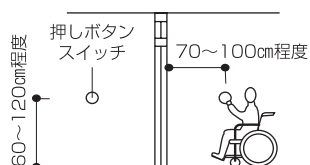


□自動ドアの感知方式の例

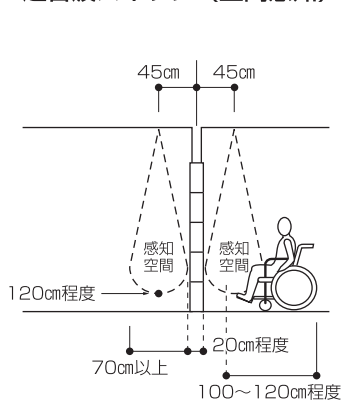
マットスイッチ（床面感知）



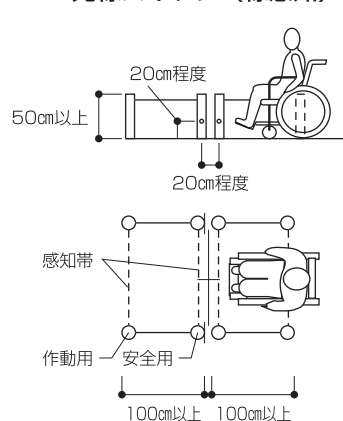
押しボタンスイッチ（点感知）



超音波スイッチ（空間感知）



光線スイッチ（線感知）

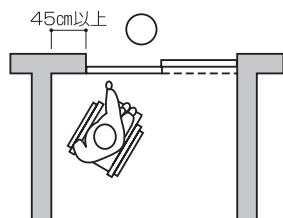


7 移動等円滑化経路	整備基準	整備基準の解説
	でない。	
	イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。	
	(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。	
	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・ 戸を設ける場合に適用する。 ・ 容易に開閉して通過できる構造の戸には、自動式の戸のほかに引戸、引分戸が該当する。該当しないものとは、回転扉（ただし、車椅子使用者等に対応した回転扉は除く。）や重い引戸及び開戸、開閉のためのスペースが十分でない開戸等をいう。 ・ 戸の前後に車椅子待機のための水平なスペースを確保する。
	ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。	
	(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもので又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。	・ 「3室以下の専用のもので」とは、廊下等に面した出入口がある室の数をいう。 ・ 車椅子使用者の利用上支障のないものとは、経路が短い廊下等の部分をいう。 ・ 車椅子の転回に支障がない場合とは、140センチメートル×140センチメートル以上のスペースやT字型の交差部等をいう。
	(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。	
	(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
	エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。	
	(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	
	(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	
	オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（力に定める構造のものを除く。(ウ)及び(ウ)において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付	

□戸の形式

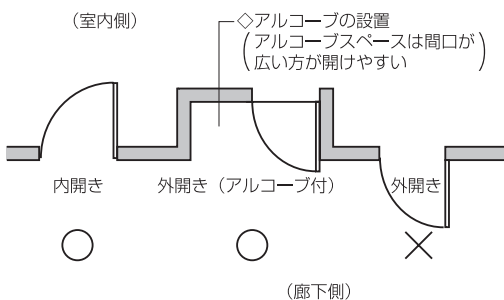
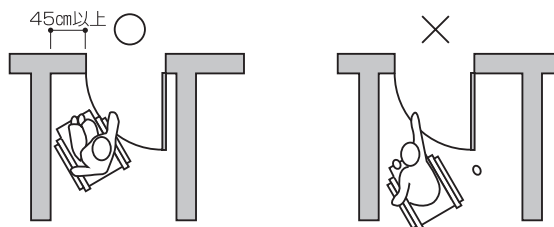
引戸の形式

車椅子使用者のためのスペースの設置

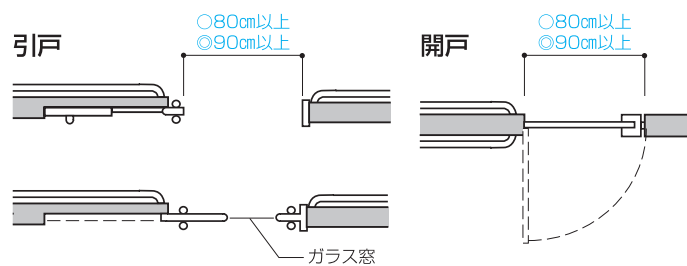


開戸の形式

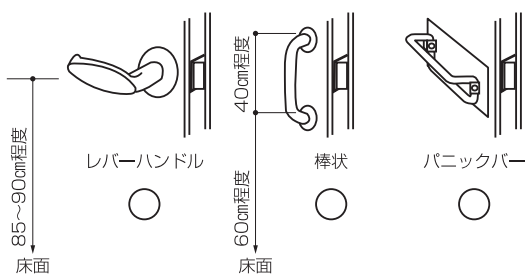
車椅子使用者のためのスペースの設置



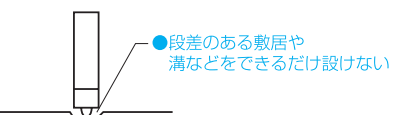
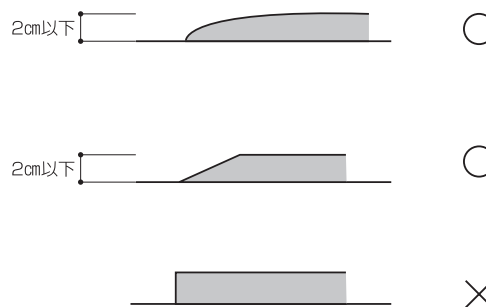
□出入口の幅員



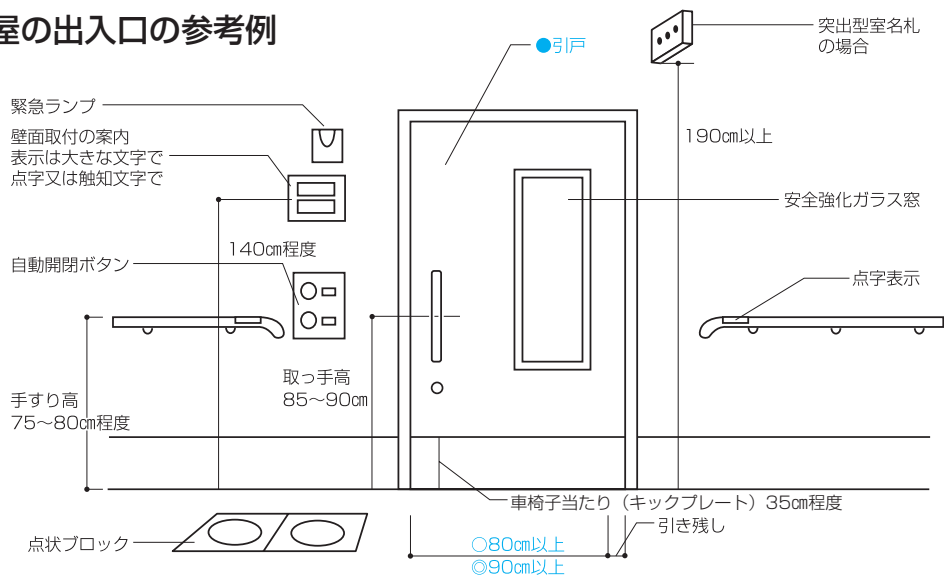
□取っ手の形式



□すりつけの例 (2cm以下の段差)

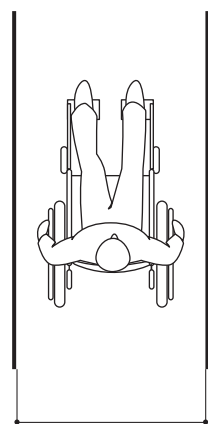


□各部屋の出入口の参考例

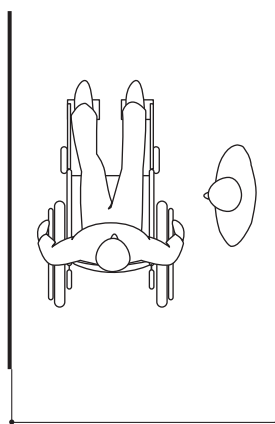


7 移動等円滑化経路	整備基準	整備基準の解説
	近に、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。 (ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 (イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (ロ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ハ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 (ニ) 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 (ホ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 (ヘ) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 (コ) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーにあっては、(ア)から(ヘ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものを除く。）。 a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 b 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 c 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーにあっては、(ア)から(コ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。 a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。 b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を	・ 車椅子使用者用の制御装置について視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者である車椅子使用者には介助者がつくことが想定されるためである。 ・ 車椅子で後ろ向きのまま、戸の開閉状態を確認することができるようにする。

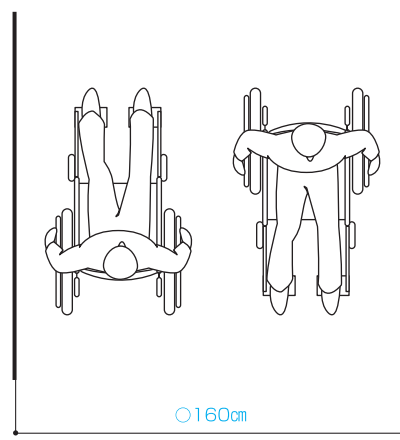
□廊下の幅員



○90cm (階段併設傾斜路)
・車椅子で通行できる寸法

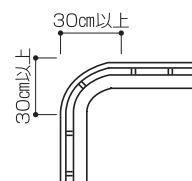
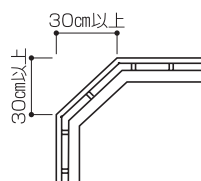
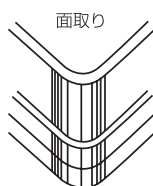
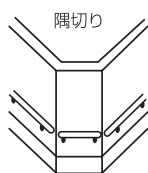


○120cm
・車椅子で通行しやすい寸法
・人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法

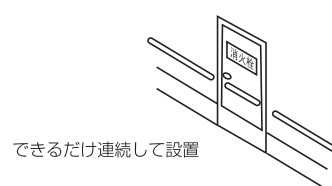
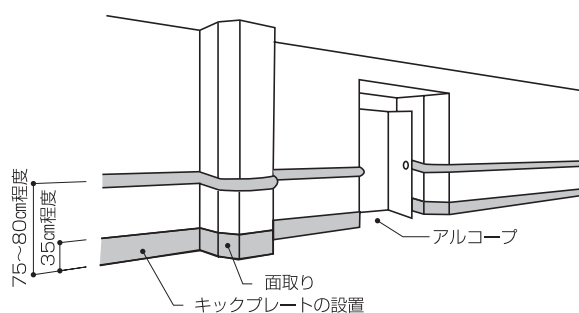


○160cm
◎180cm
・(160cm) 車椅子同士が行き違いやすい寸法
・(180cm) 車椅子同士がすれ違える寸法

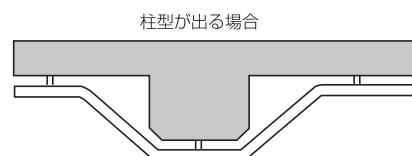
□廊下の角の整備例



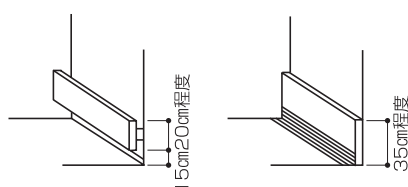
□手すりの設置例



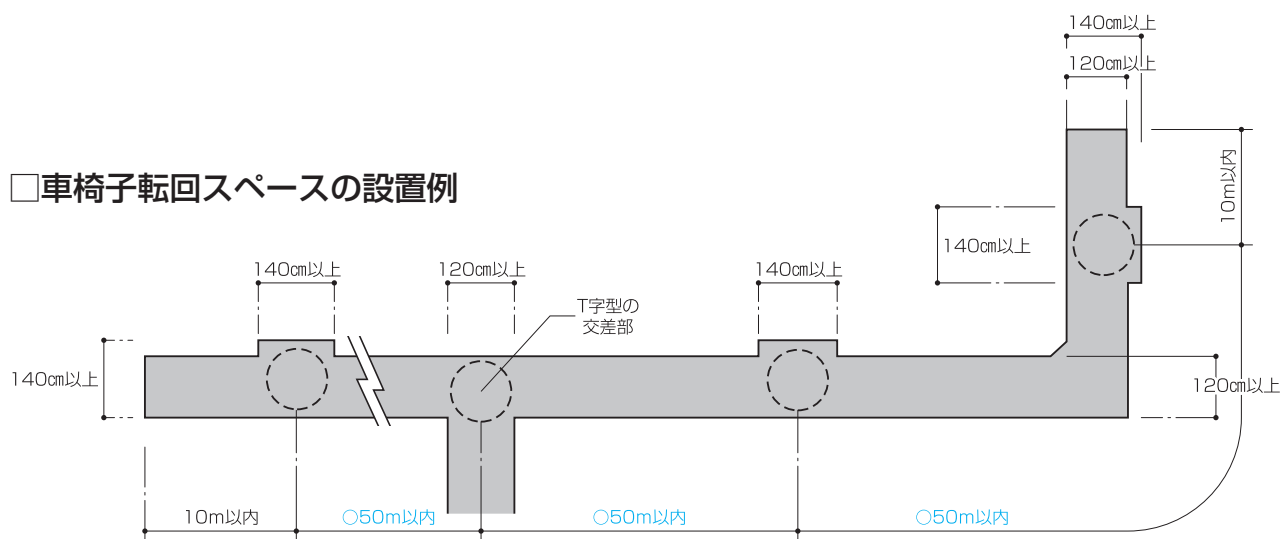
できるだけ連続して設置



□キックプレートの設置例

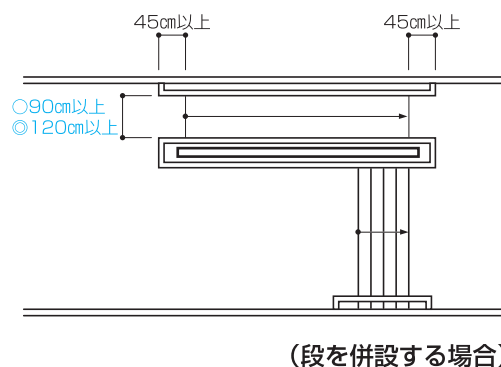
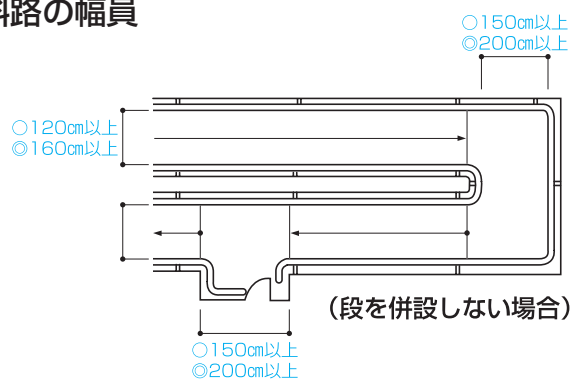


□車椅子転回スペースの設置例

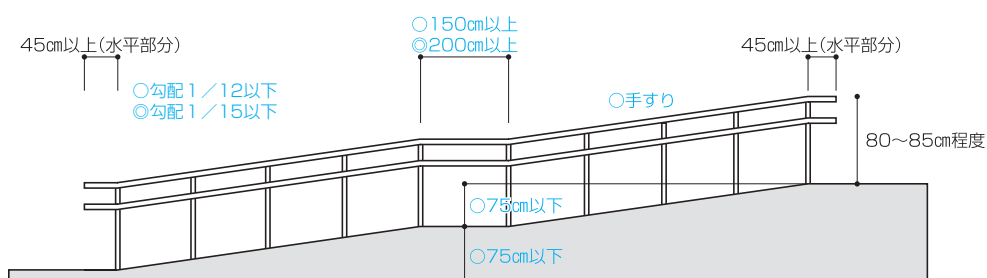


- 廊下の末端の付近及び区間50m以内ごとに車椅子が転回できる部分を設けること。(○印の部分)
転回スペースは140cm角以上の大きさとする。
末端の転回スペースは末端から10m以内に設けること。
- (注)廊下の幅員が140cm以上の場合は、車椅子転回スペースを含むものとする。

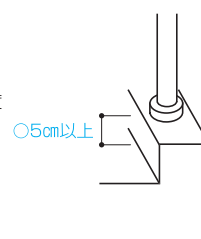
□傾斜路の幅員



□傾斜路の勾配及び手すり



縁部の立ち上がり



□設計上の配慮事項

【外部の出入口（玄関）】

- 出入口の戸の形式は、自動式又は小さな力で開閉できる引戸形式とする。やむを得ず開戸とする場合は、軽く、ゆるやかに開閉できる構造とし、車椅子使用者が寄りつけるスペースを確保する。
- 自動式ドアの仕様
 - ◇床面感知の場合
 - ・車椅子の先端部のフットレストと感知対象となるキャスター（前輪）との間の位置にずれがあるので、マットスイッチの長さは、ドアの前後100cm以上、幅員は90cm以上とする。
 - ・マットスイッチにはゴムマットやアルミマットなどがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなる。また、アルミマットは、つえが滑りやすいので使用にあたっては表面をノンスリップ仕上げとする。
 - ◇点感知の場合
 - ・押しボタンの取り付け位置は、車椅子使用者、つえ使用者などの歩行困難者が押しやすいように、床上90～100cm程度の高さで、ドアの前面70～100cm程度の両側に設ける。
 - ◇超音波スイッチの場合
 - ・車椅子使用者もカバーできるよう広範囲に感知できるようにする。
 - ◇光線スイッチの場合
 - ・温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので位置について、配置する必要がある。
- 開閉速度は、車椅子使用者等の通行を考慮した速度とする。
- 出入口（玄関、駐車場に至る出入口、多数の者が利用する部屋の出入口、エレベーターの出入口）に接する部分（車椅子が回転できる寸法＝150cm×150cm以上）は、水平とする。
- ドアの全面がガラスなど透明な場合は、衝突による事故防止のため線状のシール等をガラスに貼り付ける。
- 玄関マットを使用する場合は、埋込式とし、ハケ状のものは車椅子の通行に支障となる場合があるので、できるだけ使用しない。
- 降雨時や積雪時の車椅子使用者等の利用に配慮して、風除室や屋根又は庇等を設けることが望ましい。
- 玄関まわりには、車椅子の車輪洗い場を設けることが望ましい。
- 玄関ホールには、必要に応じて車椅子を常備することが望ましい。
- 玄関付近には、施設の概要を示す点字案内板や触地図等を見やすい位置に設けることが望ましい。また音声等による誘導案内やインターホンを設けることが望ましい。

【各部屋の出入口】

- 戸は原則として引戸とする。
 - ◇引戸の仕様
 - ・原則として室内側に設ける。
 - ・形式は、上吊り式で円滑に開閉できるものとする。
 - ・軽い戸とする。
 - ・敷居の溝は、できるだけ凹凸が生じない構造とする。
 - ◇やむを得ず開戸とする場合の仕様
 - ・原則として内開き（室内側への開き）とする。やむを得ず外開きとする場合は、当該戸が廊下等に突き出ないように、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設け衝突を避けることが望ましい。
- 戸には衝突事故等を防ぐために透明ガラス（強化ガラス）等を使用したはめ殺し窓を設けることが望ましい。
- 取っ手側に車椅子使用者のための開閉スペースを確保する。
- 取っ手は、操作しやすい形状のものとし、操作しやすい位置に設ける。

□エレベーターの整備例

乗降口



◇取っ手の仕様

- ・引戸では棒状のもの、開戸ではレバーハンドル式のものとする。
- ・取り付け高さは、85～90cm程度の高さでそろえる。

○各扉には、必要に応じて車椅子のフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレート設けることが望ましい。

○高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。

○戸と周囲の壁の色に変化を持たせるなど、戸を認識しやすいようにすることが望ましい。

【廊下等の床面の仕上げ】

○車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。

○転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

【廊下等の形状】

○廊下等の曲がり角や交差部は、できるだけ大きな隅切り又は面取りを行い、見通しをよくし通行しやすくすることが望ましい。

○廊下の壁面には、車椅子のフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレート設けることが望ましい。

【廊下等の手すり】

○取り付け高さは、床上75～80cm程度（小児用は60～65cm程度）とし、連続して設ける。

○子供や高齢者等の利用が多い施設については、高さの違う手すり（2段）を設ける。

○壁との間隔を5～6cm程度とし、下側から支持する。

【傾斜路】

○始点又は終点部分、屈曲部及び他の通路との交差部には、衝突防止のために150cm以上の水平部分を設ける。

○手すりには、始点（終点）を知らせるために、始点（終点）に30cm以上の水平部分を設け、現在位置を点字で表示する。

【エレベーター】

○エレベーターは、建物出入口（玄関）に近く利用しやすい位置に設ける。

○視覚障がい者のために必要に応じて触知板、音声等により案内を行うことが望ましい。

○9人乗り以下の場合であっても、籠の形状は、できるだけ車椅子使用者（電動車椅子の場合）が利用できるよう寸法は、奥行きを135cm以上、間口を100cm以上確保することが望ましい。

○ドアの開閉時間が短いものは、乗降に危険を伴うので、開閉時間を長くする。

○光電装置は、床上20cmと60cm程度の2箇所を感知するように設置する。

○エレベーターの出入口の操作ボタン（制御装置）側に、点状ブロック等を敷設することが望ましい。

○手すりは、2以上の壁面に設ける。

○乗降口ビーには、車椅子使用者、高齢者、ベビーカー等が利用できる旨の表示をする。

○籠の壁面には、車椅子のフットレストが当たりやすい床上15cm～35cm程度の位置にキックプレート設ける。

○緊急時の非常放送設備や告知ランプを設けることが望ましい。

【敷地内の通路】

○通路は、平坦とし、段差をなくしできるだけ傾斜路を設けない計画とすることが望ましい。

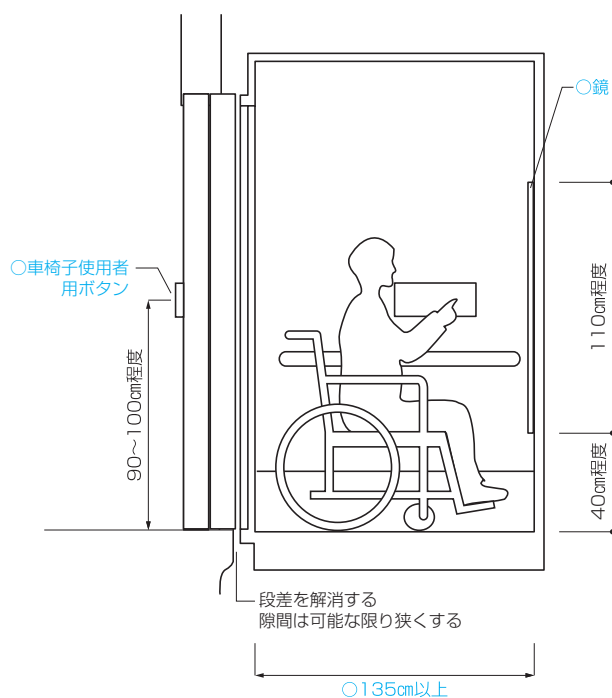
○通路の表面は、車椅子の通行の支障となる砂利敷きや降雨等によりぬかるみとなる材料で仕上げない。

○人と自転車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。

○傾斜路を設ける場合、必要に応じ傾斜路の位置がわかるように案内表示をする。

○傾斜路の下端から直接路上へ飛び出さないよう、150cm以上の水平部分を設ける。

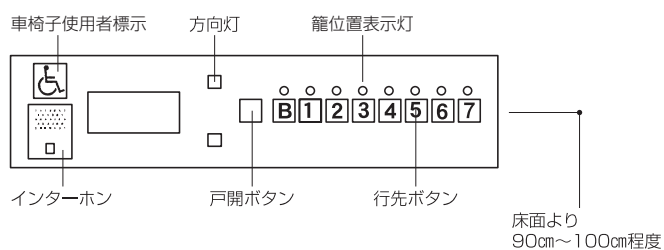
○線状ブロック及び点状ブロック等は、濡れても滑りにくいもので耐久性、耐摩耗性のあるものとする。



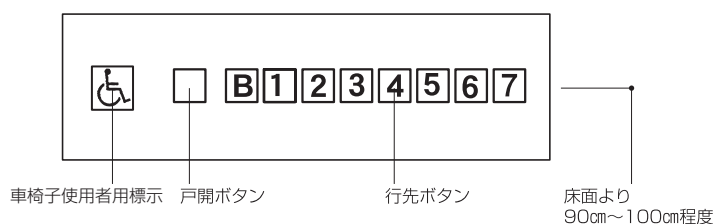
□車椅子使用者等が利用しやすい操作盤の例

車椅子使用者用主操作盤

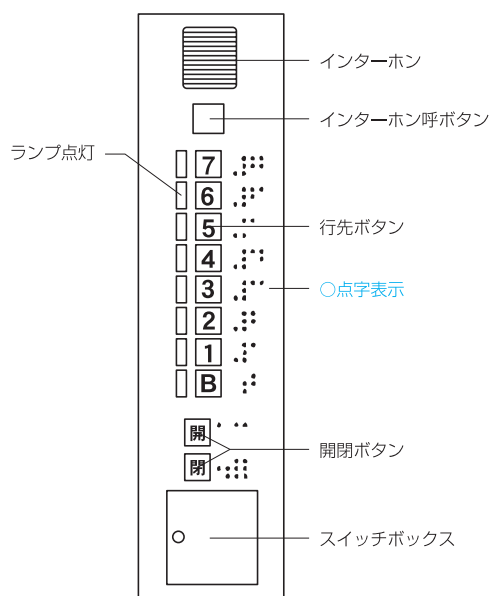
(正面パネルに籠位置表示灯、方向灯を設けない場合)



車椅子使用者用主操作盤



主操作盤



誘 導 的 基 準

【外部の出入口（直接地上に通ずる出入口・駐車場に通ずる出入口）】

- ・ 幅は、90センチメートル以上とし、1以上の直接地上に通ずる出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。
- ・ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする。直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とすること。
- ・ ドアの前後には平坦なスペース（2.1m×2.1m以上）を設けること。

【各室の出入口】

- ・ 幅は、90センチメートル以上とすること。

【廊下等】

- ・ 視覚障がい者等が建物内の目的地に安全かつ確実に到達できるよう標示・誘導を行うこと。
- ・ 幅は、180センチメートル以上とすること。
- ・ 壁面には、原則として消火器、分電盤等の突出物を設けないこと。やむを得ず設ける場合においては、視覚障がい者の通行の安全に支障がないよう必要な措置を講ずること。
- ・ 利用者の休憩の用に供するためのスペース及び椅子等の設備を適切な位置に設けること。
- ・ 廊下等の両側に手すりを設けること。

【傾斜路】

- ・ 幅は、160センチメートル（段を併設する場合にあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 車椅子使用者の利用が多く予想される部分の幅は、180センチメートル以上とすること。
- ・ 踊場の踏幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅200センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・ 傾斜路の始点・終点には、奥行き200センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- ・ 勾配は、15分の1を超えないこと。（高低差が16センチメートル以下の場合にあつては、12分の1）
- ・ 両側に手すりを設けること。

【エレベーター】

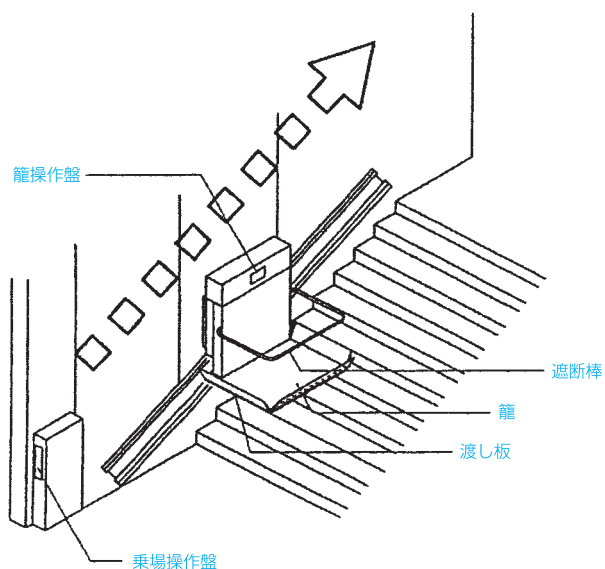
- ・ 籠の床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
- ・ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
- ・ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。
- ・ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ180センチメートル以上とすること。

【敷地内の通路】

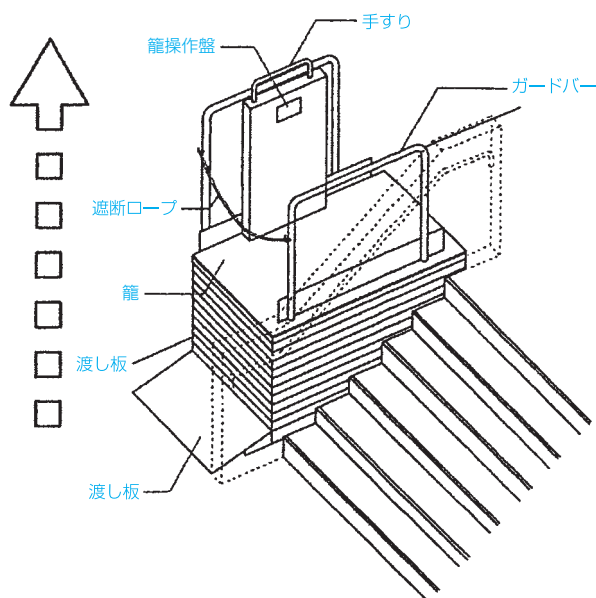
- ・ 通路の幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路の幅は、160センチメートル（段を併設する場合にあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 傾斜路の踊場の踏幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差点または接続する部分に踏幅200センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・ 傾斜路の始点・終点には、奥行き200センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- ・ 傾斜路の勾配は、20分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。

□特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

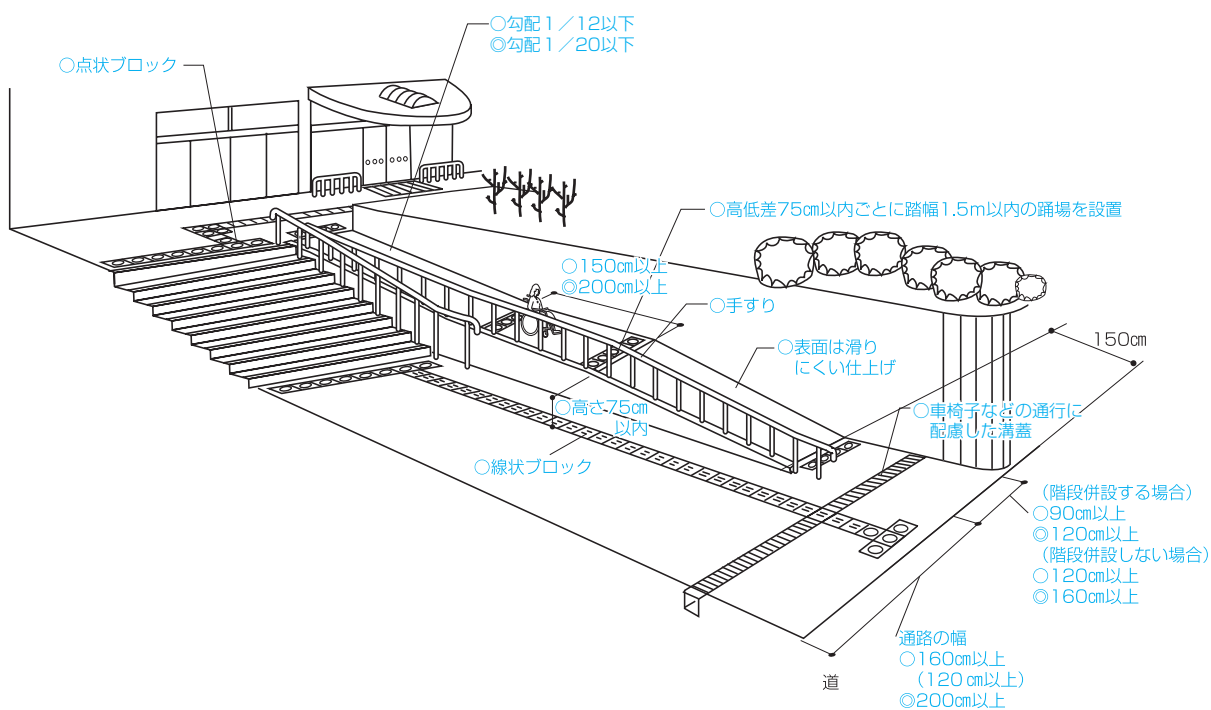
〔斜行型〕（※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい）



〔鉛直型〕



□敷地内の通路（階段・傾斜路）の整備例



8 案内設備

基本的な考え方

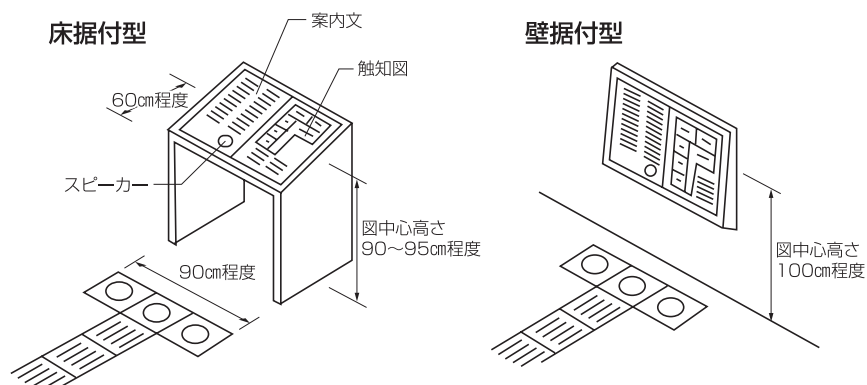
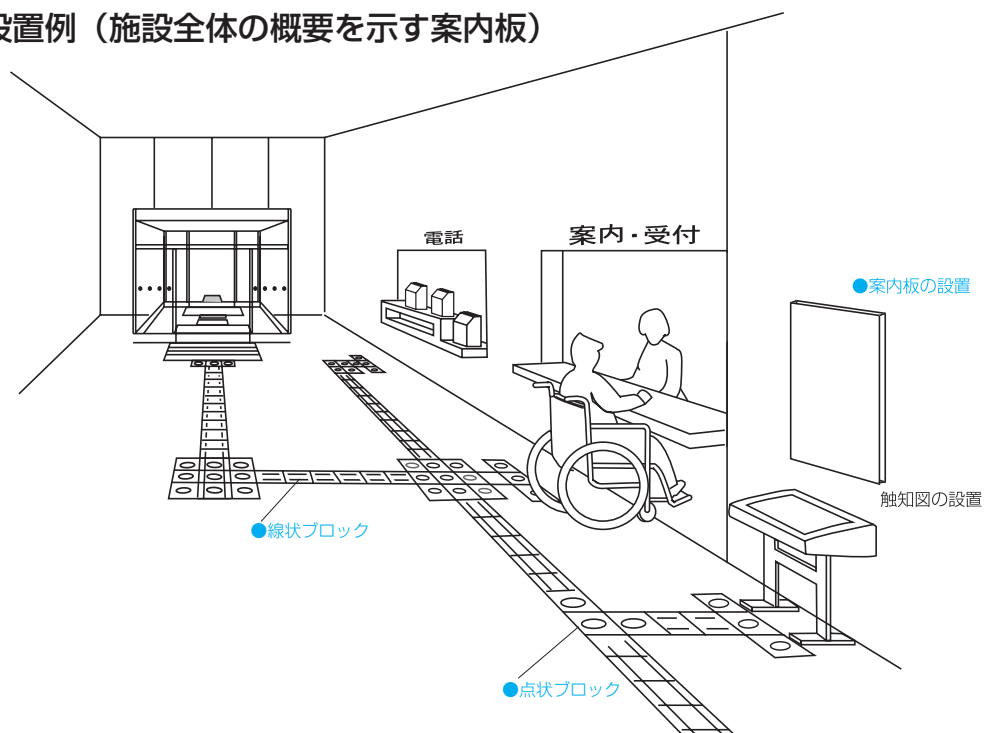
案内設備は、主要な出入口付近に設け、施設の利用や移動などに関する情報をわかりやすく伝えて、すべての人が円滑に施設を利用できるよう配慮するとともに、緊急時にも、適切な通報や誘導が行われるように配慮する必要がある。

8 案内設備	整備基準	整備基準の解説
	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。 (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。	- 案内設備とは、建築物等施設全体を把握することができる案内板(点字付きを含む)、音声による誘導案内設備(モニター付きインターフォン)等をいう。 - 案内板は、現在地や各施設(エレベーター、便所及び車椅子使用者用駐車施設等)の配置及び経路をわかりやすく表示する。

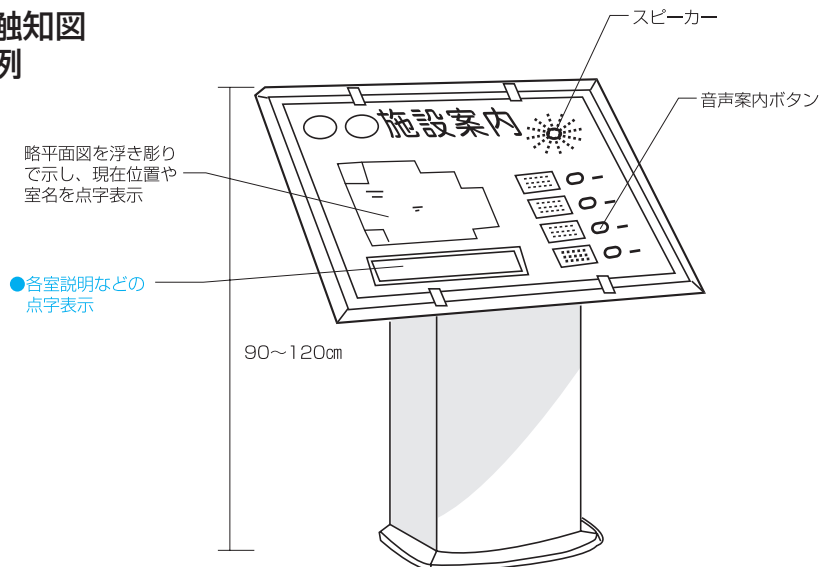
□設計上の配慮事項

- 文字や図などは、わかりやすいよう地色と明度の差の大きい色、大きさ、字体等に配慮したものとする。
- 車椅子使用者にもわかりやすい高さに設ける。
- 照明は、逆光又は反射グレア（まぶしくて見えにくくなること）が生じないように配慮する。
- 必要に応じて平面図を含めた触知図を設けることが望ましい。

□案内板の設置例（施設全体の概要を示す案内板）



□音声付き触知図案内板の例



9 案内設備までの経路

基本的な考え方

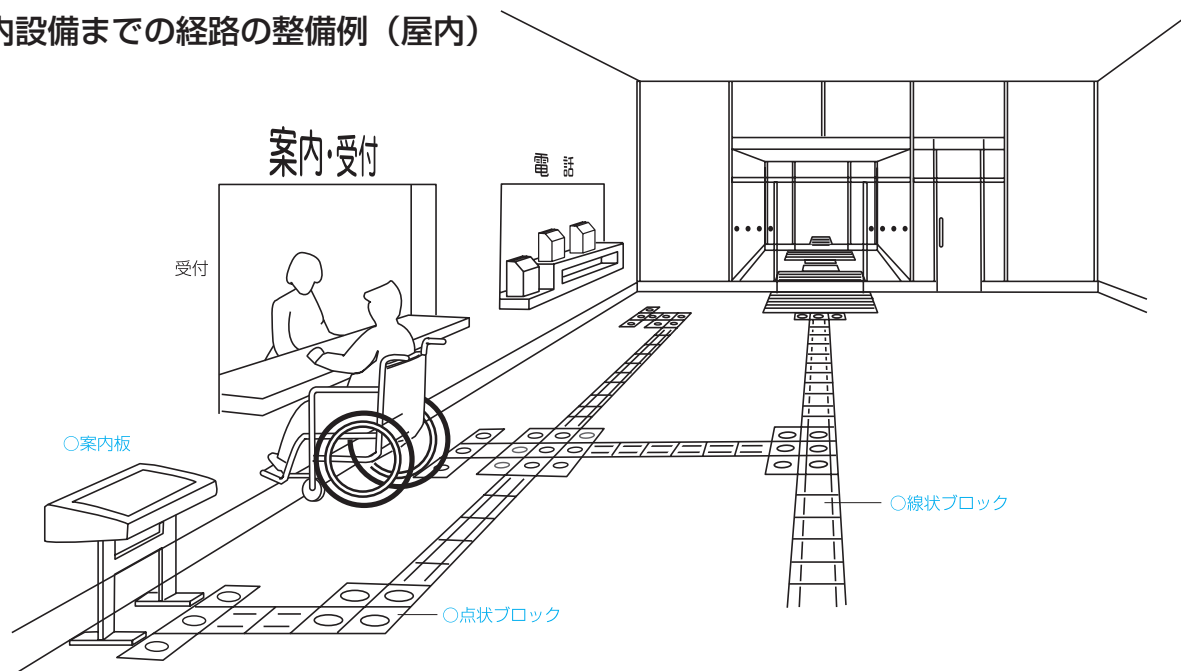
建築物やその敷地内に案内板や受付などの案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路のうち1以上の経路は、線状・点状ブロック等の敷設や音声誘導装置を設置し、視覚障がい者に配慮したものとする必要がある。

9 案内設備までの経路	整備基準	整備基準の解説
	(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分（1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）	・ 通路と車路の境界には、危険を知らせる意味で点状ブロック等を敷設する。

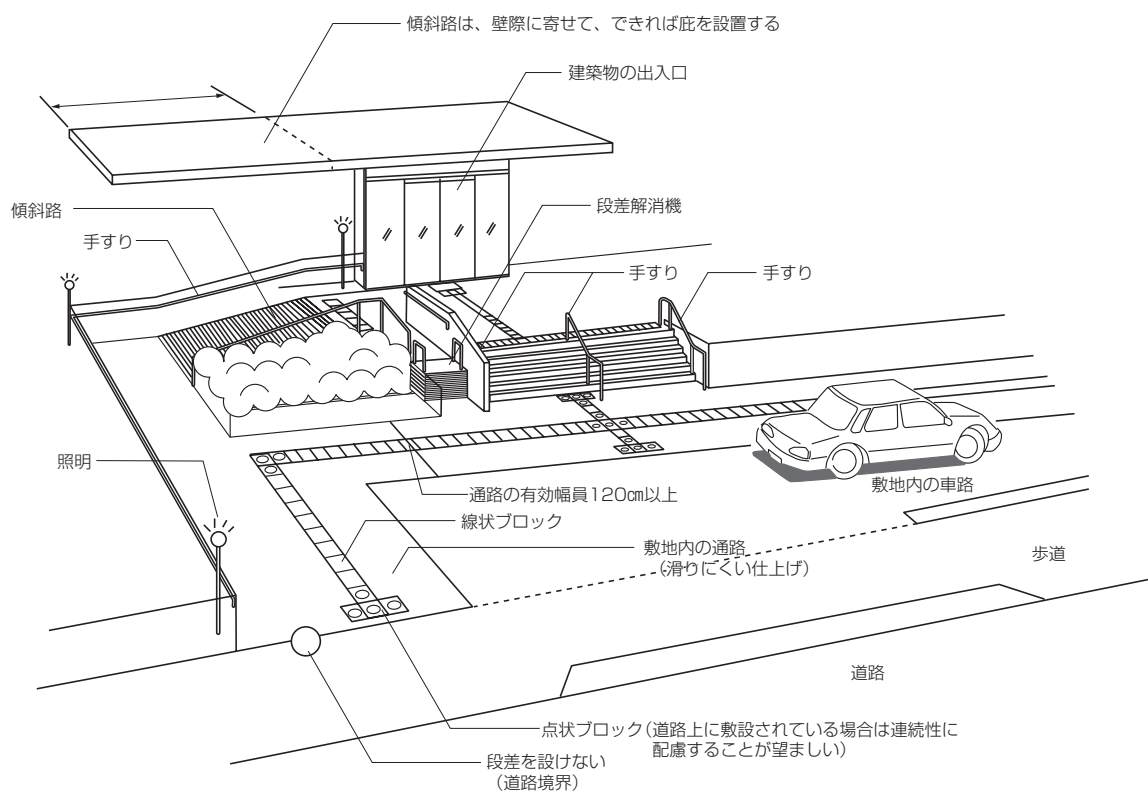
誘導的基準

- ・ 道等から案内設備までの主たる経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。

□案内設備までの経路の整備例（屋内）



□案内設備までの経路の整備例（屋外）



10 浴室

基本的な考え方

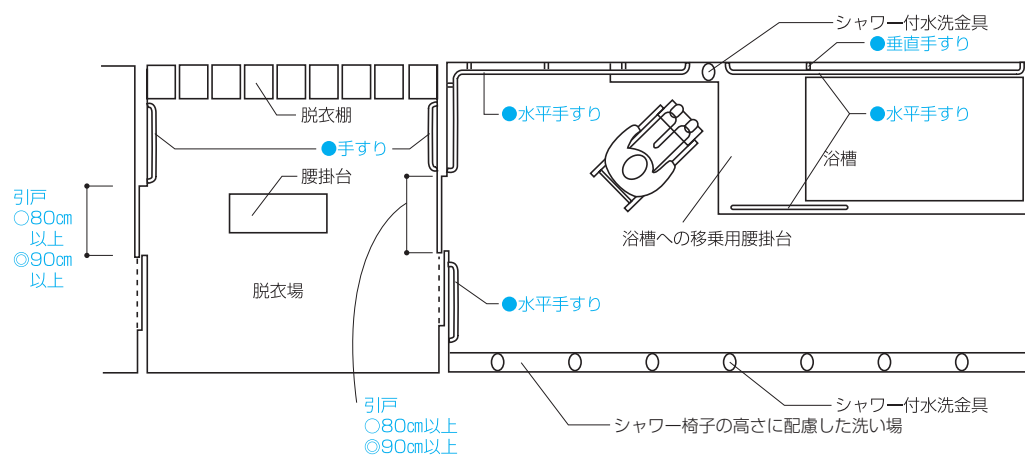
高齢者、障がい者等にとって、入浴は脱衣、移動、入浴、着衣という動作に負担がかかり、転倒しやすい危険の多い場所であることから、肉体的、精神的負担を取り除く配慮が必要である。浴室は建物の用途、利用者の障がいの程度、介助の有無などによりさまざまな形態を考慮し、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の移行動作が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

10 浴室	整備基準	整備基準の解説
	病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。	・ 共同で利用する浴室に適用し、病室、寝室及び客室内部に設けられるものには、適用しない。 ・ 車椅子が通過できるように、段差をなくし、幅を80cm以上とする。また、戸は原則として引戸とする。 ・ 手すりは、一連の動作が安全にできるように、適切な位置及び高さに設ける。

□設計上の配慮事項

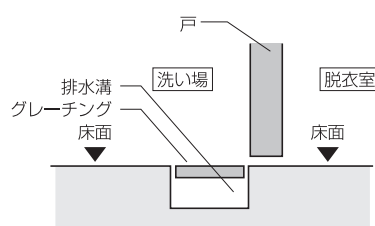
- 浴室は、車椅子で浴槽に接近することができる広さとし、障がいの種類・程度、介助者の有無などを考慮した形状とする。
- 床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 出入口の戸にガラスを使用する場合は、事故防止を考慮し、安全強化ガラスとする。
- 浴槽のふちの高さは、車椅子から移乗しやすいように車椅子の座面高さ（40～45cm程度）と同程度とする。
- 浴槽の深さは、車椅子使用者にあつては55cm程度、高齢者、下肢障がい者にあつては45cm程度とする。
- 車椅子使用者が利用する洗い場の高さは、車椅子から移乗しやすいように車椅子の座面高さ（40～45cm程度）と同程度とする。
- 洗い場に設けるシャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とする。
- 洗い場には、シャワーチェア等を設ける。
- 腰掛台及び水洗器具及び洗面器等を置く台の高さは、高齢者等が利用しやすいものとする。
- 脱衣室には、着替え用のベンチ、椅子等を設ける。
- 浴槽、洗い場及び脱衣場には、手の届く位置に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。
- 浴槽の形状により、エプロンの1箇所以上に移乗台（高さ40～45cm程度）を設け、車椅子使用者等が利用しやすい構造とすることが望ましい。
- 給湯蛇口は、湯の表示をわかりやすくし、あわせて点字表示することが望ましい。
- 給湯水栓、シャワーは、温度調整が容易にできる構造とすることが望ましい。
- 浴槽のまわりには介助できるスペースを設けることが望ましい。
- 脱衣かご、脱衣棚等は車椅子使用者が利用しやすい高さ、形状とする。

□ 出入口段差解消例



□ 出入口段差解消例

グレーチングによる例



11 客席

基本的な考え方

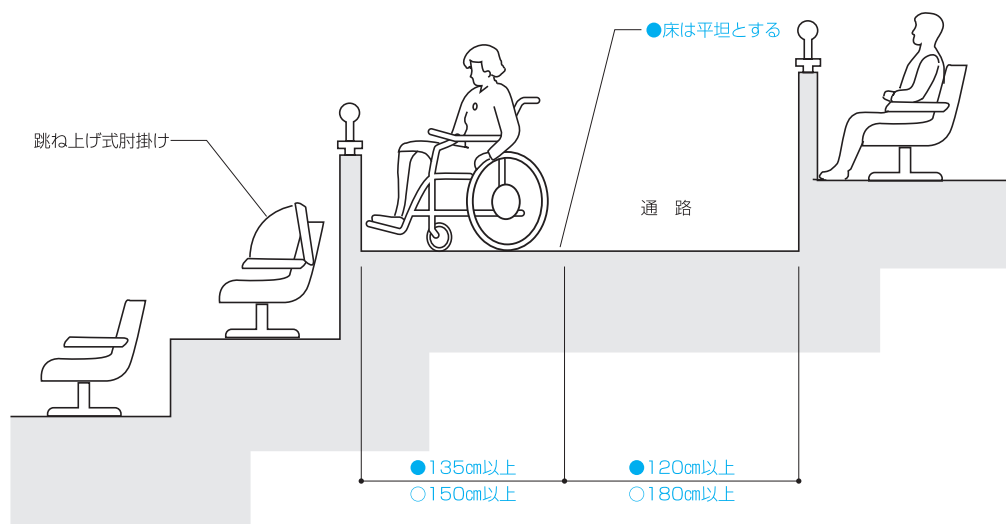
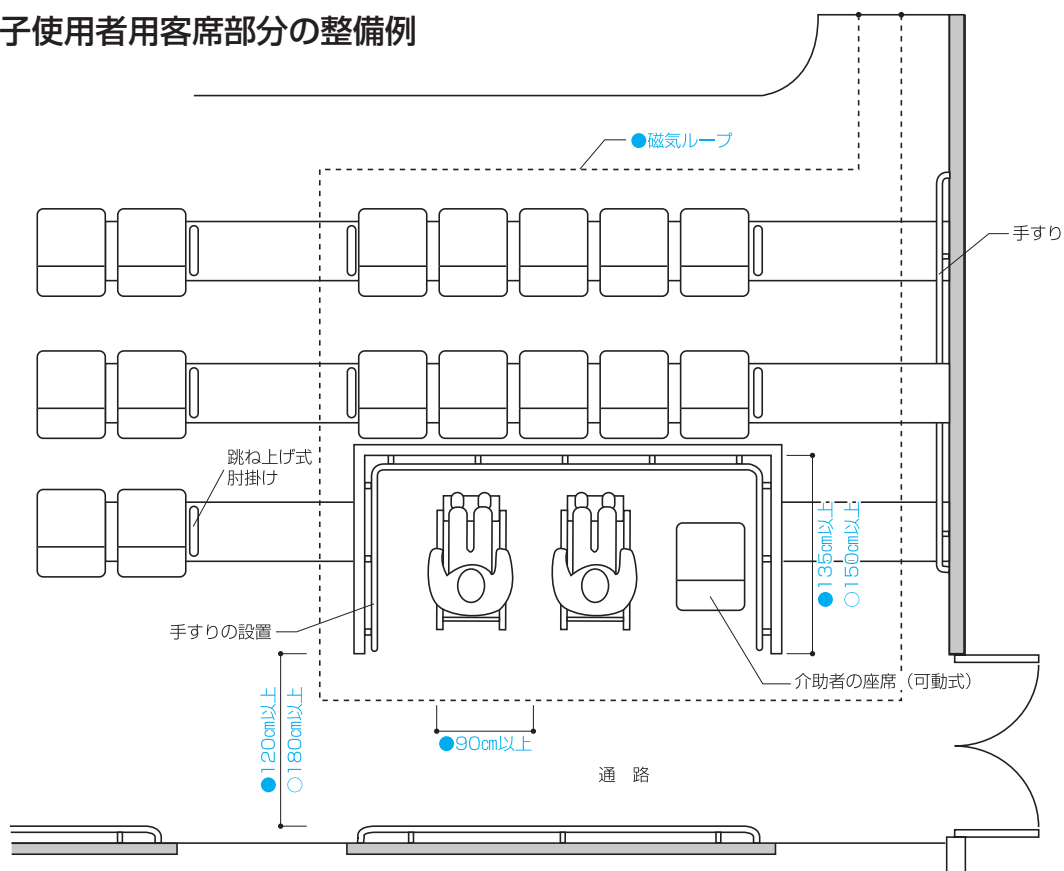
集会、観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦などすべての人が参加できるように、集会場、公会堂、映画館及び観覧場等で観覧席・客席を持つ施設は、車椅子使用者や視覚障がい者等が利用できるよう配慮する必要がある。

11 客室	整備基準	整備基準の解説
	(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。 (2) 興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。 ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2 イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 床は、水平とすること。 エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 車椅子使用者用客席部分に通する7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。 (ア) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (イ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通する7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	・聴覚障がい者集団補聴装置には、磁気ループ、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム等がある。 ・車椅子使用者用客席部分は、緊急時を考慮し、出入口に近い位置に設ける。

□設計上の配慮事項

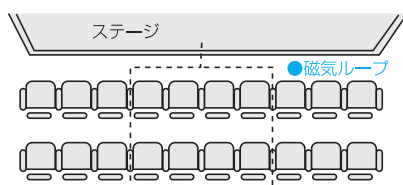
- 可動式の椅子の配置を考慮することにより、車椅子使用者用客席部分のスペースを確保することも可能である。
- 車椅子使用者用客席の席数及び視覚障がい者用の集団補聴装置設置部分の範囲は、できるだけ多く確保する。
- 通路側の座席の肘掛けは、下肢障がい者やつえ使用者が利用しやすいよう跳ね上げ式とすることが望ましい。

□車椅子使用者用客席部分の整備例

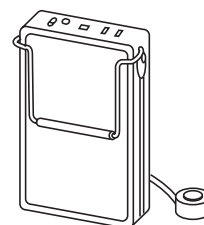


□聴覚障がい者用集団補聴装置の参考例

・磁気ループシステム



・FM補聴装置 (無線式)



誘 導 的 基 準

- ・車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは150センチメートル以上とすること。
- ・車椅子使用者用客席部分に通ずる通路の幅は、180センチメートル以上とすること。
- ・客席に設ける座席の数は、座席の数が100以下の場合にあっては2、100を超え200以下の場合にあっては、当該座席の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げた数）、200を超え2,000以下の場合にあっては、当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数、2,000を超える場合にあっては、当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に7を加えた数以上とすること。
- ・座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。

12 授乳所その他これに類するもの

基本的な考え方

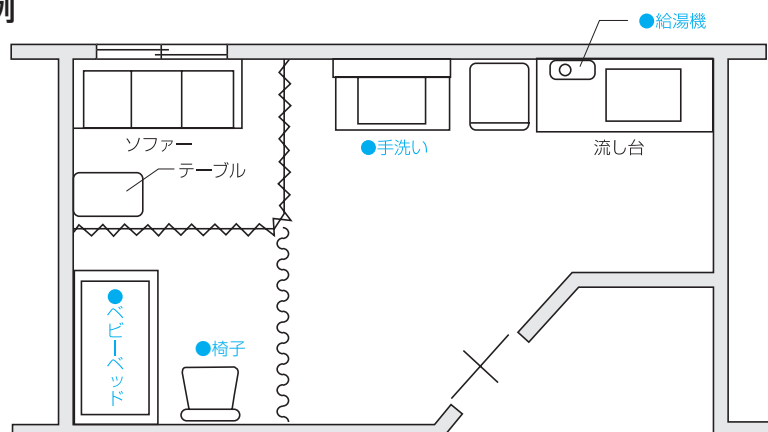
乳幼児を連れて外出する場合、さまざまな面で行動上の制約を受ける。特に授乳、おむつ替え、休憩等が行える場所が必要になることから比較的滞在時間が長くなる施設には、乳幼児の世話ができるよう配慮する必要がある。

12 授乳所等	整備基準	整備基準の解説
	興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子・父子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあっては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。 ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの イ 手洗い設備 ウ 給湯器 エ 椅子	・授乳所等とは、授乳室又は授乳コーナーをいう。ただし、授乳コーナーの場合は、壁やついたて等で十分に視線を遮り、安心して利用できるものであること。 ・その他これに類するものには、ソファ等が含まれる。 ・給湯器には、電気ポット等が含まれる。

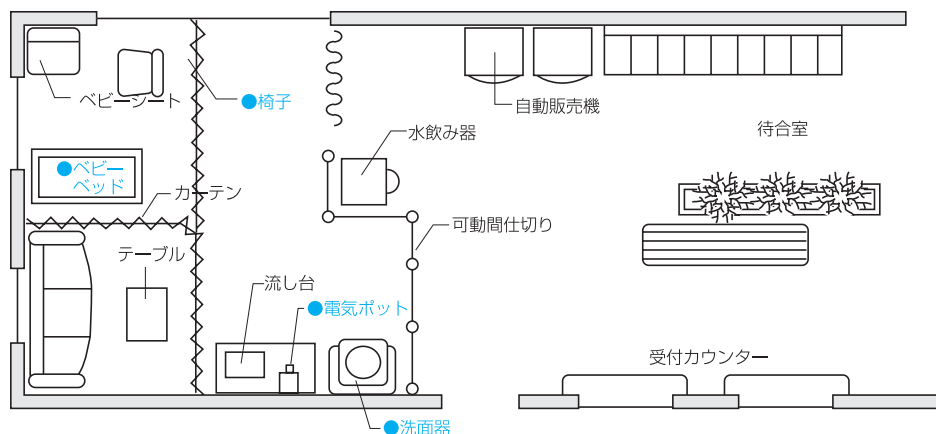
□設計上の配慮事項

- 授乳室の位置は、落ち着いた環境となるよう配慮することが望ましい。
- 施設内の授乳室の位置や授乳室の出入口には、利用者にわかりやすく表示する。
- 母乳を与えるスペースは、カーテン等で仕切る。
- 手洗設備や流し台等は車椅子使用者が利用しやすい構造とすることが望ましい。

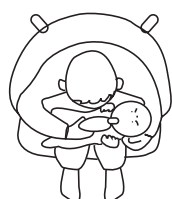
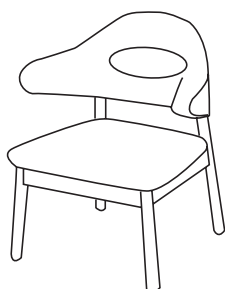
□授乳室の整備例



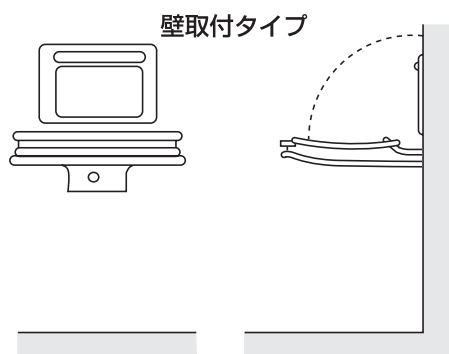
□授乳コーナーの整備例



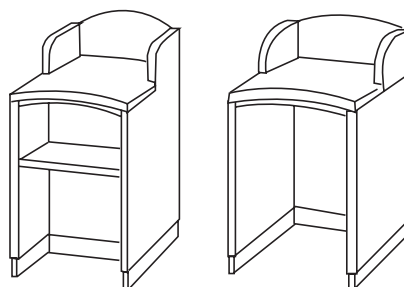
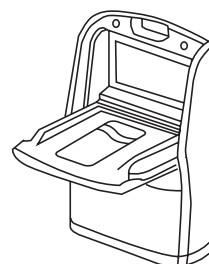
□授乳用椅子の例



□おむつ換えシートの例



壁・床取付タイプ



13 客室

基本的な考え方

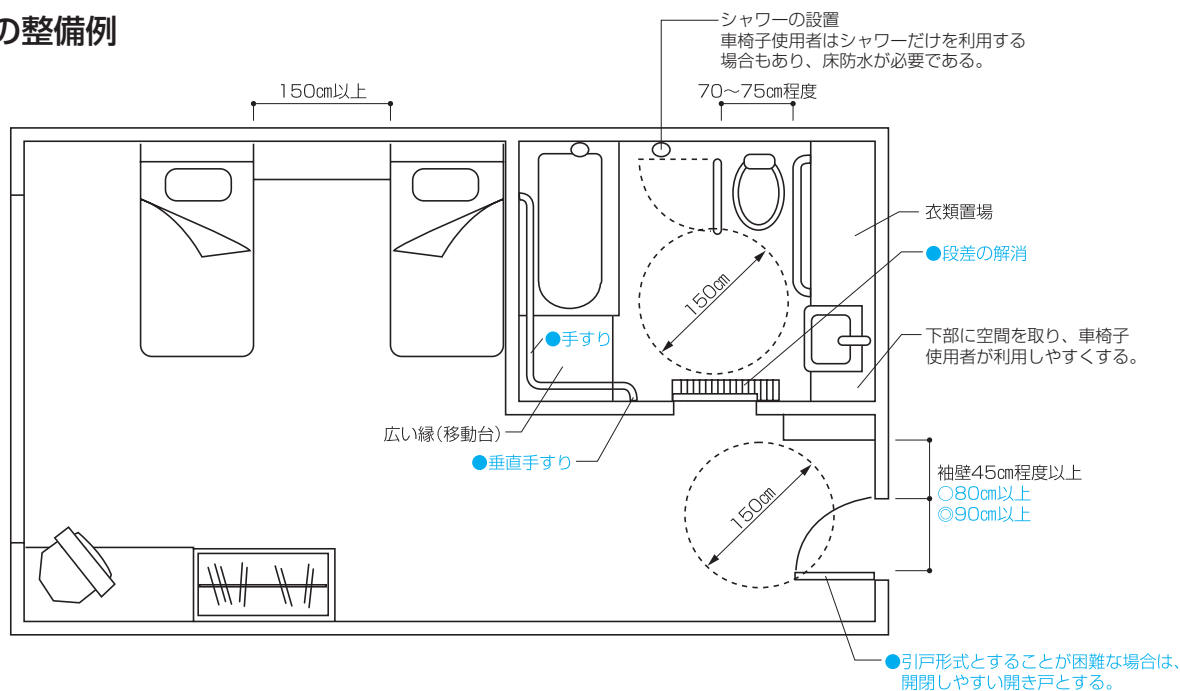
車椅子使用者等が外泊や旅行等をするためには、安心して宿泊できる客室が必要であり、部屋の広さ、浴室、便所等利用できるよう配慮する必要がある。

13 客室	整備基準	整備基準の解説
	宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 次に定める構造の便所を設けること。 (ア) 便所内に4の項の(2)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 (イ) 便所内に4の項の(2)のウに定める構造の洗面器を設けること。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。 エ 次に定める構造の浴室を設けること。 (ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。 (イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。	・ 車椅子使用者が通過できるよう、幅を80センチメートル以上とする。 ・ 戸は、特に自動式とすることを求めているが、引戸形式等開閉しやすいものとし、その前後に段を設けない。 (引戸とすることが困難な場合は、軽い開戸とする。) ・ 室内においては、車椅子が転回可能なスペースとベッドへの寄りつきスペース等を確保する。 ・ 客室内には、車椅子使用者が利用できる構造の便所を設ける。 ・ 客室内には、車椅子使用者が利用できる構造の浴室を設ける。

□設計上の配慮事項

- 車椅子使用者が利用する室には、ベッドを設ける。ベッドの側面には、車椅子が転回できるスペース（150cm以上×150cm以上）を確保する。
- ベッドは、車椅子使用者が利用しやすい高さ（40～45cm程度）とし、車椅子のフットレストがベッドの下に入るものを設ける。
- スイッチや電話は、車椅子使用者に利用しやすい高さ及び位置に設ける。
- 便所、浴室は、車椅子が転回できるスペースを確保する。
- 浴室、便所、洗面室などには、非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。
- 聴覚障がい者のために、非常時を知らせるパトライト等の呼び出し設備を設けることが望ましい。

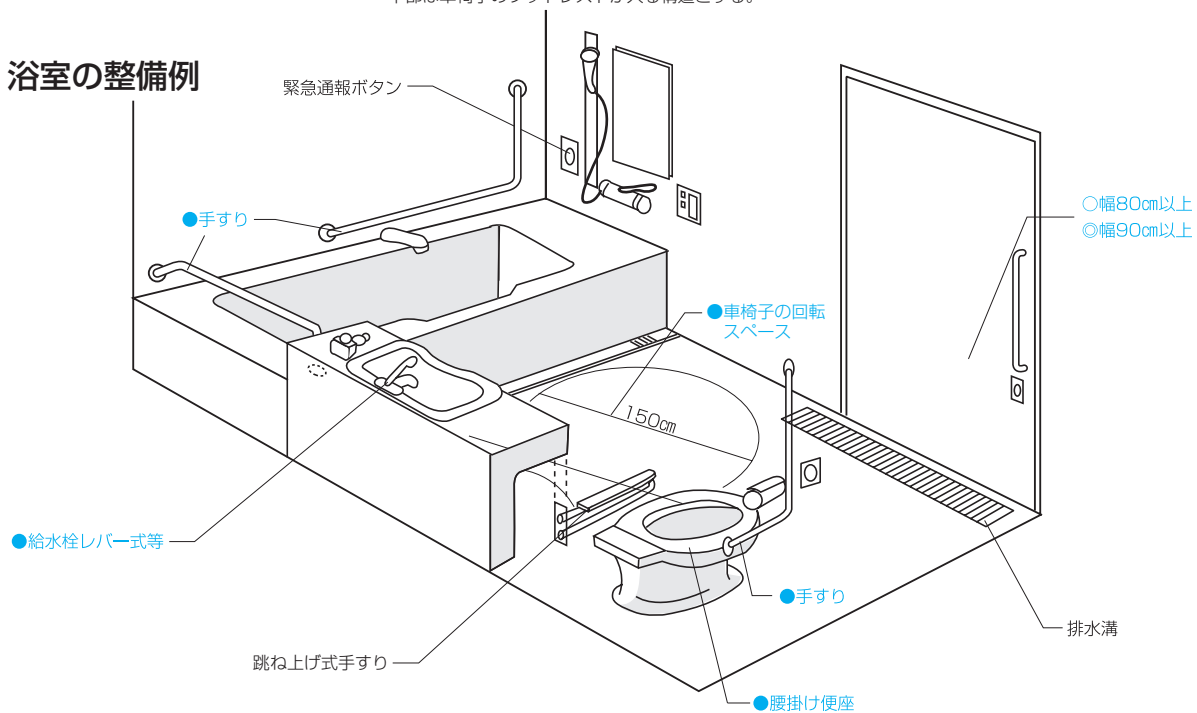
□客室の整備例



□ベッドの高さ



□便所・浴室の整備例



14 更衣室及びシャワー室

基本的な考え方

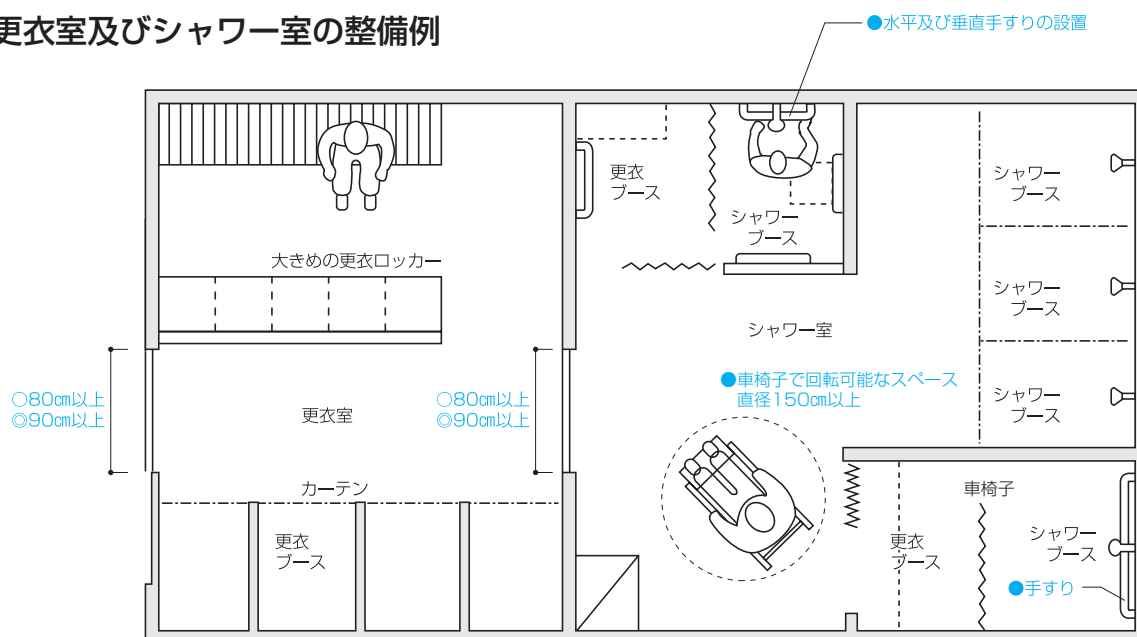
高齢者や障がい者等のスポーツ活動が多くの種目で行われていることから、車椅子等で利用できるよう配慮する必要がある。

14 更衣室 及び シャワー室	整備基準	整備基準の解説
	体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 壁には、手すりを設けること。 エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。	・更衣室又は、シャワー室を設ける場合に適用する。 ・車椅子使用者が通過できるよう、幅を80センチメートル以上とし、段を設けない。また、戸は開閉しやすいものとする。 ・車椅子が転回できるスペース（150cm×150cm以上）を確保する。

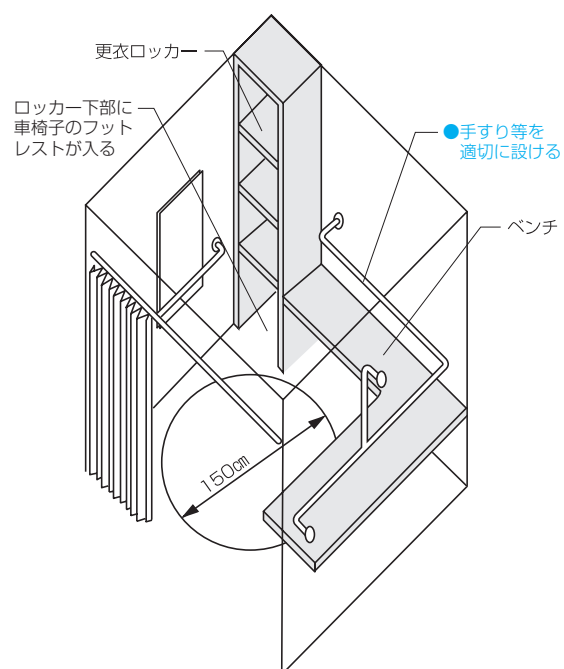
□設計上の配慮事項

- 脱衣かご、脱衣棚等は車椅子使用者が利用しやすい高さ、形状とする。
- 更衣室には、ベンチ、椅子等を設ける。
- シャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とすることが望ましい。
- 必要に応じて、室内に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。

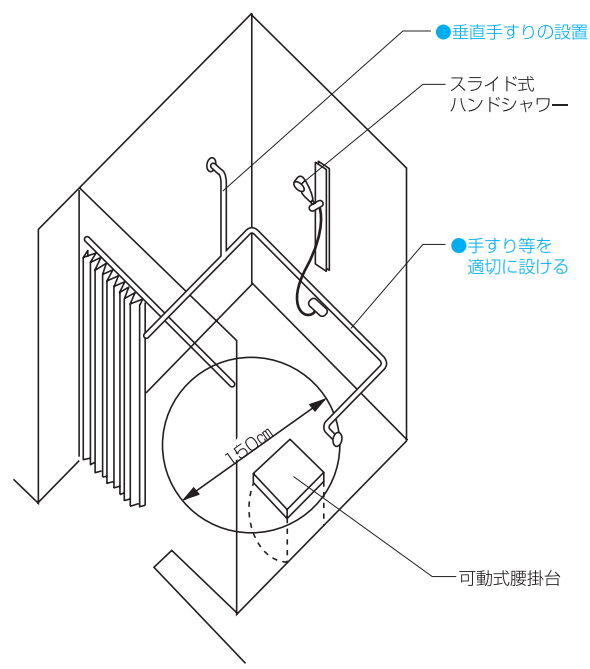
□更衣室及びシャワー室の整備例



□更衣室の整備例



□シャワー室の整備例



15 レジ通路及び改札口

基本的な考え方

車椅子使用者等が通過できるよう段差をなくし、幅を確保する。

15 レジ 通路 及び 改札 口	整備基準	整備基準の解説
	1 以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床は、水平とすること。	・ 車椅子使用者が通過できるよう、幅を80cm以上とし、段を設けない。

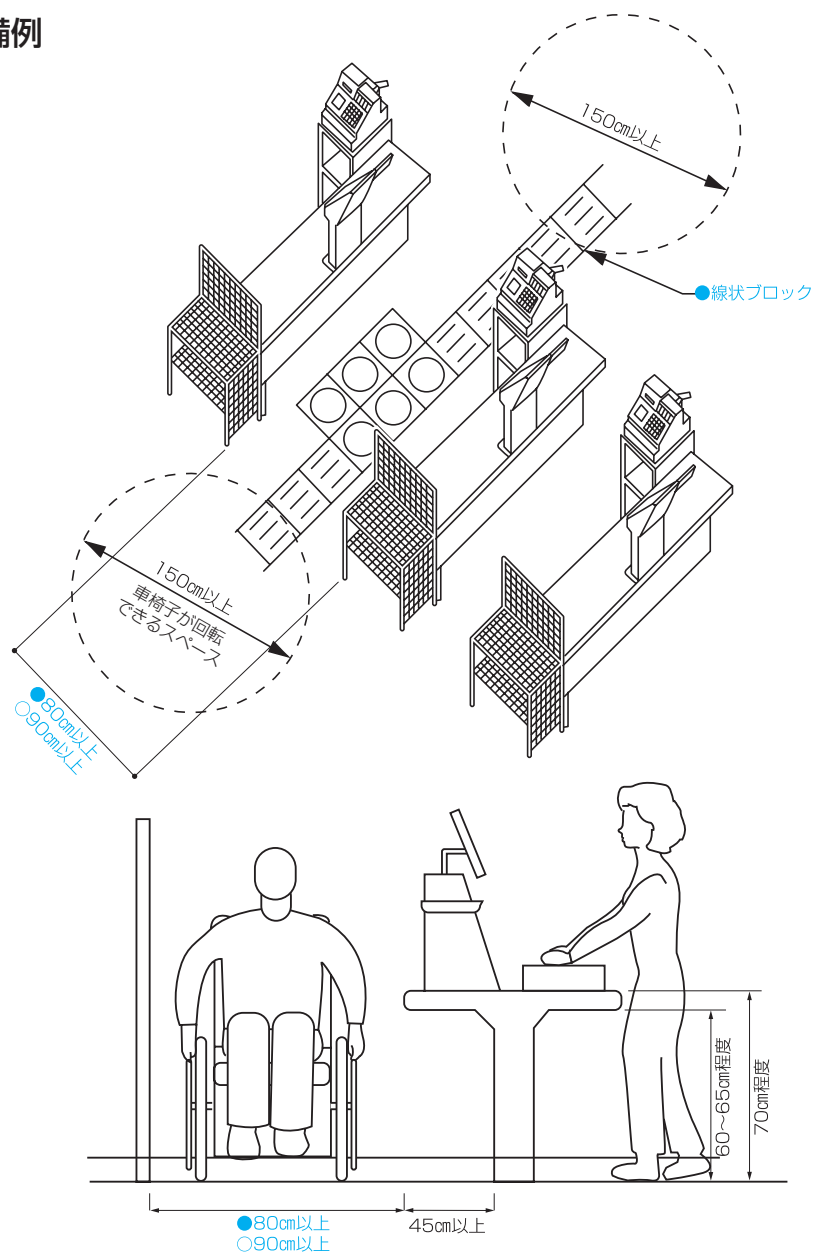
□設計上の配慮事項

- 9の項の(2)の規定により、建物出入口からレジ通路又は改札口までの通路のうち1つは、視覚障がい者の誘導のため線状ブロック等を敷設する。
- レジ又は、改札口は、車椅子使用者が通行しやすい位置に設ける。

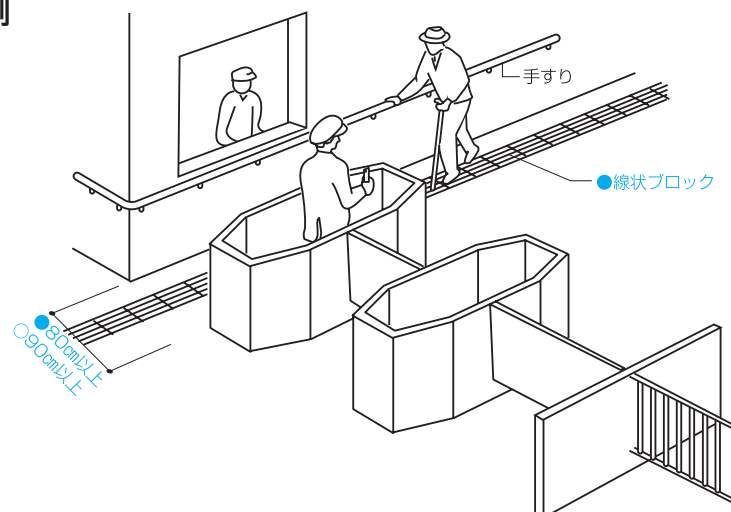
誘導的基準

- ・ 1以上の改札口の幅は、90センチメートル以上とすること。

□レジ通路の整備例



□改札口の整備例



2

共通事項

1 手すり

基本的な考え方

手すりは、高齢者や障がい者等の歩行や移動などの動作を補助する設備として有効であり、階段・廊下・出入口などその目的や状況に応じて、形状・寸法・材質・取付位置など考慮して設ける。

【設置場所】

- 傾斜路（スロープ）、階段、エレベーター、便所、浴室、更衣室及びシャワー室等に設ける。特に傾斜路、階段等は安全な移動を考慮し、連続して設ける。
- 前記以外の場所にも、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。

□設計上の配慮事項

【取付高さ】

- 1段の場合は、75～80cm程度とし、2段の場合は、80～85cm程度及び60～65cm程度（小児用）とする。

【壁との関係】

- あきは、5～6cm程度とし、手が引っかからないように手すりの下側から支持する。
- 手すりが取りつく壁の部分は、表面を平滑に仕上げること。

【形状】

- 外径4cm（小児用は3cm）程度の握りやすいものとする。設置場所及び利用者の特性等を考慮した断面形状とする。

【端部】

- 手すりには、始点（終点）及び現在位置を知らせるために、始点（終点）に階段にあっては30cm以上、傾斜路にあっては45cm以上の水平部分を設け、点字で表示する。
- 手すりは、衣服等が引っかからないように端部を壁方向又は下方向に曲げる。

【材質】

- 階段、傾斜路の手すりは、体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- 冬季でもあまり冷たさを感じないものとする。
- 壁等周囲と識別しやすい色とする。

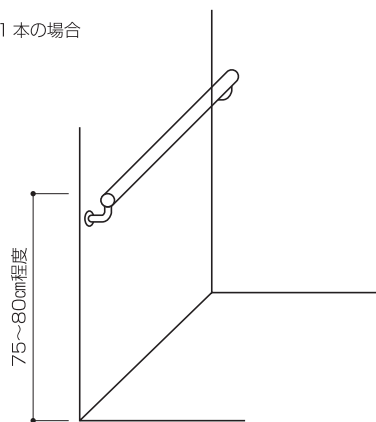
誘 導 的 基 準

- ・手すりは、廊下、階段、傾斜路等の両側に連続して設けること。

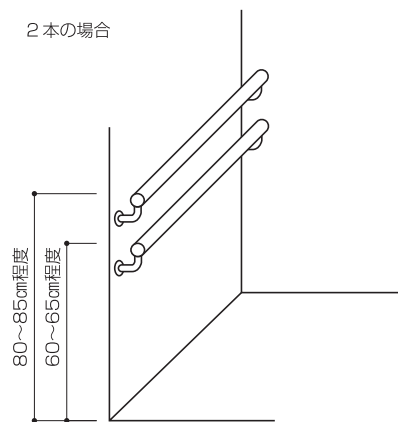
□手すりの設置例

取付高さ

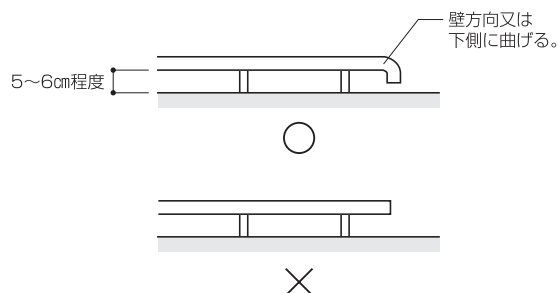
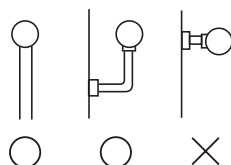
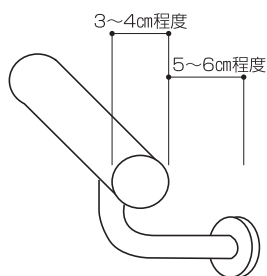
1 本の場合



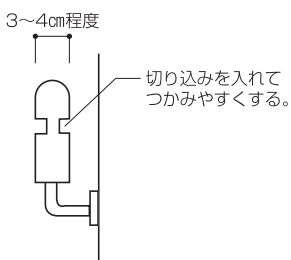
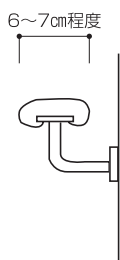
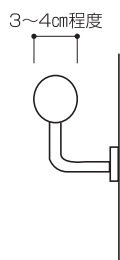
2 本の場合



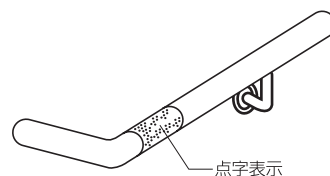
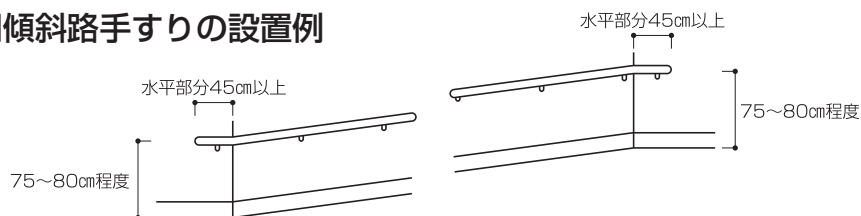
支持方法



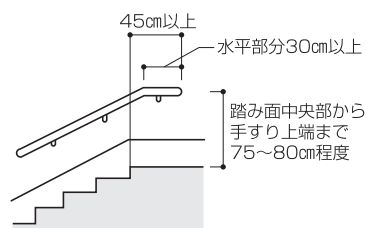
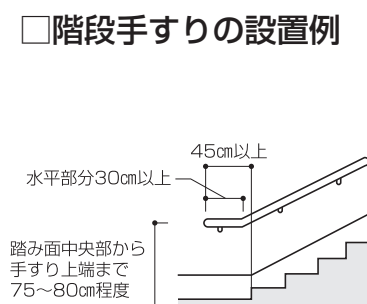
形 状



□傾斜路手すりの設置例



□階段手すりの設置例



2

視覚障がい者誘導用床材及び注意喚起用床材 (線状ブロック等) (点状ブロック等)

基本的な考え方

誘導用床材及び注意喚起用床材は、視覚障がい者等にとって情報伝達、危険回避のための重要な手段である。誘導等の大半は、足裏の感覚と残視能力の双方によって行われるので、敷設にあたり、視覚障がい者等が容易にその位置を確認でき、わかりやすいよう配慮する必要がある。

【種類及び形状】

誘導用床材（線状ブロック等）

- ・ 形 状 表面に平行する線状の突をつけたもの。線は、4列、5列等がある。
- ・ 敷設目的 誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。
- ・ 敷設位置 誘導する方向と線状の突起の方向を平行にして、連続して敷設する。

注意喚起用床材（点状ブロック等）

- ・ 形 状 表面に点状の突起をつけたもの。点は、25個列、36個列等がある。
- ・ 敷設目的 注意を促したり、誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
- ・ 敷設位置 段差部分（階段の始点・終点等）、屈曲部、交差部、危険箇所の前面のほか、出入口、エレベーターの前面等に敷設する。

【色及び材質】

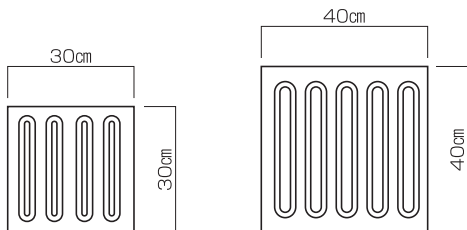
- 周囲の床材の色と明度の差の大きいものとするにより識別しやすいものとする。
 - ・ 屋外で使用する場合は、滑りにくく、耐久性、摩耗性に優れたものとともに、色あせが少ない素材とする。

□設計上の配慮事項

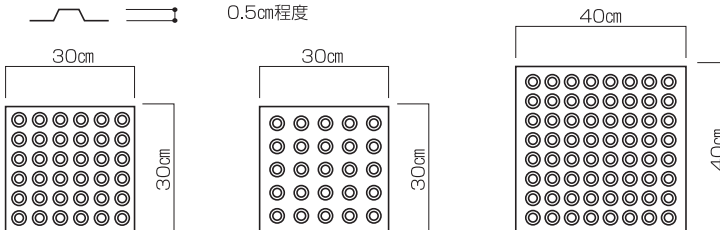
- 曲線など方向が認識しにくい誘導は、混乱を招くため原則として90度（やむを得ない場合は45度）による方向転換とする。
- 下肢障がい者や車椅子使用者の通行に支障とならないよう配慮する。
- マンホールや柵等がある場合には、中断するのではなく誘導用床材を貼った化粧蓋等とし、連続して敷設する。
- 視覚障がい者用歩行誘導ソフトマットについては「9 案内設備までの経路」整備基準(2)ア後段「その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」に該当し、誘導用としては敷設できるが注意喚起用としては敷設できないため、視覚障がい者用歩行誘導ソフトマットを敷設する場合は、誘導用床材を敷設する部分に敷設し、点状ブロック等と組み合わせて敷設する。
- 視覚障がい者用歩行誘導ソフトマットについては、屋内の部分に限って敷設できる。

□誘導用床材・注意喚起用床材の形状

●誘導用床材（線状ブロック等）

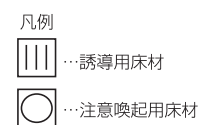
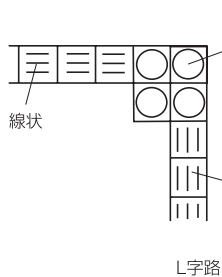
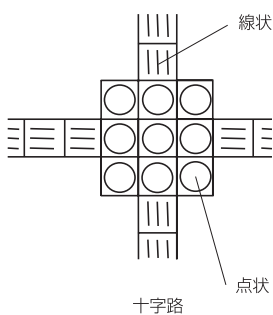


●注意喚起用床材（点状ブロック等）



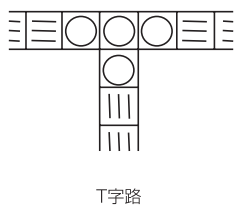
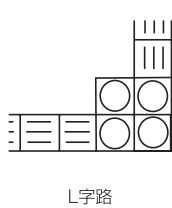
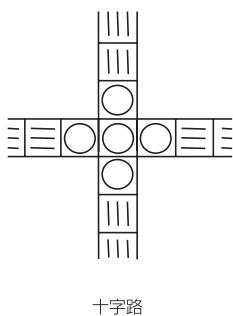
□交差部及び屈曲部の配置例

●30cm角の床材を使用する場合

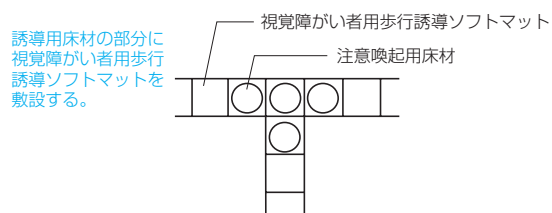


T字路

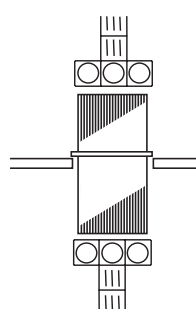
●40cm角以上の床材を使用する場合



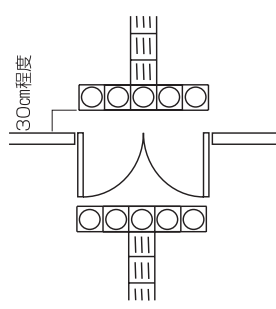
●視覚障がい者用歩行誘導ソフトマットを使用する場合



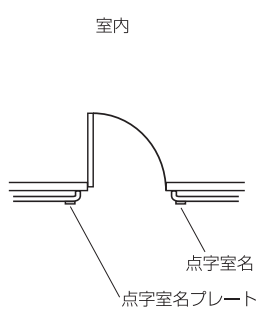
□出入口付近の配置例



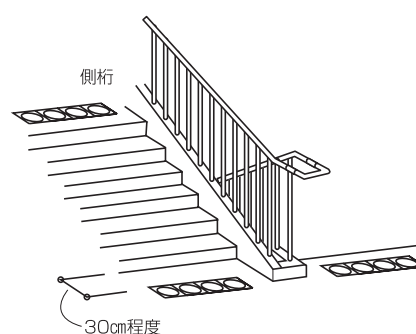
玄関の設置例（30cm角の場合）



開き扉の場合



□階段の配置例



3

案内標示

基本的な考え方

案内標示は、主要な出入口付近に設け施設の利用や移動などに関する情報をわかりやすく伝えて、すべての人が円滑に施設を利用できるよう配慮するとともに、緊急時にも、適切な通報や誘導が行われるよう配慮する必要がある。

□設計上の配慮事項

- 文字や図などは、わかりやすいよう地色と明度の差の大きい色、大きさ、字体等に配慮したものとする。
- 必要に応じて点字で表示する。
- 車椅子使用者にもわかりやすい高さに設ける。
- 照明は、逆光又は反射グレア（まぶしくて見えにくくなること）が生じないように配慮する。

【便所を示す標示】

○次に定める設備を便所に設けた場合は、その旨をわかりやすく便所の出入口に表示する。

- ・ 車椅子使用者用便房
- ・ ベビーチェア
- ・ ベビーシート
- ・ パウチ洗浄装置付きの汚物流し

【車椅子使用者用駐車場を示す標示】

- 駐車部分の路面に表示する。
- 駐車場進入口には、車椅子使用者用駐車部分に至る経路の誘導案内標識を設け、立て看板等によりわかりやすくすることが望ましい。

【車椅子使用者用客席部分を示す標示】

- 客席の位置を示す案内板を出入口又はホール等に設け、客席部分は、見やすい方法で表示する。
- 案内板から客席までの経路には、必要に応じて誘導案内標識を設ける。

【主な点字表示場所】

- 次の場所には点字による表示を行う。
 - ・ 施設全体の概要を示す案内板
 - ・ エレベーターロビーの乗場ボタン及びエレベーターの籠内の制御装置
 - ・ 階段・傾斜路等の手すり
 - ・ 玄関等の呼出設備（インターホン）
- 各室の出入口や便所の出入口にも表示することが望ましい。

□案内板の参考例

身障者用スロープ



盲人のための国際シンボルマーク（1984年、世界盲人連合が定めた）



盲導犬同伴の施設利用を勧めるマーク（コンビニエンス・ストア等で利用されはじめている）



●ピクトサインの例（トイレ）

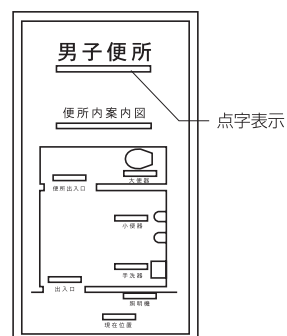


オストメイトマーク

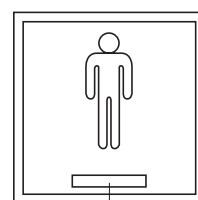


多機能トイレ表示の基本形

●触知図の例（トイレ）



●室名標識の例（トイレ）



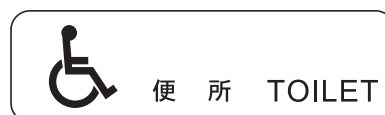
●誘導・指示用標識の例

（目的地へ誘導したり、危険を知らせるための標識）



●標示用標識の例

（現在位置を確認するための標識）



●室名標識の例



国際シンボルマーク



大きさ…10cm角以上、45cm以下

色…原則として青地に白マークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄関：地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。

出入口：80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

ランプ：傾斜は1/12（勾配4.5°強）以下とする。

室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプを設置する。

通路・廊下：130cm以上の幅とする。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

エレベーター：入口幅は80cm以上とする。

[非常警報設備]

火災など緊急事態が発生したときに、視覚障がい者や聴覚障がい者に対して緊急情報や避難情報の伝達が的確に行えるよう配慮することが望ましい。

○（視覚障がい者に対する非常警報装置）

①自動音声警報装置

非常放送設備に音声等による警報を自動的に放送する機能を付加したものをいう。

②誘導音装置付誘導灯

自動火災報知設備からの信号を受けて、誘導等に内蔵又はその付近のスピーカーから「避難口はこちらです。」等の誘導音声を発する避難口誘導灯をいう。

③非常用構内通報機・警報機

緊急事態の発生を伝達するため、内線電話を利用するシステムや居室内テレビの同軸ケーブル等を利用するシステムのことをいう。これらは宿泊施設等での利用が有効である。

○（聴覚障がい者に対する非常警報装置）

①点滅型誘導灯

自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯で次の種類のものがある。

- ・ 通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するもの
- ・ 形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅するもの
- ・ 既設誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が点滅する装置を追加したもの

②パトライト

スイッチを押すとランプが点灯し回転する回転灯をいう。

③非常文字標示装置

非常用放送設備と連動し、文字表示装置（ディスプレイ）により必要な情報を提供する装置

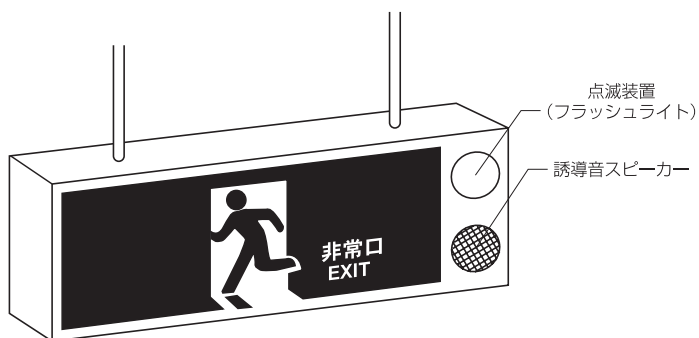
④光走行式避難誘導装置

光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方向に走行するように見えるシステムをいう。

○聴覚障がい者のために、非常時を知らせるパトライト等の呼び出し設備を設けることが望ましい。

□誘導音装置付誘導灯の例

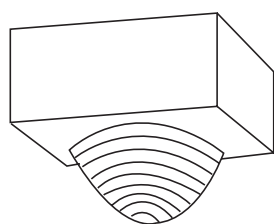
●一体型避難誘導灯



●既設誘導灯に追加取付する場合

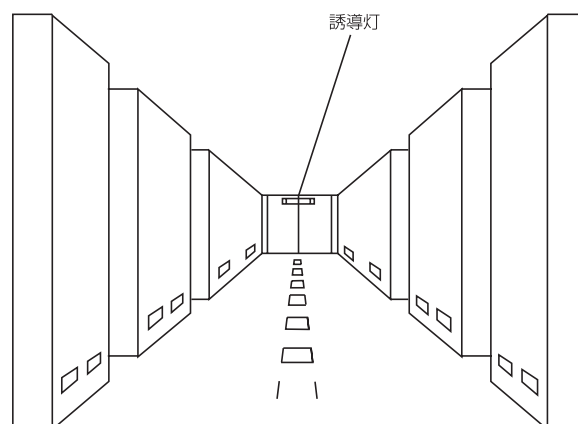


□フラッシュライトの例



聴覚障がい者等へ光の点滅により非常を知らせるので、見やすい位置に設置すること。

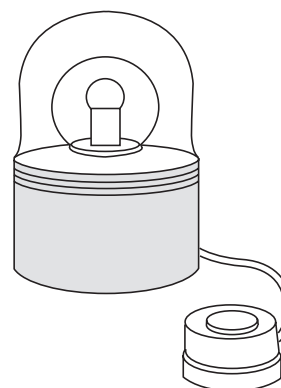
□光走行式避難誘導装置の例



□非常文字表示装置



□パトライト



4

洗面所

基本的な考え方

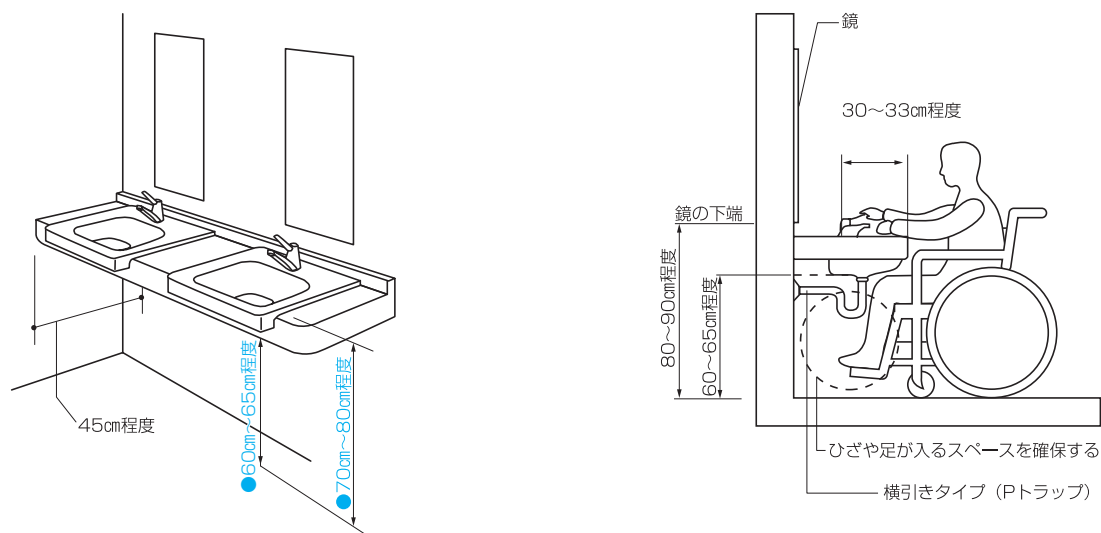
車椅子使用者、その他の障がい者、つえ使用者、高齢者、妊産婦、子供等すべての人が使用できるよう配慮する必要がある。

□設計上の配慮事項

- 洗面器には、車椅子使用者のひざや足先が入るスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。
- 排水トラップは、車椅子使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ（Pトラップ）のものとする。
- つえ使用者や高齢者等の使用に配慮し、手すりを設ける。
- 水栓器具は、レバー式、光感知式など操作が簡単なものとし、蛇口は、水が飛散しないよう泡沫水栓とする。
- 鏡は、車椅子使用者と立位者がともに利用することができるように、高さを下端80～90cm程度とし、大きめのものとする。
- 床面は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 洗面台には、つえの立てかけ場所、タオル、コップなどの物置台を設けることが望ましい。
- 給湯蛇口は、湯の表示をわかりやすくし、あわせて点字表示することが望ましい。

□洗面所の整備例

●車椅子使用者洗面器



●つえ使用者等の歩行困難者用洗面器

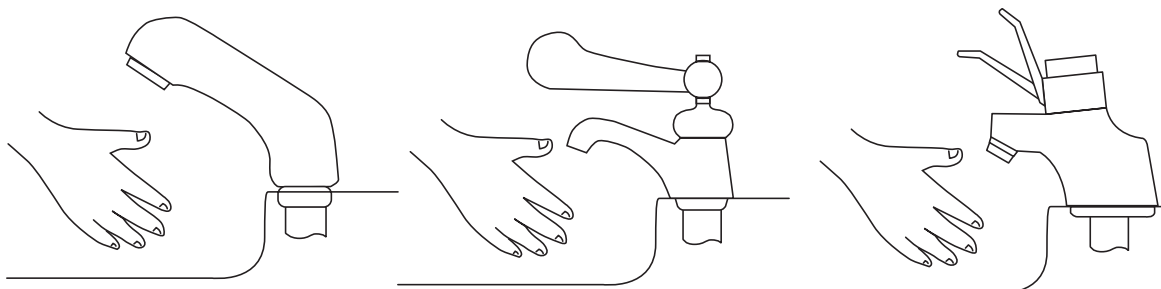


□水栓器具の例

●光感知式水洗

●レバー式立水栓

●レバー式混合栓



手を差し出すと、光を感知し自動的に水がでる。
 ※同一の建築物内では同一仕様の水洗器具とすることが望ましい。

5 溝蓋

基本的な考え方

グレーチング、マンホール、格子蓋等は、歩行者の通行に障害とならないよう考慮し、特に車椅子使用者やつえ等を使用する者の通行に配慮する必要がある。

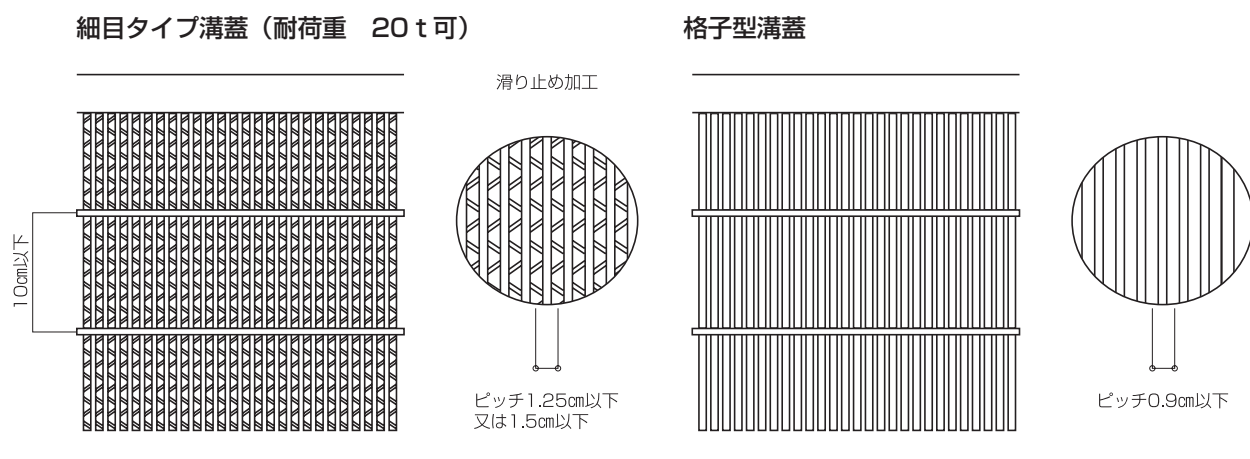
□設計上の配慮事項

○車椅子の小車輪、つえ等が落ちない形状とし、表面の仕上げは、ノンスリップタイプ等の滑り止め加工したものとする。

○溝蓋の種類

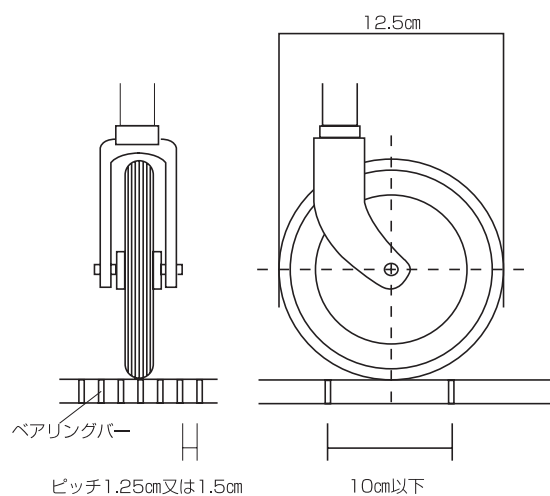
- ・細目タイプ ピッチ1.25cm又は1.5cm、10cm以下
- ・丸穴あき型 穴の直径は2cm以下

□溝蓋の形状

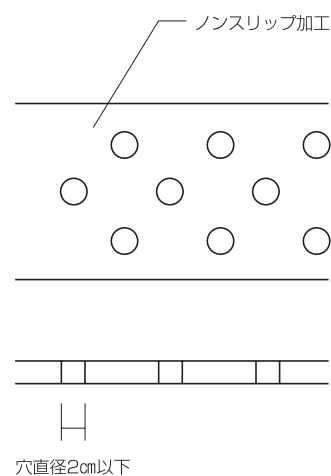


□横断溝の仕様

車椅子のキャスターと溝蓋の拡大図
1) 細目タイプ・溝蓋



2) 丸穴あき型溝蓋



1 歩道

基本的な考え方

歩道は、高齢者や障がい者等すべての人にとって安全かつ快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差をなくすなどの配慮をする。

1 歩道	整備基準	整備基準の解説
	歩道は、次に定める構造とすること。 1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上、その他の道路にあっては200センチメートル以上とすること。 3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。 - ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 - イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。 6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。 - ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。 - イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとする。	・ 雨に濡れた場合を考慮して滑りにくい材料で仕上げる。 ・ 有効幅員350センチメートルは、車椅子同士がすれ違うことができ、かつ人が並行して歩くことができる寸法である。有効幅員200センチメートルは、車椅子使用者同士がすれ違いやすい寸法である。 ・ 車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。 ・ 段差の2センチメートルは、視覚障がい者が歩道と車道の境界を認識でき、かつ車椅子使用者が通過できる高さである。

□設計上の配慮事項

【路面】

- 路面は水たまりができないよう十分配慮するとともに障がい者や高齢者はわずかな凹凸や段差につまずきやすいので、歩道の平坦性に十分配慮する。
- マンホールの蓋、排水溝、平板等の舗装材は、凹凸が生じないように設置する。

【幅員】

- 電柱、信号柱等の設置及び植樹帯などは、有効幅員を狭めないよう配慮する。

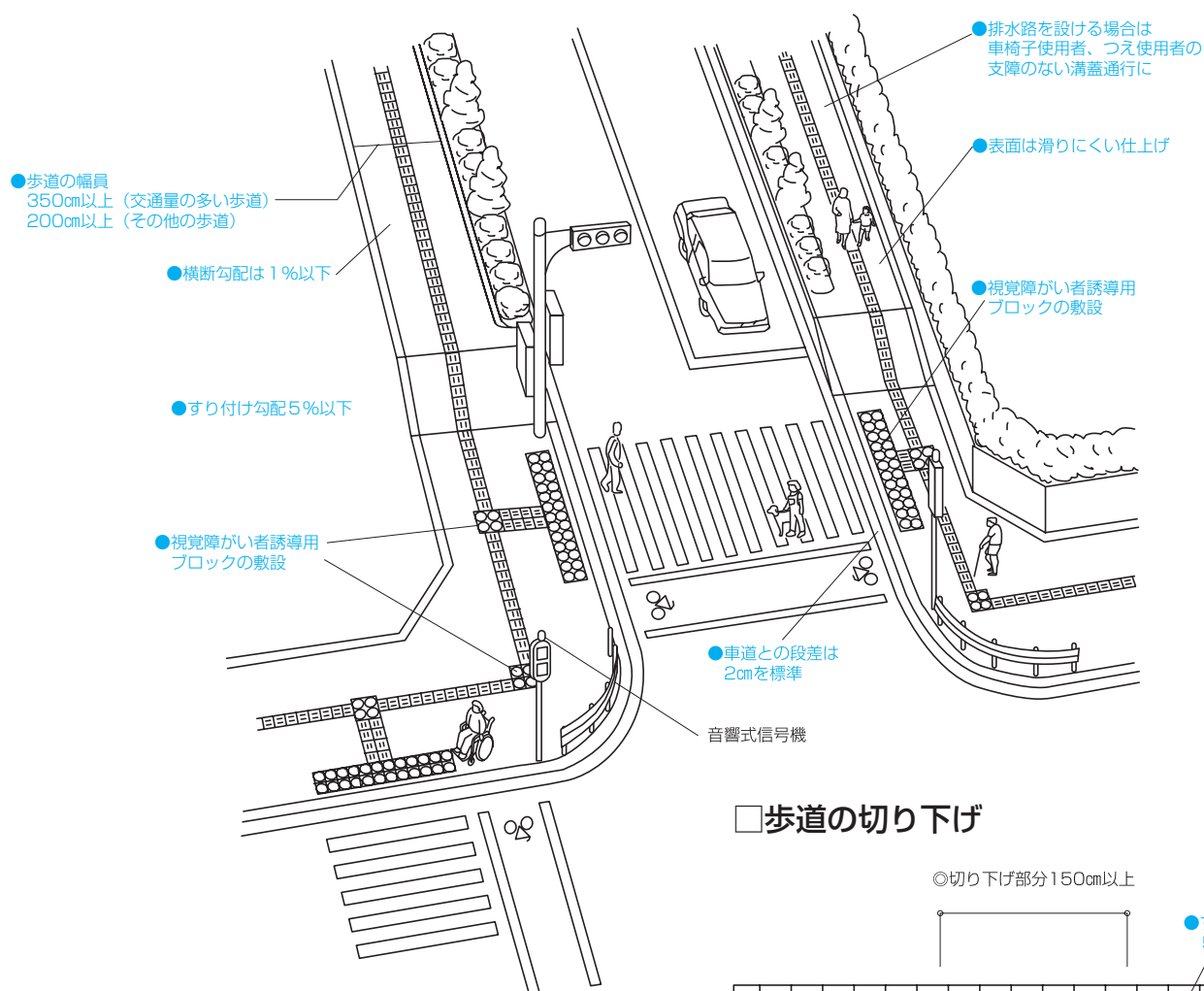
【切り下げ部分】

- 切り下げた部分には、車椅子が止まれるように150センチメートル以上の水平部分を設ける。
- マウンドアップ型の歩道については、段差の切り下げが連続して通行の支障とならないように注意すること。

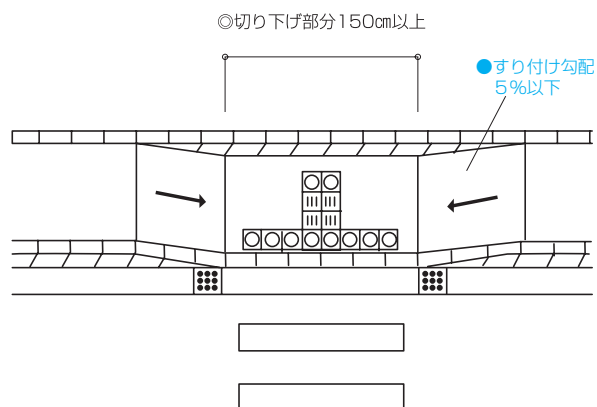
【視覚障がい者誘導用ブロック】

- 視覚障がい者誘導用ブロックの詳しい設置については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針同解説」を参照する。
- 横断歩道には、斜め横断を防止するため、点字道路鋲を敷設すること。

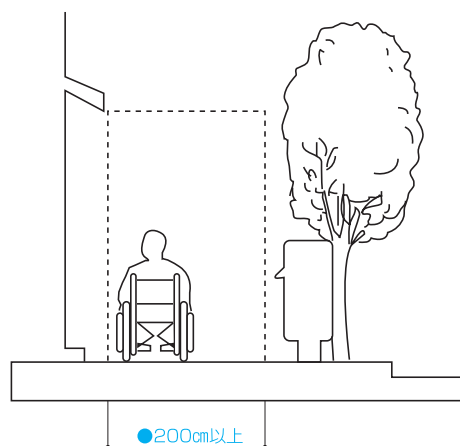
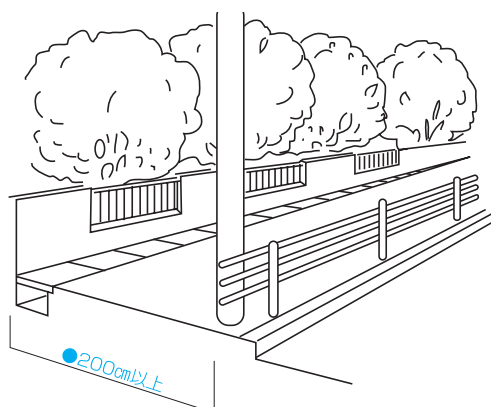
□歩道の整備例



□歩道の切り下げ



□歩道の有効幅員



2 横断歩道橋

基本的な考え方

横断歩道橋は、高齢者や障がい者等すべての人が利用しやすく、かつ、安全で負担の少ないよう十分に配慮する必要がある。

2 横断歩道橋	整備基準	整備基準の解説
	横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。	・ 水に濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ・ 路面の幅が、段の左右で異なる回り段は、歩行者のつまずきの原因となりやすいので設けない。

3 地下横断歩道

基本的な考え方

地下横断歩道は、高齢者や障がい者等すべての人が利用しやすく、かつ、安全で負担の少ないよう十分に配慮する必要がある。

3 地下横断歩道	整備基準	整備基準の解説
	地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。 5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。	・ 水に濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

□設計上の配慮事項

○設置については、「立体横断施設技術基準・同解説」を参照すること。

【階段】

○路面の色をけあげの色と明度差の大きいものとする等により、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。

【手すり】

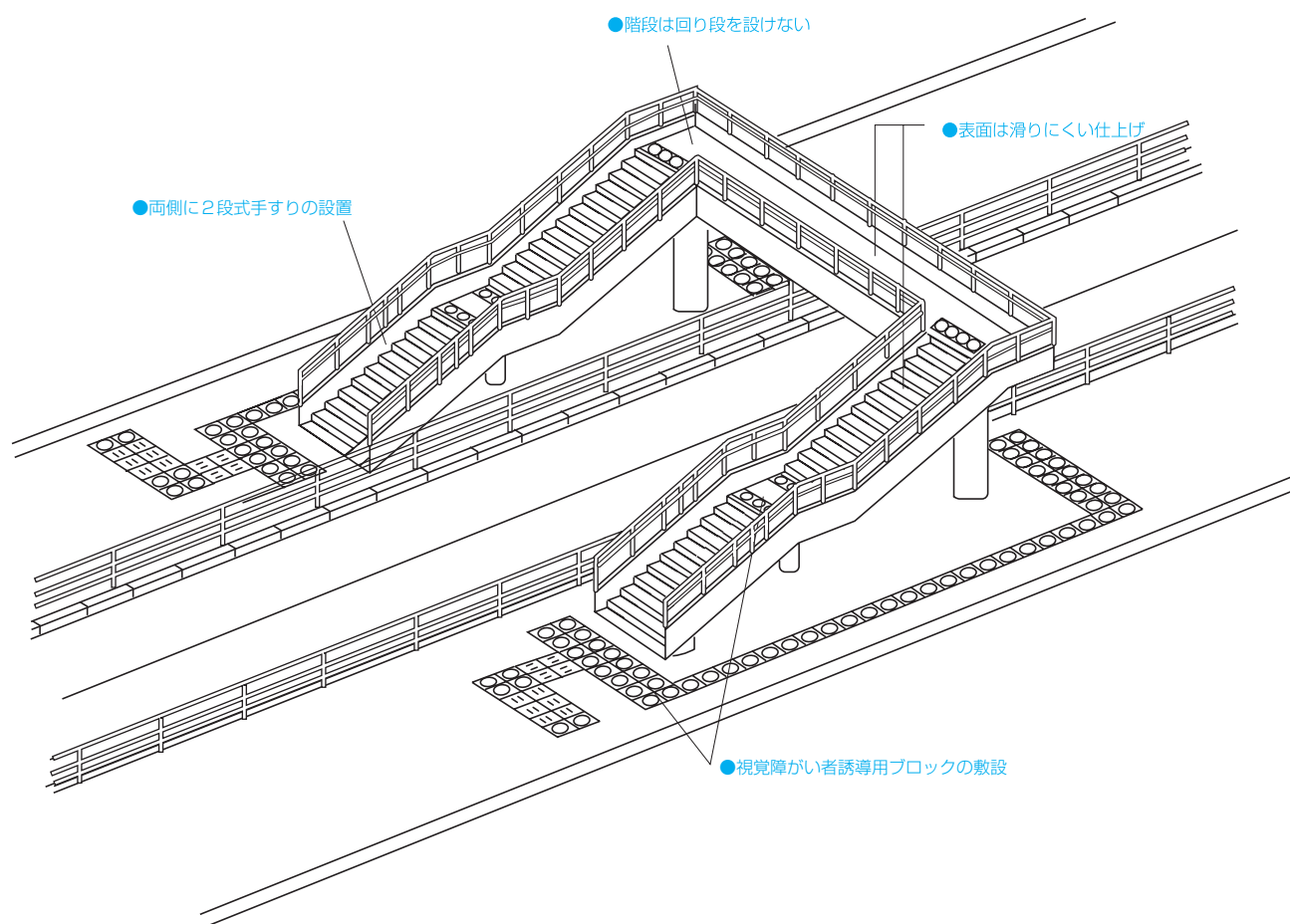
○手すりの始点（終点）や屈曲部には、始点（終点）及び現在位置を知らせるために点字表示を設置する。

○階段の幅員が3m以上ある場合は、中間にも手すりを設けることが望ましい。

【視覚障がい者誘導用ブロック】

○視覚障がい者誘導用ブロックの設置については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針同解説」を参照する。

□横断歩道橋の整備例



4

公園

1 出入口

基本的な考え方

公園の出入口は、高齢者、障がい者等が通過しやすいよう、段差を設けず、十分な幅を確保する。

また、出入口は公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、水平面の確保により、車椅子使用者の安全性の確保に努める。また、危険の認知が困難な高齢者、障がい者、子ども等のために、表示の工夫等により安全性の確保に努めることが重要である。

1 出入口	整備基準	整備基準の解説
	出入口は、次に定める構造とすること。ただし、次に定める構造の出入口が1以上ある場合であって、地形の状況その他の特別な理由により次に定める構造の出入口の整備が困難であるときは、当該構造によらないことができる。 - 幅は、120センチメートル以上とすること。 - 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 - 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 5の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 - 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）を併設すること。	- 有効幅120センチメートルは、車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法である。 - 車止めを設ける場合は、車椅子使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90センチメートル以上を確保する。 - 有効幅については、車止めの最上部まで90センチメートル以上を確保したものとする。 - 出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、長さ150センチメートル以上の水平面を設置する。 - 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。

□設計上の配慮事項

【有効幅】

- 車止めを複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。
- 半円形の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めは、車椅子使用者等の通行に支障をきたす場合があることから、公園の立地や利用状況を踏まえて必要性等を慎重に検討するとともに、車椅子の寸法や回転性能等を考慮したものとする。
- 車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者（ロービジョン）等が認知しやすいものとすることが望ましい。
- 避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。

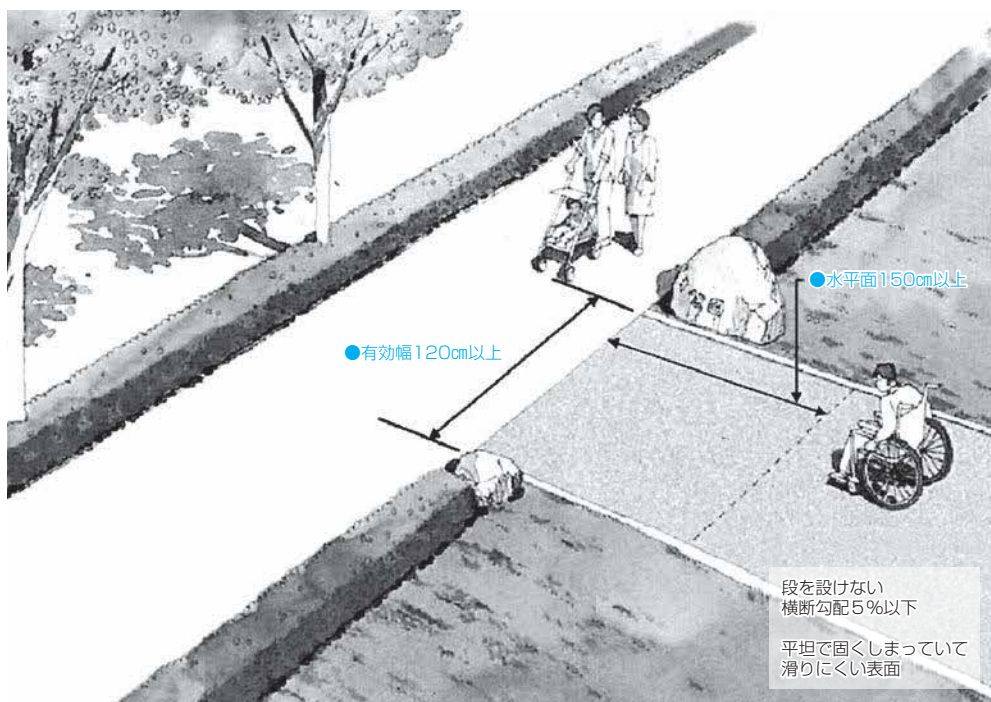
【水平面】

- 水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。
- 横断側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、つえや靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とする。
- 車止めを設ける場合は、その前後に長さ150cm以上の水平面を設置することが望ましい。
- 出入口が車道に面する場合には、危険の認知が困難な高齢者、障がい者等の注意喚起のため、出入口で止まることがわかりやすいよう表示することが望ましい。

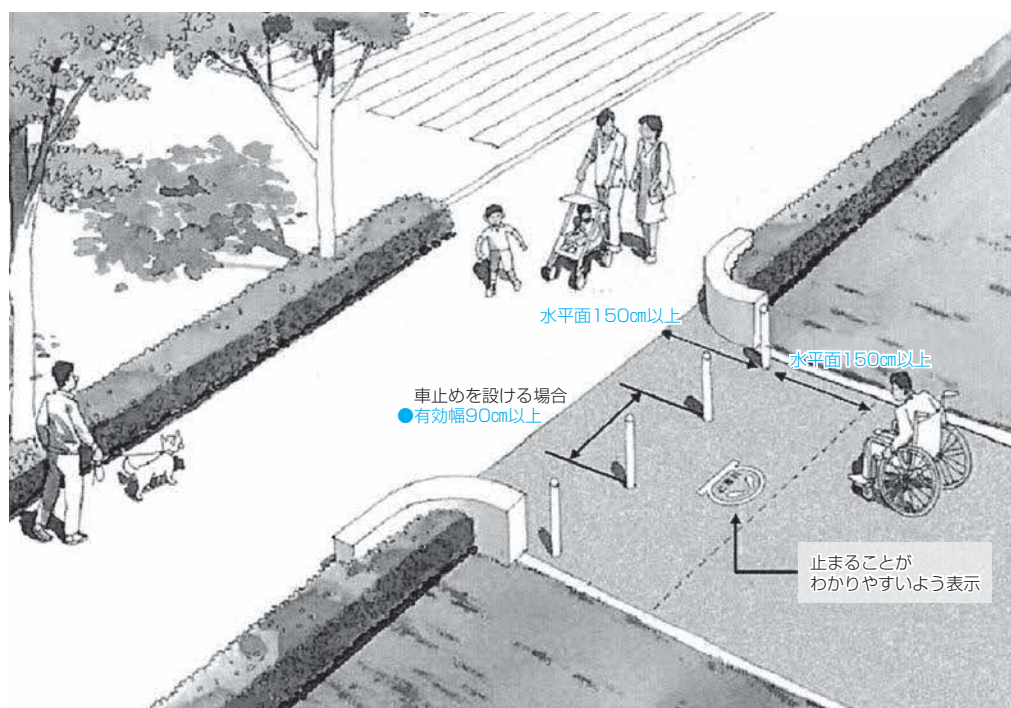
【段】

- 水処理や地形の状況、その他の特別の理由（※）によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。
- ※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言う。

□車止めを設けない場合



□車止めを設ける場合



2

園路

基本的な考え方

園路の通路は、高齢者、障がい者等が円滑に移動できるよう連続性の確保に努める必要がある。車椅子使用者の行き違いに配慮した通路幅を確保することは、介助が必要な高齢者、障がい者等への配慮としても有効である。

階段は、移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により高齢者及び視覚障がい者等の円滑な利用に配慮する必要がある。手すりは、高齢者、障がい者等の安全確保（転倒防止）や身体支持、移動補助、誘導のために有効である。

なお、園路に階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設する必要がある。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。

傾斜路を併設することが困難な場合は、エレベーター、エスカレーター等の設置により傾斜路に代えることができる。

園路においては、高齢者、障がい者等にとって転落のおそれのある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。なお、転落のおそれのある場所については、危険の認知が困難な障がいの特性に配慮することが重要である。

2 園路	整備基準	整備基準の解説
	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路は、次に定める構造とすること。 1 通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ ウの場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 オ 横断勾配は、1パーセント以下とするこ	- 有効幅180センチメートルは、車椅子使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者、障がい者等が行き違いやすい寸法である。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とする。 - 幅を120センチメートル以上とする場合は、車椅子使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車椅子が転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。 - 車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として180センチメートル×180センチメートル以上の広さを確保する。 - 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。 - 縦断勾配は、高齢者及び車椅子使用者等が円滑に利用できるよう5パーセント以下とする。 - 勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。 - 横断勾配は、車椅子使用者にとって進行が難し

整備基準	整備基準の解説
と。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 階段（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）は、次に定める構造とすること。 ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 3 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代える	く、危険であるため、1パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とする。 ・ 通路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。 ・ 手すりは階段の両側に連続して設置する。 ・ 高齢者やつえ使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（直棒等）を両側に設置する。 ・ 1段の手すりとする場合、高さ75～85センチメートル程度とする。 ・ 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。 ・ 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。手すりは、階段の上端では水平に45センチメートル以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45センチメートル以上、延長することが望ましい。 ・ 視覚障がい者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。点字による表示方法はJIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ・ 点字は、はがれにくいものとする。 ・ 路面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、設置してもよい。 ・ 階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。 ・ 段鼻は、突き出しがないこと等、つまずかないような構造とする。 ・ 段鼻は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。 ・ 階段の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ・ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。 ・ 地形の状況その他の特別の理由により、傾斜路を階段に併設することが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適し

整備基準

整備基準の解説

ことができる。

- 4 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

- 5 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。

- 6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- 7 3の項に定める構造の駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

た構造のものを併設する。

- ・有効幅120センチメートルは、車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法である。
- ・階段又は段に併設する場合は、90cm以上とする。
- ・傾斜路の縦断勾配は、車椅子使用者等が通行できるよう、8パーセント以下とする。
- ・傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

- ・手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。
- ・高齢者やつえ使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（直棒等）を両側に設置する。
- ・1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。
- ・2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。
- ・手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
- ・傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45センチメートル以上、延長することが望ましい。
- ・傾斜路の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、必ずしも立ち上がり部を設けなくてもよい。
- ・側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、つえや靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とする。
- ・高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設ける。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックは、JIS T 9251に準拠したものを使用する。

□設計上の配慮事項

【通路】

【段】

○水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

【表面等】

○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者（ロービジョン）等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

○照明を進行方向に合わせて設置することで、進行方向をわかりやすくすることは、高齢者、障がい者等が広い空間で進行方法を認知する上でも有効である。

【空中突出物】

○原則として路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。

【階段】

【立ち上がり部等】

○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者（ロービジョン）等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

○階段の登り口、降り口、踊り場には、点状ブロック等を設置し、注意を喚起する。

○階段の幅員は、歩行者同士が行き違いできるよう、120cm以上とすることが望ましい。

○階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ120cm以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ2.5m以下ごとに設置することが望ましい。

【傾斜路】

【有効幅】

○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。

○傾斜路を階段と併設する場合は、120cm以上確保することが望ましい。

【表面等】

○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者（ロービジョン）等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

【水平部分】

○傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm程度の水平面を設けることが望ましい。

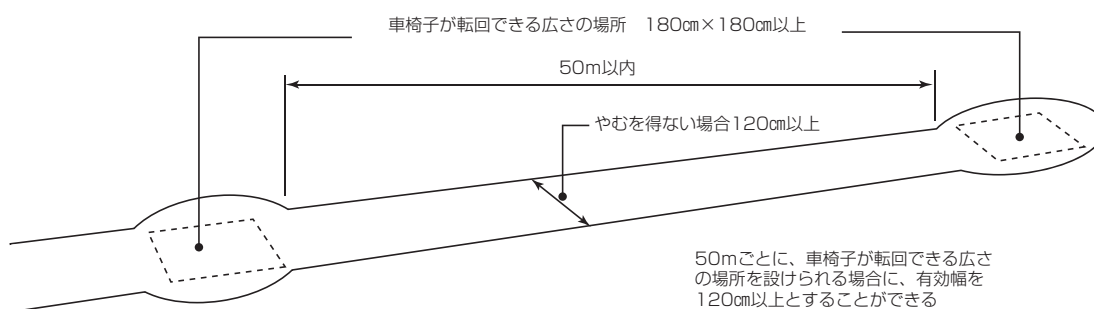
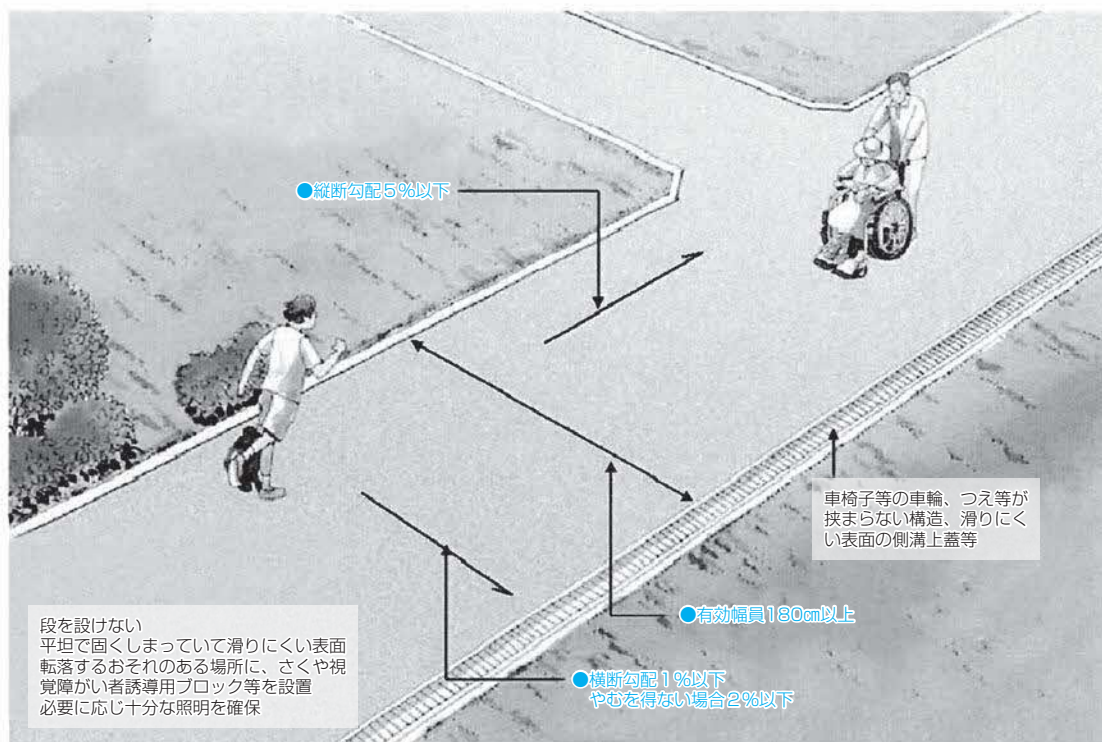
【傾斜路の併設が困難な場合】

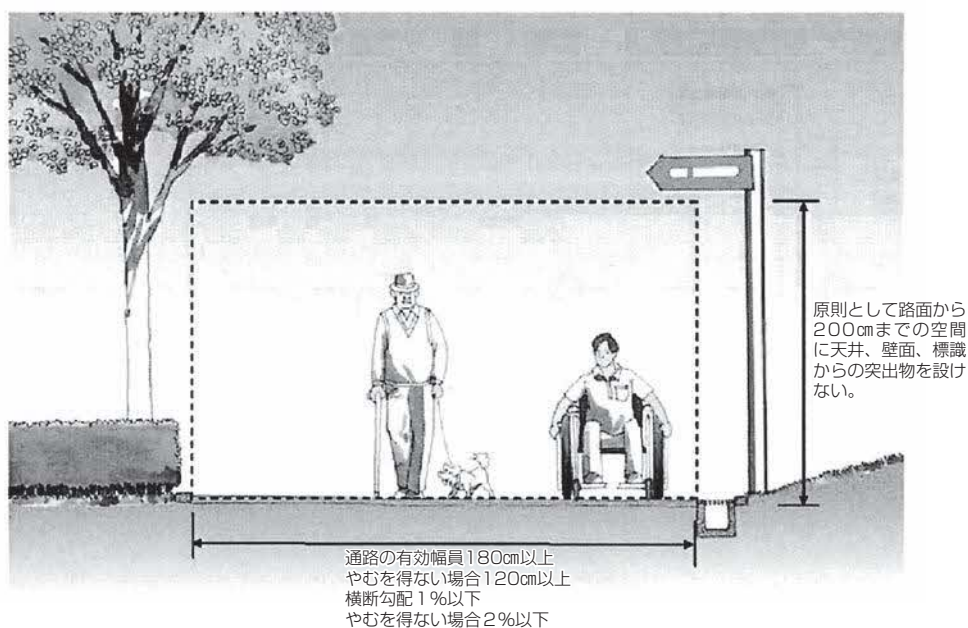
○階段にエレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。

【転落防止等】

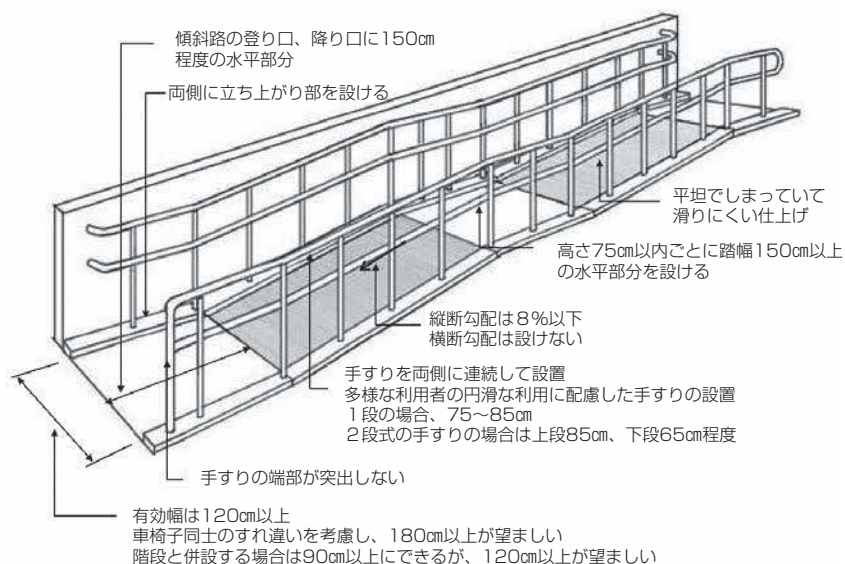
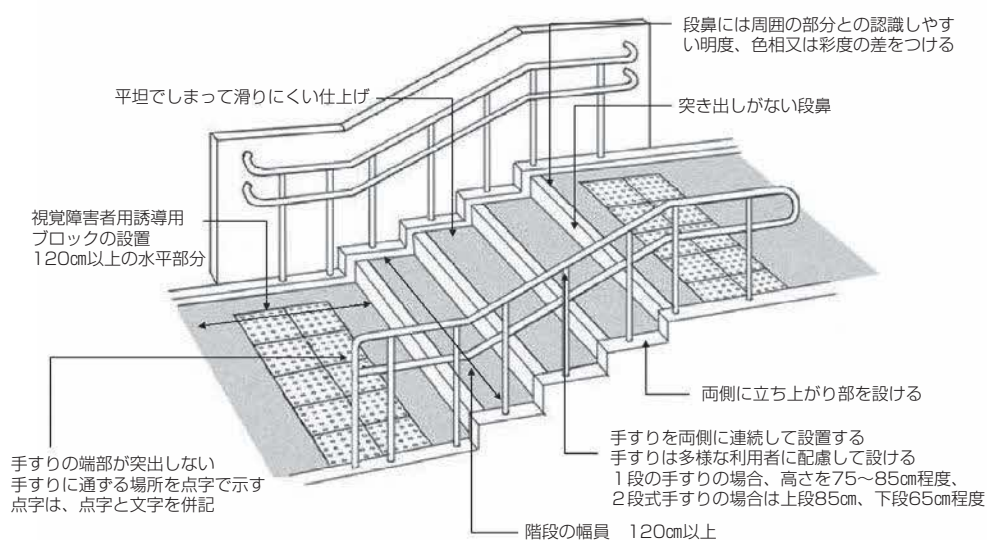
○転落の防止だけでなく、視覚障がい者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設けるほか、園路の縁を立ち上げたり素材を変えたりするなど配慮することが望ましい。

○利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を設け、十分な明るさを確保することが望ましい。





□ 2段手すりの階段の例



3

駐車場

基本的な考え方

自動車等が高齢者、障がい者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、公園の駐車場のうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用できる「車椅子使用者用駐車施設」を設ける必要がある。

介護が必要な高齢者や、つえを使用する人、妊産婦、乳幼児連れ等の人は、車の乗り降りのためにドアを全開にすることが必要な場合がある。そのため、車椅子使用者用駐車施設に準じて、通常より大きめの駐車スペースを確保することが有効である。

駐車場には、車椅子使用者用駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不適正利用を防止するための表示板等を設ける。

3 駐車場	整備基準	整備基準の解説
	1 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 2 車椅子使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を分かりやすい方法により行うこと。	・ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。 ・ 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。

□設計上の配慮事項

- 駐車施設と通路の間には、段を設けない。
- 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。
- 車椅子使用者用駐車施設の後部には、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅120cm以上の通路を設け、園路と接続させることが望ましい。
- 駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車椅子使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。
- 肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。
- 車椅子使用者以外の障がい者等のための駐車施設を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設と区分して、分かりやすく表示する。
- 駐車場の区域が分かりやすいよう、駐車場の出入口に案内表示を行うことが望ましい。



4 案内板

基本的な考え方

案内板は、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障がい者等にとって見やすい構造、配置とする必要がある。

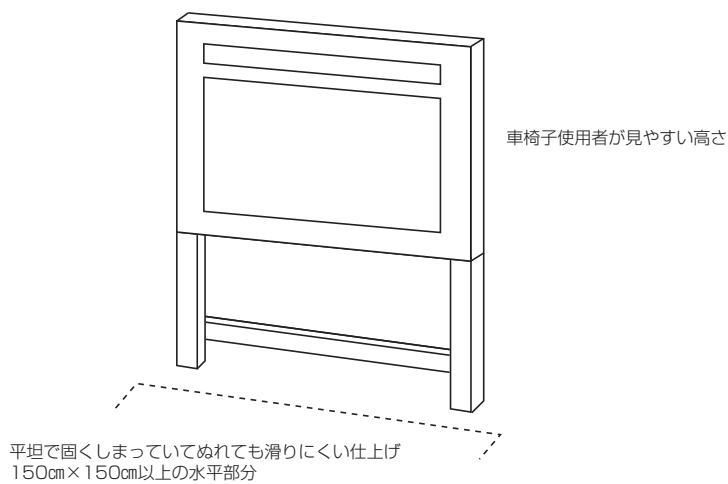
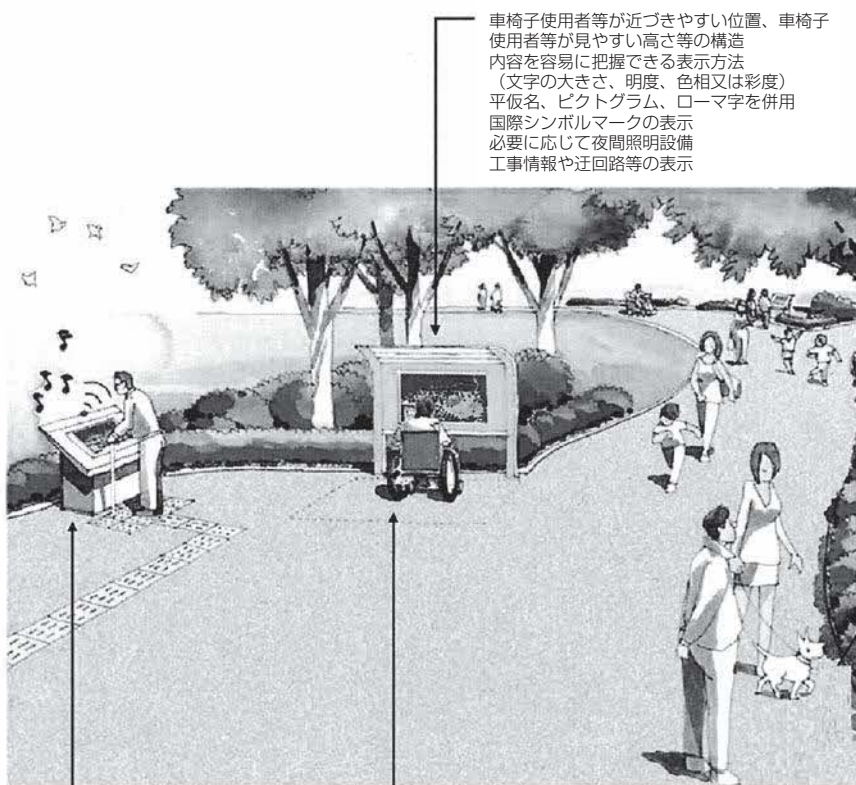
また、表示方法は、表示内容の見やすさ、分かりやすさに配慮することが重要である。

公園全体の公園施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、出入口の付近に設置する。設置する場合は、動線の分岐点など効果的なポイントに設置することが有効である。また、方向や距離について分かりやすく表示することが重要である。

4 案内板	整備基準	整備基準の解説
	公園全体の概要を示す案内板は、次に定める構造とすること。 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 2 当該案内板に表示された内容が容易に識別できるものであること。 3 1の項に定める出入口の付近に設けること。	・標識は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。 ・車椅子使用者の見やすさにも配慮した高さ等の構造とする。 ・案内板が園路上に突き出す場合は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200センチメートル以上の高さに設置する。 ・表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。 ・標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。 ・案内サインには、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク又はJIS Z 8210の「障害のある人が使える設備」等により、その旨を表示する。

□設計上の配慮事項

- 触知案内図等には必要に応じて音声案内装置等を設けることが望ましい。
- 案内板は、出入口に通行の支障にならないよう、高齢者、障がい者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
- 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。
- 車椅子使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。
- 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。
- 特定公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示することが望ましい。
- 案内板に用いるピクトグラムは、国際シンボルマークやJIS Z 8210に示された図記号等を基本とする。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて意見を聴取するなどにより検討することが望ましい。
- 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T 0922にあわせたものとする。
- 工事の実施等により園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。
- 車椅子使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150cm×150cm以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。



- 1) 車椅子の図案で示されたシンボリックマークは、車椅子使用者の専用施設を意味するものではなく、車椅子利用者も利用しうる施設であることを示す。
- 2) 図の平地と図柄（人物）は濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する。
- 3) マークは車椅子使用者等に見えやすい高さに取り付け、その大きさは10～45cm角が一般的である。

基本的な考え方

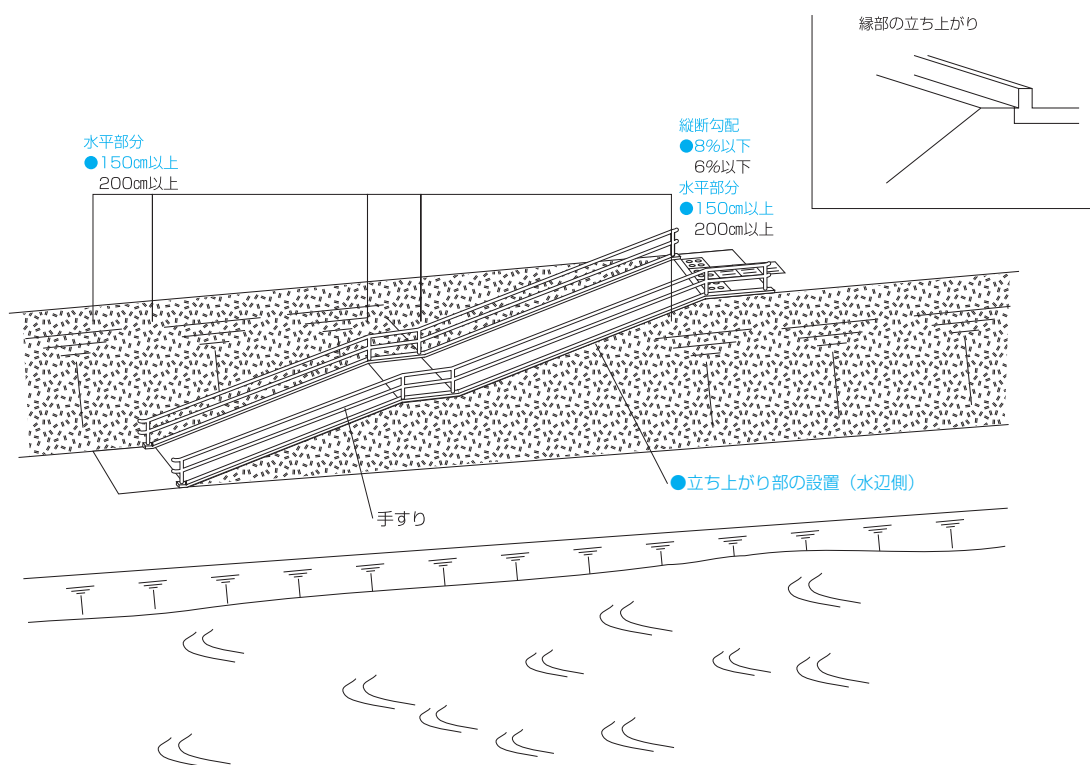
河川の水辺にアクセスするために傾斜路を設けるに当たっては、車椅子使用者や高齢者が安全に利用できることが基本である。そのために、傾斜路には段差を設けないことや余裕のある幅員の確保・緩やかな勾配の確保等に努めることが重要である。また、河川の治水・利水又は環境に及ぼす影響等を検討したうえで、必要に応じて手すり等の施設を設けることにも配慮する。

1 傾斜路	整備基準	整備基準の解説
	河川区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	・濡れても滑りにくい材質を使用し、平坦な仕上げとする。 ・幅の120センチメートルは、人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違い、松葉杖使用者が通行できる寸法である。 ・傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩又は減速できるような平坦な区間を設ける。 ・傾斜路の起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には衝突防止のため150センチメートル以上の水平な区間を設ける。 ・傾斜路から車椅子が脱輪したり、つえが落ちないように傾斜路の水辺側の路側部には立ち上がり部を設ける。

□設計上の配慮事項

【路面】

- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 位置については、できるだけ一般の利用者が主として利用する通路と同じ経路に設ける。
- 排水溝は設けないこととするが、やむを得ず設ける場合は、車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。
- 視覚障がい者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。



【幅】

○幅は、200cm以上とすることが望ましい。

【縦断勾配】

○緩勾配であっても傾斜路が長くなると、車椅子使用者の負担が大きくなることも考慮する。

○縦断勾配は6パーセント以下とすることが望ましい。

○3パーセント以上6パーセント以下の勾配の部分が50m以上続く場合にあっては、その途中で200cm以上の水平な区間を設けることが望ましい。

【側壁】

○水辺側の路側部には、高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。

○手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

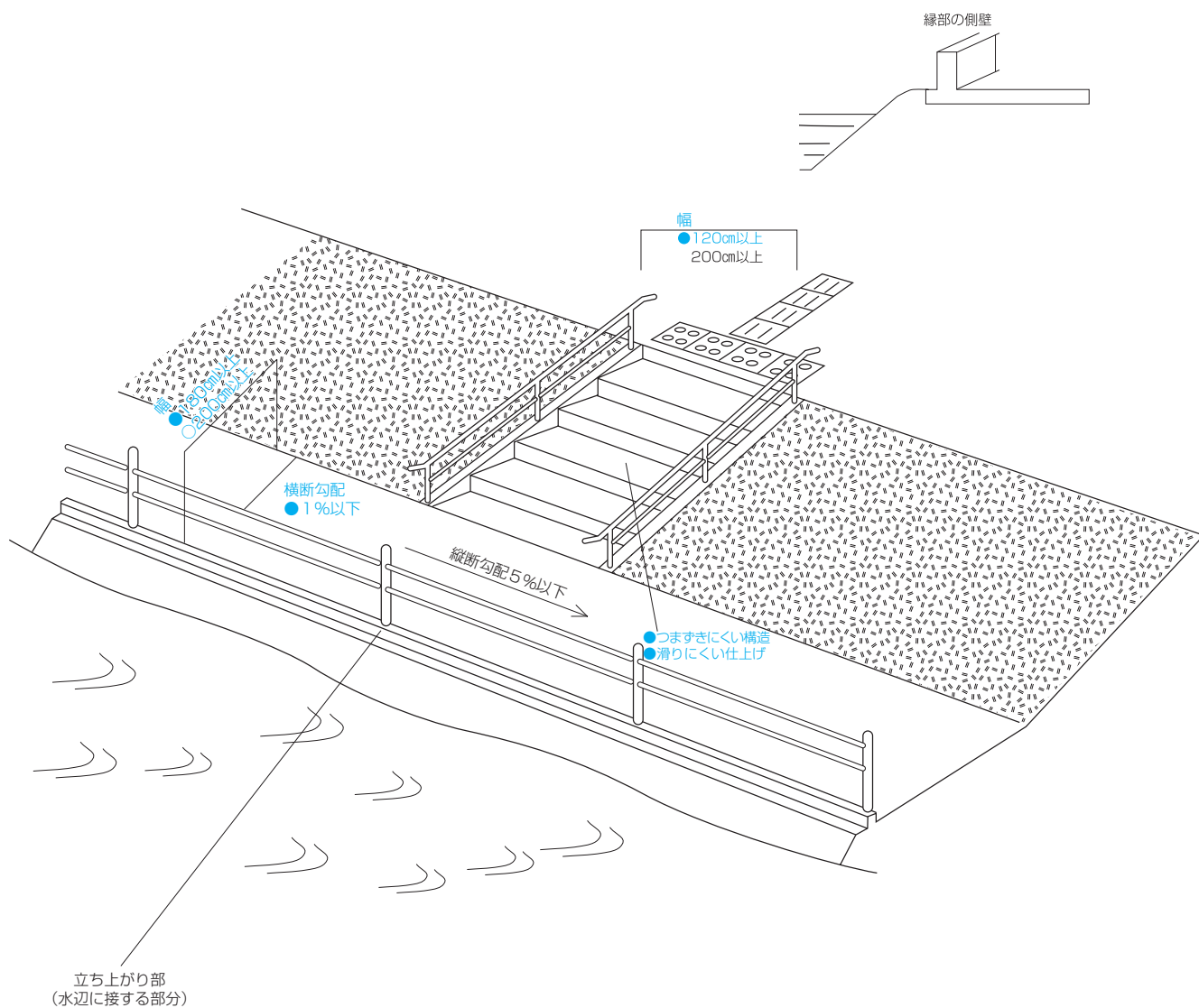
2 遊歩道

基本的な考え方

河川公園、高水敷広場に設ける遊歩道について、障がい者又は高齢者等すべての人が安全に通行できるよう配慮する必要がある。段差をなくし、通行しやすい幅の確保や視覚障がい者の誘導等に配慮する。

また、これらの通路はできるだけ一般の利用者が主として利用する通路と同じ経路とすることが望ましい。

2 遊歩道	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	河川区域内に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。	
	1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	・濡れても滑りにくい材料を使用し、平坦な仕上げとする。
	2 幅は、180センチメートル以上とすること。	・幅の180センチメートルは、車椅子同士がすれ違い、通行できる寸法である。
	3 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。	・遊歩道の傾斜がついた区間が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩又は減速できるような平坦な区間を設ける。
	4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	
	5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。	・遊歩道の起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には衝突防止のため150センチメートル以上の水平な区間を設ける。
	6 水辺に接する部分には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	・遊歩道から車椅子が脱輪したり、松葉杖が落ちないように遊歩道の水辺に接する部分には立ち上がり部を設ける。



□設計上の配慮事項

【路面】

- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 排水溝は設けないこととするが、やむを得ず設ける場合は、車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。
- 視覚障がい者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。

【幅】

- 幅は200cm以上とすることが望ましい。

【縦断勾配】

- 3パーセント以上5パーセント以下の勾配の部分が50m以上続く場合にあっては、その途中で200cm以上の水平な区間を設けることが望ましい。

【側壁】

- 水辺側の路側には、高さ80センチメートル程度の手すりを設けることが望ましい。
- 手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

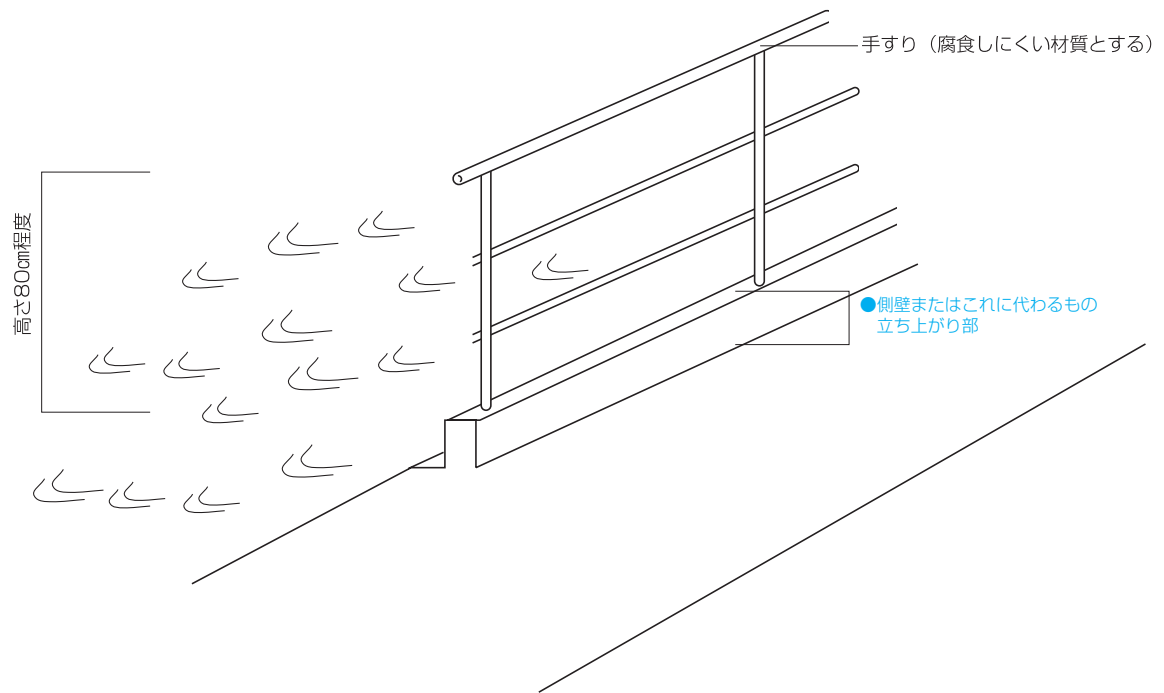
3 階段

基本的な考え方

階段は、水辺へのアクセスという重要な役割を持っているが、高齢者、障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高い場所でもある。そのため、勾配を緩くするなどの負担の軽減を行うほか、特に降りる場合に段を識別できるよう段鼻を明度の差の大きいものとしたり、必要に応じて手すりを連続して設けるなど高齢者、視覚障がい者等に配慮する必要がある。

3 階 段	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	河川区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。	・濡れても滑りにくい材質を使用し、平坦な仕上げとする。 ・つまずきにくい構造とは、蹴込板があり、段鼻がつきだしていないものをいう。

■縁部の構造（傾斜路・遊歩道）



□設計上の配慮事項

【表面】

- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。
- 視覚障がい者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。

【幅】

- 幅は200cm以上とすることが望ましい。

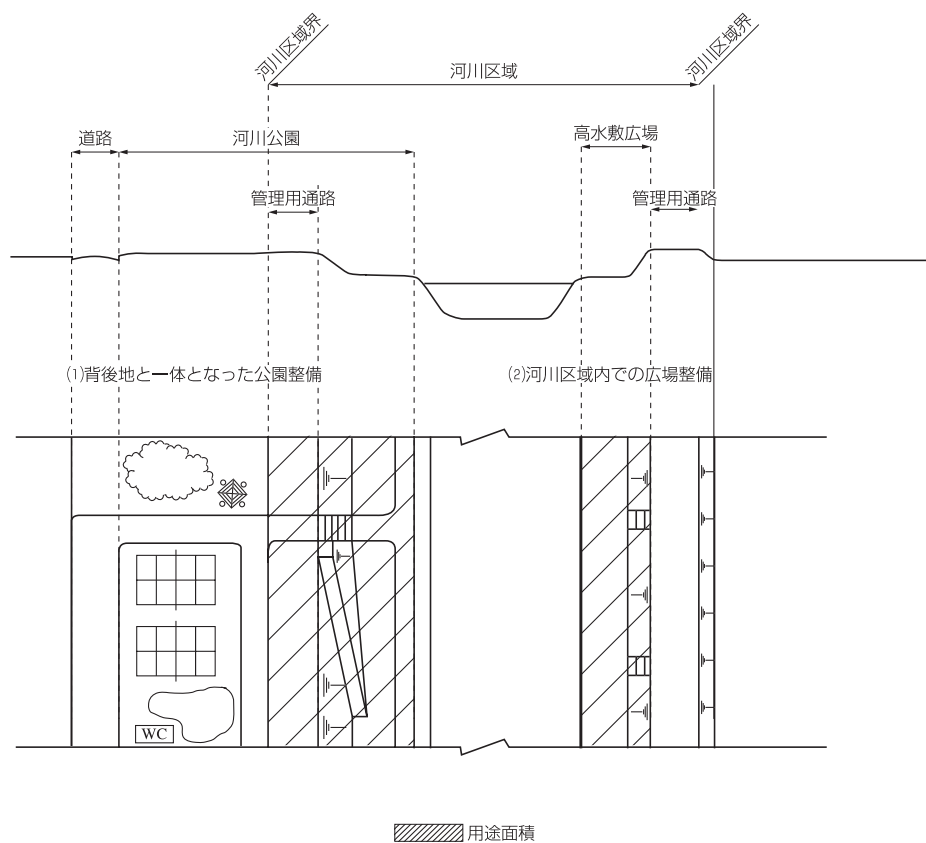
【手すり】

- 高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。
- 手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

4 その他

- (1) [手すり] については、Ⅱ．2 共通事項1 手すりを参照。
- (2) [案内表示] については、Ⅱ．2 共通事項3 案内表示を参照。
- (3) [溝蓋] については、Ⅱ．2 共通事項5 溝蓋を参照。
- (4) [水飲み場] については、Ⅱ．10 その他参考となる事項1 水飲み場を参照。
- (5) [休憩所] については、Ⅱ．10 その他参考となる事項4 休憩所を参照。

□河川における特定公共的施設の考え方



基本的な考え方

海岸の浜辺にアクセスするために傾斜路を設けるに当たっては、車椅子使用者や高齢者が安全に利用できることが基本である。そのために、傾斜路には段差を設けないことや余裕のある幅員の確保・緩やかな勾配の確保等に努めることが重要である。また、海岸の防護・環境又は利用に及ぼす影響等を検討したうえで、必要に応じて手すり等の施設を設けることにも配慮する。

1 傾斜路	整備基準	整備基準の解説
	海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	・濡れても滑りにくい材質を使用し、平坦な仕上げとする。 ・幅の120センチメートルは、人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違い、松葉杖使用者が通行できる寸法である。 ・傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩又は減速できるような平坦な区間を設ける。 ・傾斜路の起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には衝突防止のため150センチメートル以上の水平な区間を設ける。 ・傾斜路から車椅子が脱輪したり、松葉杖が落ちないように傾斜路の海辺側の路側部には立ち上がり部を設ける。

□設計上の配慮事項

【路面】

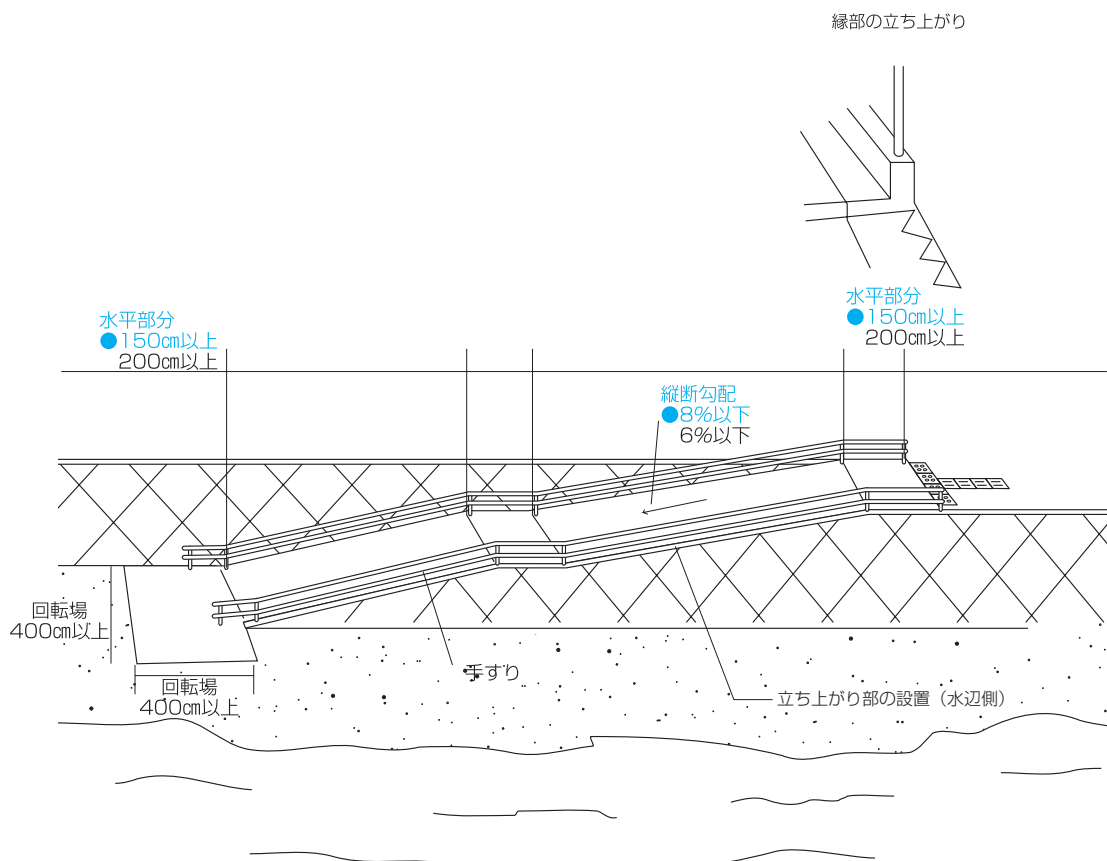
- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 排水溝は設けないこととするが、やむを得ず設ける場合は、車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。
- 視覚がい害者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。
- 終点部には、長さ及び幅が400cm以上の回転場を設置することが望ましい。

【幅】

- 幅は200cm以上とすることが望ましい。

【縦断勾配】

- 緩勾配であっても傾斜路が長くなると、車椅子使用者の負担が大きくなることも考慮する。
- 縦断勾配は6パーセント以下とすることが望ましい。



○3パーセント以上6パーセント以下の勾配の部分が50m以上続く場合にあっては、その途中に200cm以上の水平な区間を設けることが望ましい。

【側壁】

○路側部には、高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。

○手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

2 階段

基本的な考え方

階段は、浜辺へのアクセスという重要な役割を持っているが、高齢者・障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高い場所でもあるので、勾配を緩くするなどの負担の軽減を行うほか、特に降りる場合に段を識別できるように段鼻を明度の差の大きいものとしたり、必要に応じて手すりを連続して設けるなど高齢者、視覚障がい者等に配慮する必要がある。

2 階 段	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。	・濡れても滑りにくい仕上げがなされたものとする。 ・つまずきにくい構造とは、蹴込板があり、段鼻がつきだしていないものをいう。

□設計上の配慮事項

【路面】

○車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。

○水たまりができないよう排水に十分配慮する。

○転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。

○視覚障がい者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。

【幅】

○幅は200cm以上とすることが望ましい。

【手すり】

○高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。

○手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

3 その他

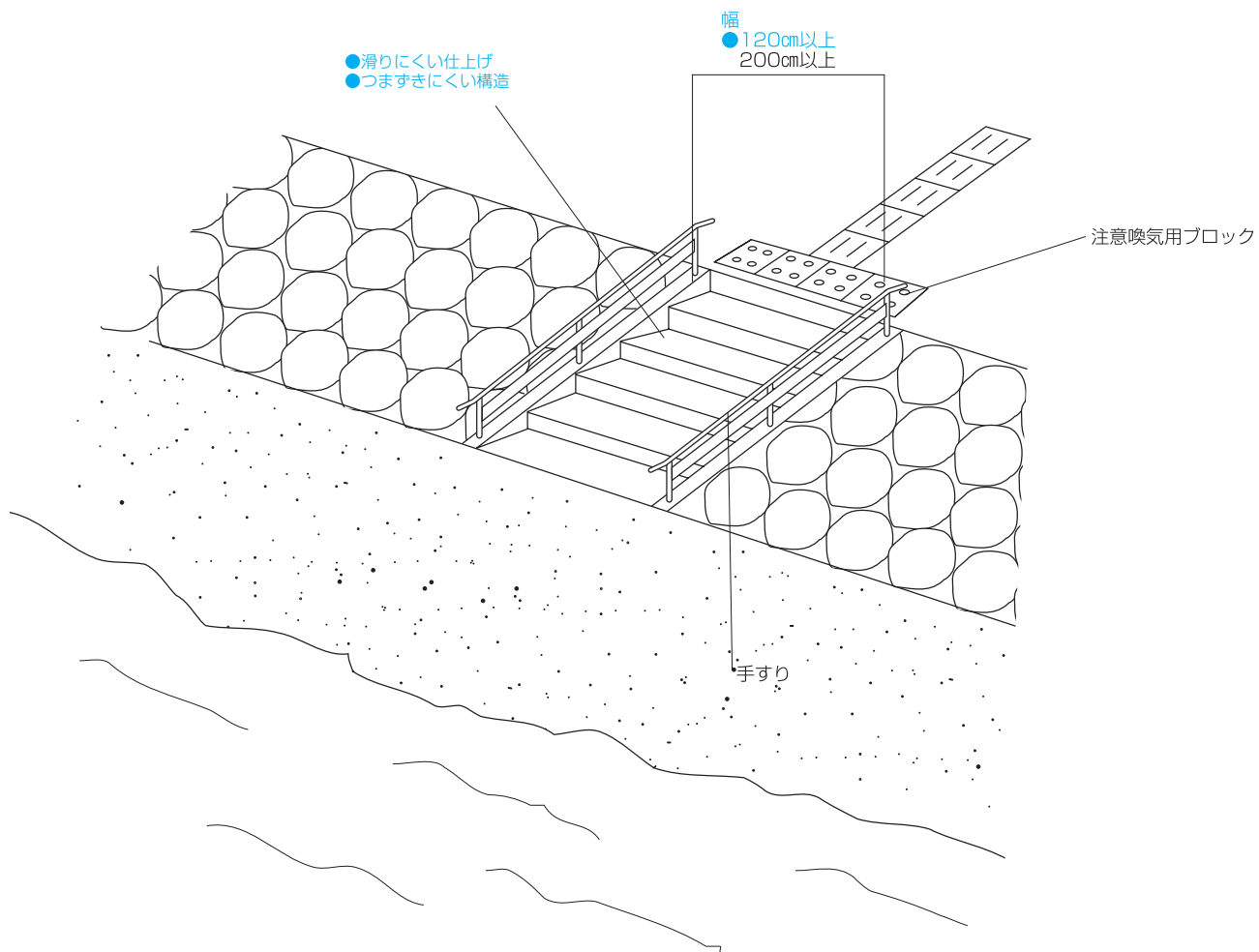
(1) [手すり] については、Ⅱ. 2 共通事項 1 手すりを参照。

(2) [案内表示] については、Ⅱ. 2 共通事項 3 案内表示を参照。

(3) [溝蓋] については、Ⅱ. 2 共通事項 5 溝蓋を参照。

(4) [水飲み場] については、Ⅱ. 10 その他参考となる事項 1 水飲み場を参照。

(5) [休憩所] については、Ⅱ. 10 その他参考となる事項 4 休憩所を参照。



1 建築物以外の路外駐車場

基本的な考え方

車椅子使用者の移動に自動車が大きな役割を担っている。

路外駐車場には、1以上の車椅子使用者専用駐車施設を設け、車椅子使用者用駐車施設から入口まで車椅子使用者に配慮した通路を確保する。

路外駐車場には、駐車台数に応じて必要な数の車椅子使用者専用駐車施設を設けるのが望ましい。

1 駐車場	整備基準	整備基準の解説
	1 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 2 車椅子使用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	・ 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上を車椅子使用者用駐車部分とする。 ・ 車椅子使用者が安全に自動車に乗降するには、車体用スペース210センチメートルに車椅子使用者乗降部分として140センチメートルを加えた350センチメートル以上とする。 ・ 駐車部分の路面への車椅子シンボルマークの表示や必要に応じ、立て看板等見えやすい方法で標示する。 ・ 有効幅員80センチメートルは、車椅子使用者が通過できる寸法である。 ・ 段とは、高低差2センチメートル以下で、すりつけを行った段以外のものをいう。 ・ 幅120センチメートルは、車椅子使用者と人が横向きになればすれ違える寸法である。幅90センチメートルは、車椅子で通行しやすい寸法である。 ・ 1/12とは、車椅子使用者が昇降できる勾配である。 ・ 1/8とは、建築基準法施行令第26条に規定する傾斜路の勾配の基準である。

□設計上の配慮事項

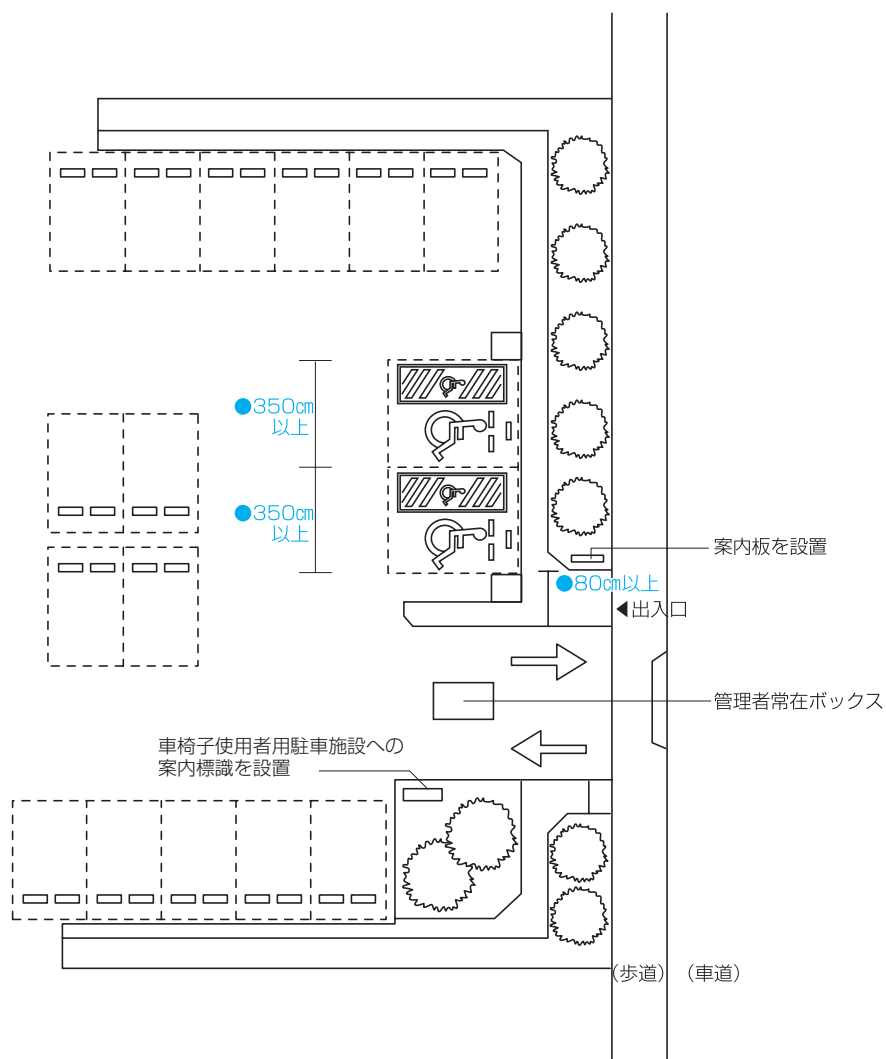
【表面の安全性】

○駐車部分及び通路は、滑りにくい平坦な仕上げとすることが望ましい。

【標示】

○出入口が直接車道に接する場合は、視覚障がい者誘導ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示することが望ましい。

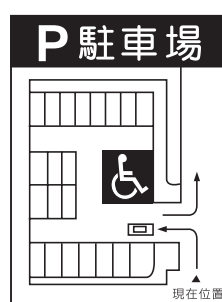
■路外駐車場の整備例



車椅子使用者用
駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例



8

公共車両等

基本的な考え方

バスや鉄道等は、重要な移動手段であることから、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすいよう配慮することが望ましい。

1 バス車両

□参考とすべき事項

【低床化】

- ・乗降しやすいように低床化、超低床化（ノンステップ）を図る。

【乗降口】

- ・乗降口の有効幅は、90cm以上（小型は80cm以上）とする。

【車椅子スペース】

- ・車椅子スペースを設けて、固定できる設備を備える。

【優先席】

- ・障がい者や高齢者等の優先席を、乗降口付近に設置し、降車ボタンを押しやすい位置に設ける。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等に配慮し、立位時の身体の保持や立ち座りがしやすいように手すりを設置する。

【案内・表示】

- ・行き先、運行系統等の案内を放送する設備を設ける。
- ・次停留所等を表示及び放送する設備を設ける。
- ・バスの前面、左側側面及び後面には、行先などを車外から容易に確認できるよう表示する。

2 鉄道の旅客車両

□参考とすべき事項

【乗降口】

- ・乗降口の有効幅は、90cm以上とする。

【車椅子スペース】

- ・車椅子スペースを設けて、車椅子利用者が握りやすい位置に横手すりを設置する。

【優先席】

- ・障がい者や高齢者等の優先席を、乗降口付近に設置する。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等に配慮し、立位時の身体の保持や立ち座りがしやすいように手すりを設置する。

【案内・標示】

- ・次の停車駅名及び扉が開閉する側を知らせる表示及び放送する設備を設ける。

3 タクシー

□参考とすべき事項

【乗降口・車椅子】

- ・車種に応じて、車椅子等利用者の乗降を円滑にする設備を備える。

【案内・表示】

- ・タクシーメーターは、後部座席からも見やすい位置に設置する。
- ・タクシー利用に必要な情報を、音又は点字により視覚障がい者に示すための設備を備える。

【座席】

- ・床面からの高さ、奥行き、背当ての角度、座面の角度等を配慮し、座りやすく、立ちやすいものとする。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等の走行中の安全確保のために、車内に手すりを設置する。

4 船舶

□参考とすべき事項

【乗降用設備】

- ・乗降用設備の有効幅は、90cm以上とする。

【車椅子スペース】

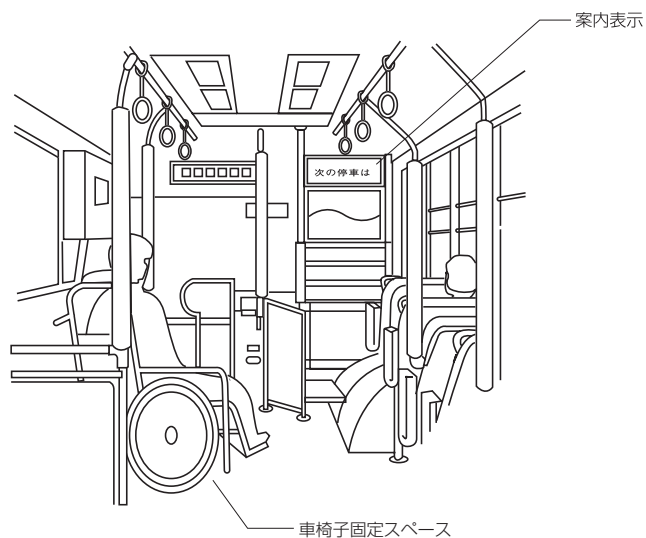
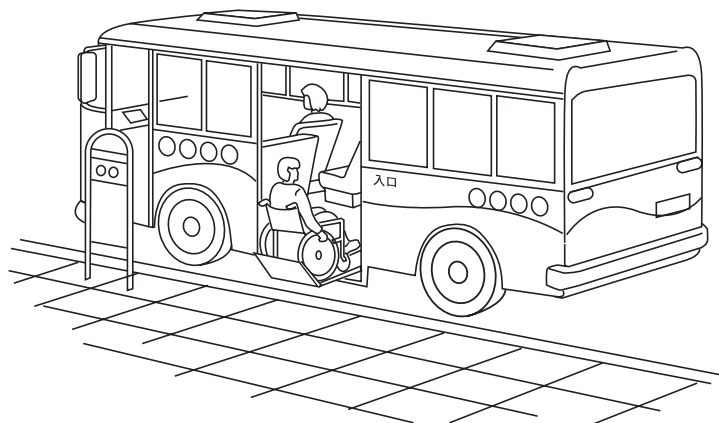
- ・車椅子スペースを設けて、固定できる設備を備える。

【手すり】

- ・通路、階段、便所等には手すりを設け、必要に応じて点字で表示する。

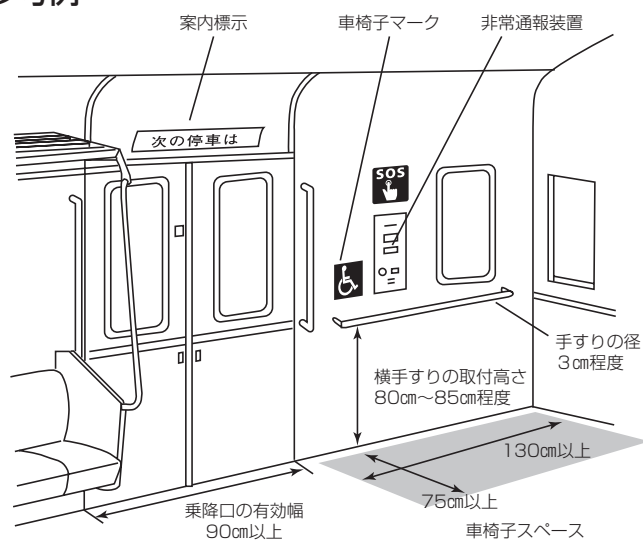
バス車両

□リフト付低床バスの参考例



鉄道の旅客車両

□鉄道の旅客車両の参考例

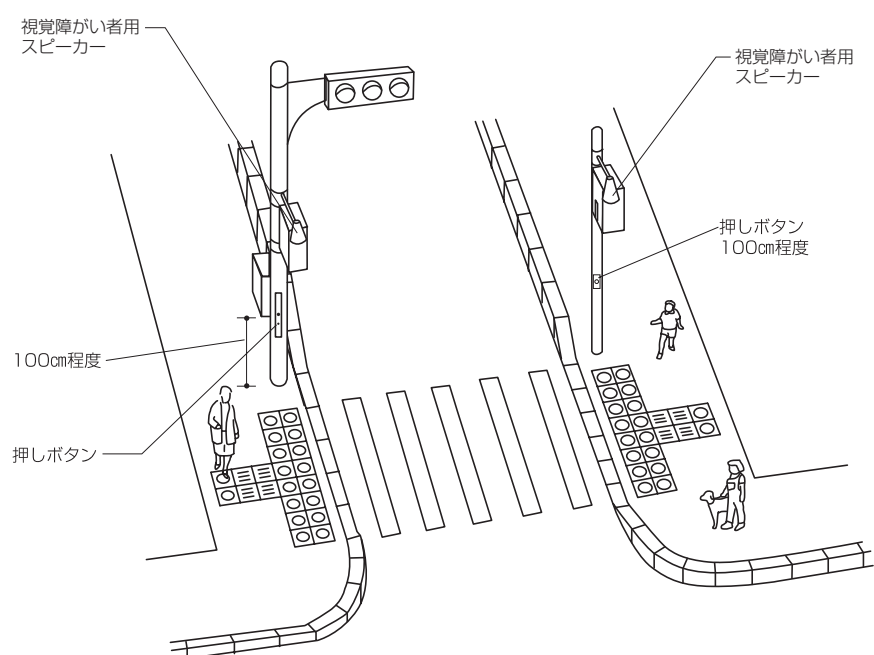
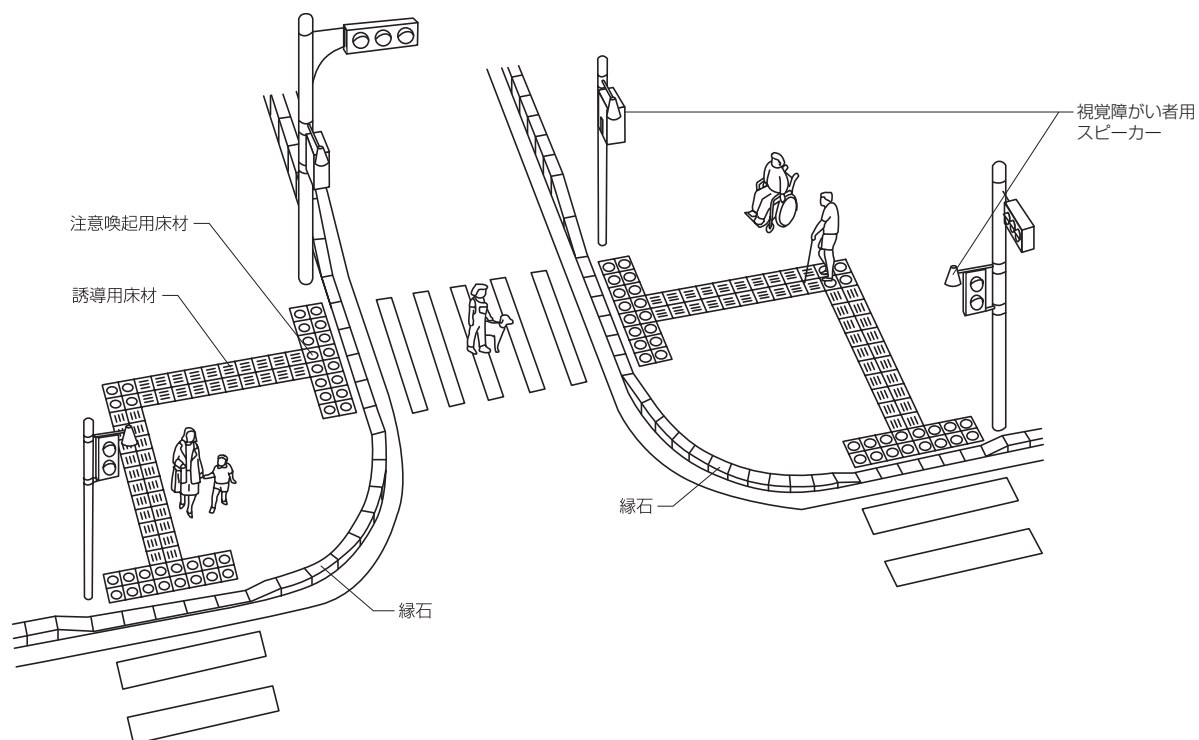


視覚障がい者用信号機（音響式信号機）は、付近に視覚障がい者の学校や施設があり、視覚障がい者の横断需要がある場所に必要に応じて設けることが望ましい。

□設計上の配慮事項

- ・音源は、横断歩道の両端とし、音源を結ぶ線はできるだけ横断歩道と平行になるようにする。
- ・音量は、正常な聴力を有する者が横断歩道付近で聴取できるようにする。
- ・視覚障がい者等が安全に横断できるように歩行者の「青」の時間を調整する。
- ・音源の近くには、視覚障がい者誘導用床材及び注意喚起用床材を併設する。

□音響式信号機の参考例



2

公衆電話所

電話は日常生活に欠かせない通信手段となっていることから、車椅子での利用に配慮するだけでなく、高齢者、視覚障がい者、聴覚障がい者等の利用にも配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 出入口は、幅を80cm以上とし、通行に支障となる段を設けない。
- ・ 出入口の戸は、車椅子使用者が開閉しやすい構造とする。
- ・ 車椅子が回転できるスペース（150cm以上×150cm以上）を設ける。
- ・ 電話機は、車椅子使用者が利用しやすいように、電話台も含めてダイヤル中心で90～95cm程度の高さとなるように設ける。また、電話台の下部には、車椅子で接近できるようスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。
- ・ つえ使用者等の歩行困難者のために必要に応じて、手すりを設ける。
- ・ 電話機は、視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮した機能を有するものを設ける。

（視覚障がい者対応）

- ・ カードで使用できるものとし、カード挿入口に点字表示をする。
- ・ 視覚障がい者用ダイヤルとする。

（聴覚・言語障がい者対応）

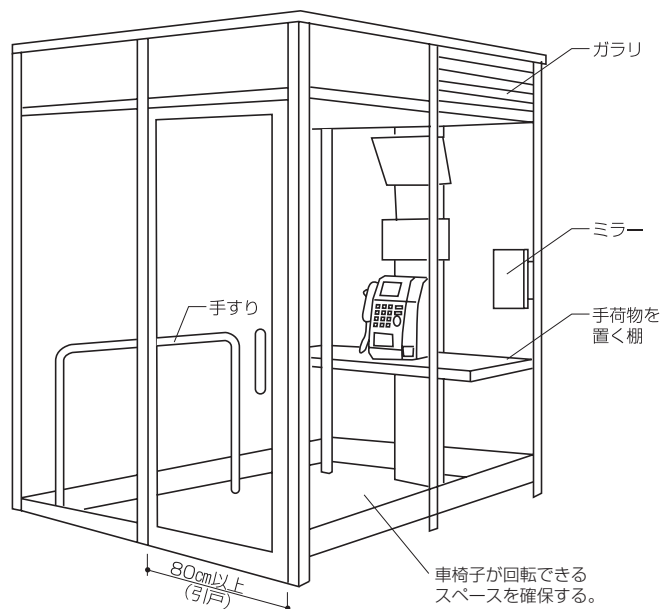
- ・ 音量増幅装置付き受話器とする。
- ・ 公衆ファックスを設ける。

（上肢巧緻障がい者対応）

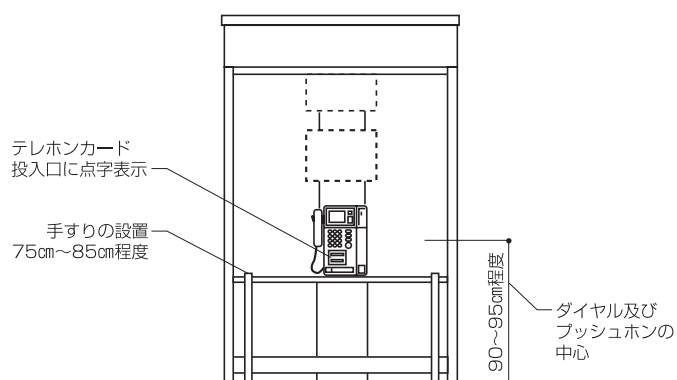
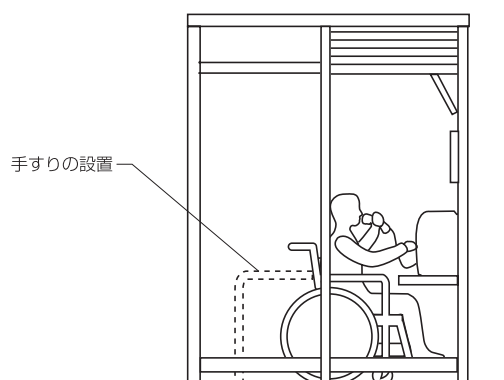
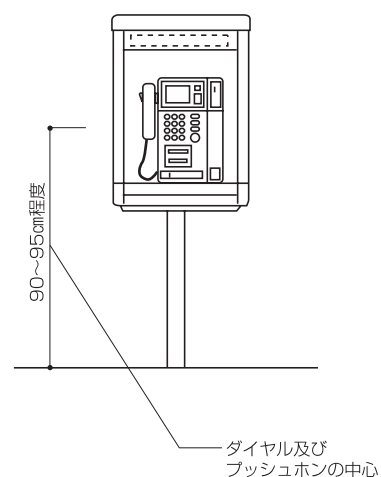
- ・ 上肢巧緻障がい者用プッシュホン式とする。

□ 公衆電話所の参考例

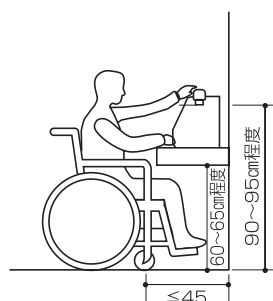
ボックス型の参考例



キャビネットの参考例



□ 音声増幅装置付受話器

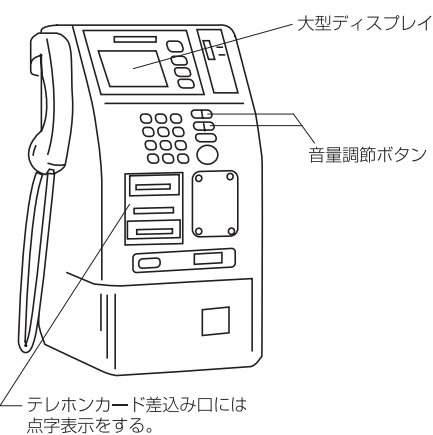


セットボタン



音量調節ダイヤル

デジタル公衆電話



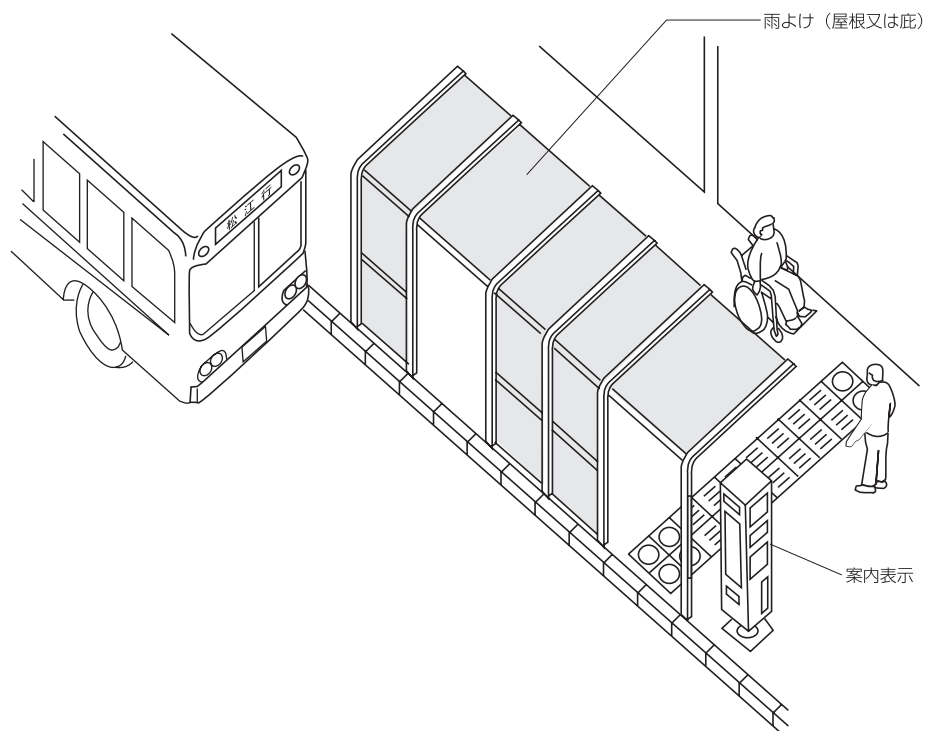
3 バスの停留所

バスは、車を運転することが困難な人などの重要な移動手段であり、乗り場へのアプローチがしやすいよう、また、雨天時や積雪時でも利用しやすいよう配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 駅やバスターミナル等には、バス乗り場を設ける。
- ・ 待ちだまりのスペースを十分にとり、利用者の乗降や他の歩行者に支障のないように配慮する。
- ・ 待ちだまりには、必要に応じてベンチ等を設ける。
- ・ 屋根又は庇を設ける。
- ・ 乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字などで表示する。
- ・ 視覚障がい者のために誘導用床材、注意喚起用床材を設ける。
- ・ 行き先や路線図、時刻表など大きくわかりやすく標示した案内板を設ける。また、点字表示も併設する。

□バスの停留所の整備例



4

案内標識

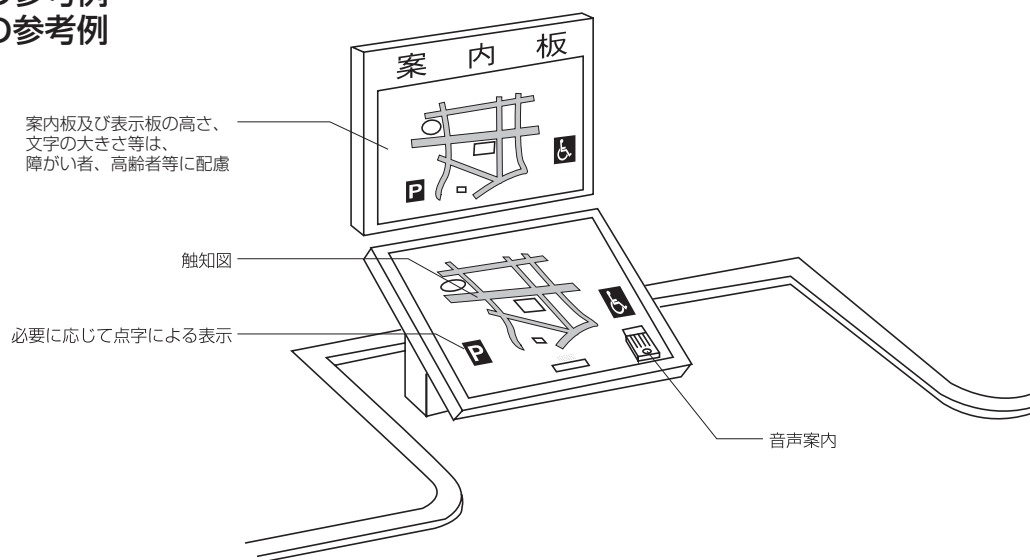
高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように高さ、文字の大きさ、色等に配慮するとともに、通行の支障とならない位置に設け、必要に応じて点字で表示することが望ましい。

□参考とすべき事項

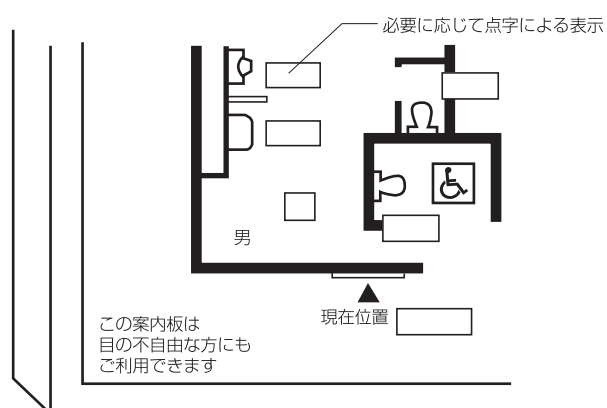
- ・吊下型又は、上部突出型の案内板・表示板は、視覚障がい者の通行の妨げにならないよう、下端を190cm以上の高さとする。
- ・表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインとし、彩度及び明度の差に配慮する。
- ・車椅子使用者にもわかりやすい位置に設ける。
- ・逆光や反射グレアーが生じないように、仕上げや位置、照明に配慮する。

案内標識の参考例

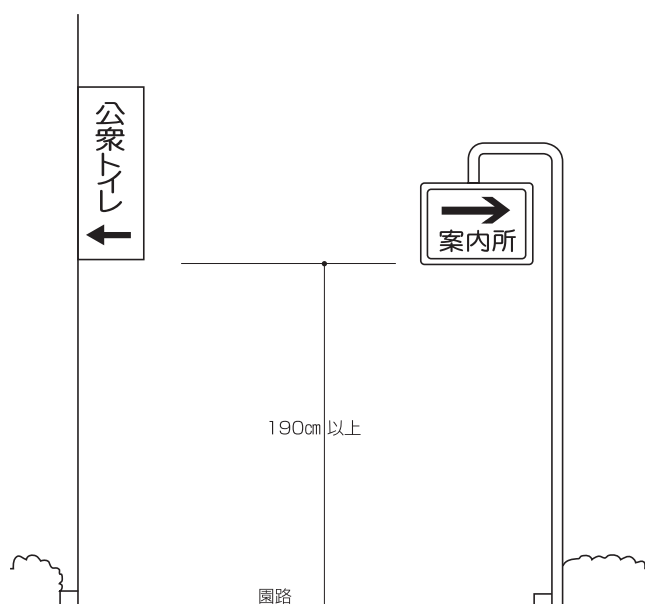
案内板の参考例



触知図の参考例



吊下型・上部突出型の参考例



5 現金自動支払所

車椅子使用者や視覚障がい者が利用しやすいものとなるよう配慮することが望ましい。

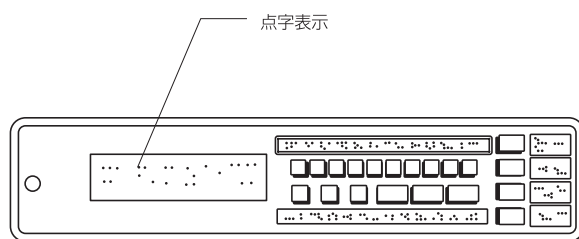
□参考とすべき事項

- ・ 操作ボタン及び金銭投入口の高さは、100cm程度とし、車椅子使用者が接近しやすいようカウンター下部に空間を設ける。
- ・ 利用しやすい高さに、インターホン、呼出ボタンを設ける。
- ・ 機械の前面には、車椅子が回転できるスペース（150cm以上×150cm以上）を設ける。
- ・ 操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能な案内用受話器（ハンドセット）を設ける。
- ・ 出入口や通路から機械まで、連続して視覚障がい者誘導用床材を敷設する。
- ・ 出入口は、幅を80cm以上とし、通行に支障となる段を設けない。
- ・ 出入口の戸は、車椅子使用者が開閉しやすい構造とする。

□現金自動支払機の参考例



現金自動支払機点字操作パネル



6

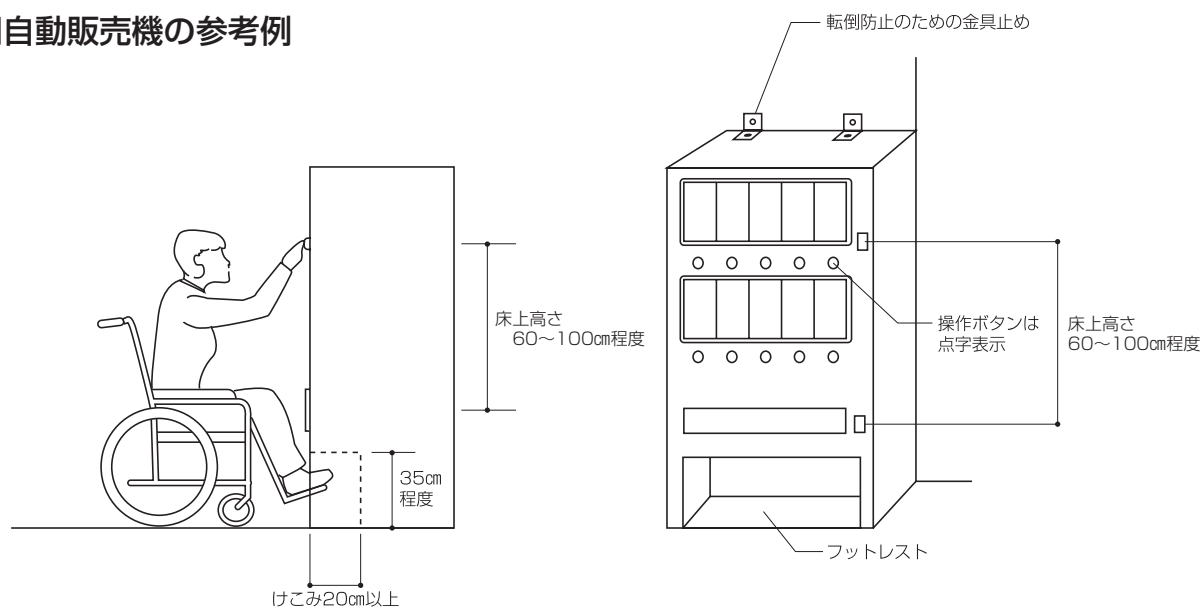
自動販売機

車椅子使用者や視覚障がい者が利用しやすいものとなるよう配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 通行の支障とならない位置に設ける。
- ・ コイン投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ高さ60～100cmの範囲内にあるものを設ける。
- ・ 操作ボタンには、品目、金額などを点字で表示する。

□ 自動販売機の参考例



10

その他参考となる事項

1 水飲み場

基本的な考え方

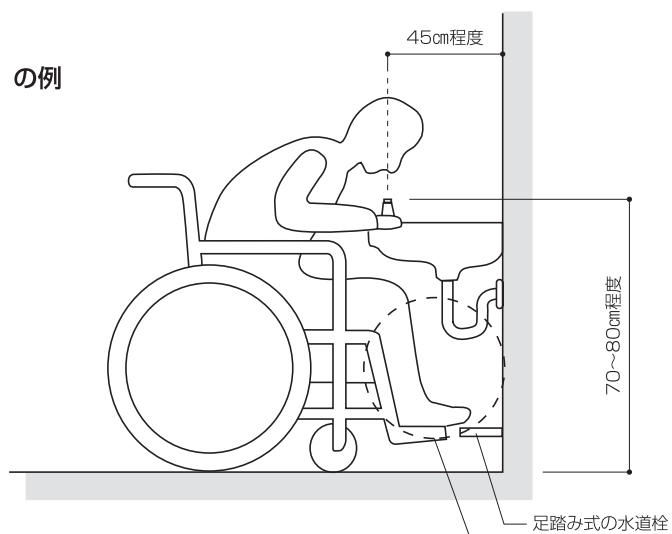
車椅子使用者や子供にも利用できるよう配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

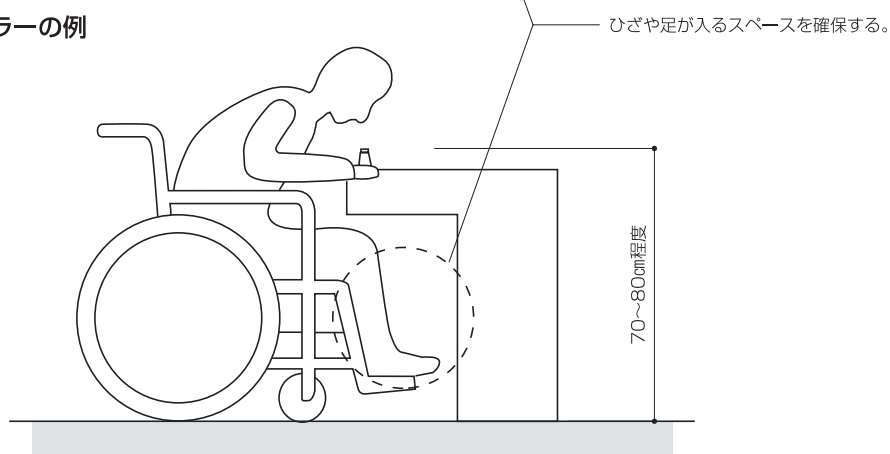
- ・ 飲み口の高さは、70～80cm程度とし、形状により車椅子使用者のひざや足先が入るスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。
- ・ 飲み口は、上向きで車椅子使用者が利用しやすいものとする。
- ・ 水栓器具は、光感知式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものと併設する。
- ・ 床面は、水平とし、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・ 水飲み場には、つえの立てかけ場所、タオル、コップ等の物置台を設ける。

□水飲み場の整備例

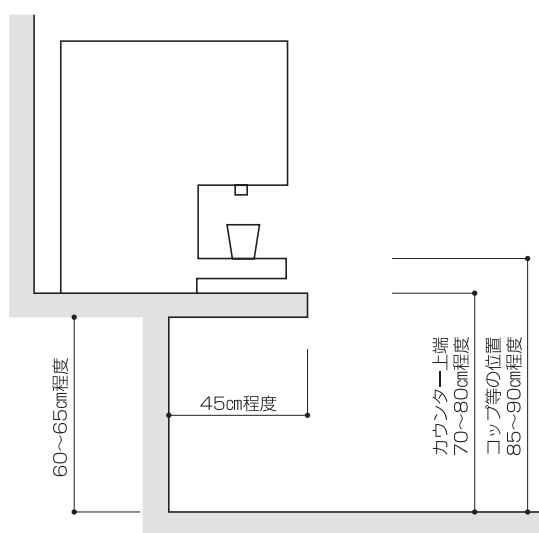
・水飲み（壁つき型）の例



・ウォータークーラーの例



・水飲み器の例



2 受付カウンター・記載台

基本的な考え方

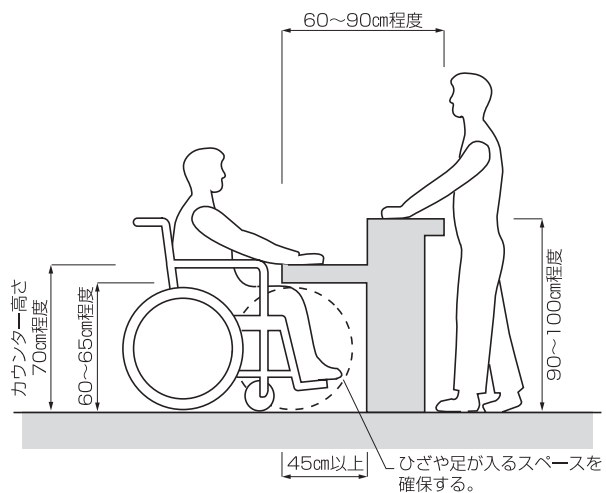
車椅子使用者、その他の障がい者、高齢者、子供等の利用に配慮し、高さを低くするほか椅子等を設ける。

□参考とすべき事項

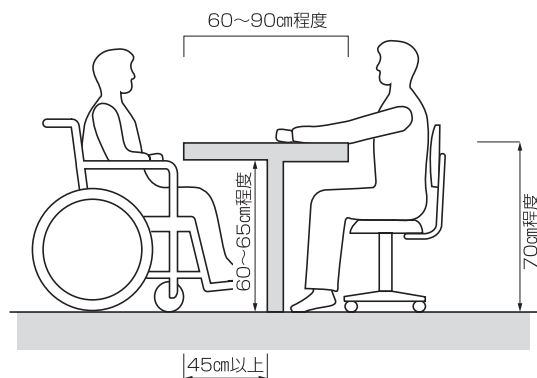
- ・ カウンターの高さは、上端で70cm程度とし、カウンター下部に車椅子使用者のひざや足先が入るスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45センチ程度）を設ける。
- ・ 立位で使用する場合は、つえ使用者等が身体を支えることができるよう床又は壁に固定し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。
- ・ 呼出しをする場合は、音声装置のほか、聴覚障がい者のために電光掲示板を設けることが望ましい。

□受付カウンター・記載台の整備例

●受付カウンター（車椅子に乗ったまま使用する場合）

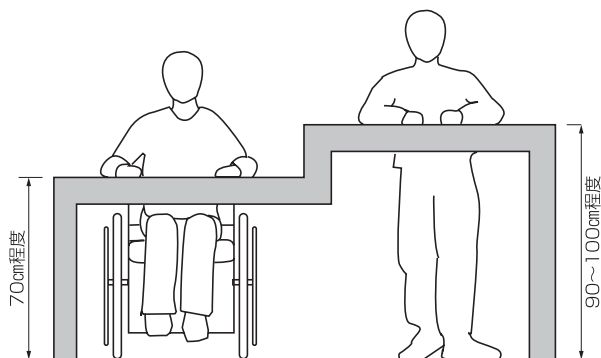
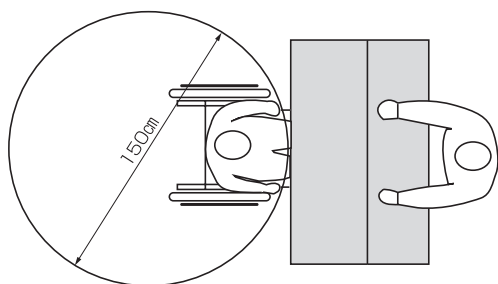


●記載台（車椅子に乗ったまま使用する場合）



●記載台（立位で使用する記載台に車椅子に乗ったまま使用する記載台を併設する場合）

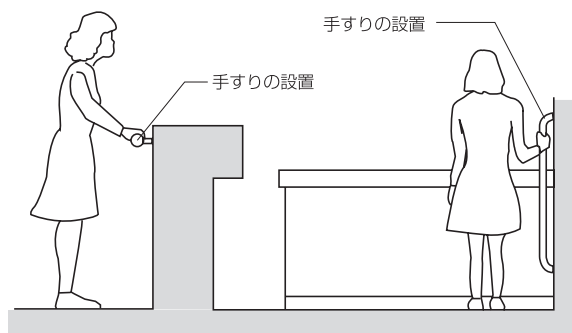
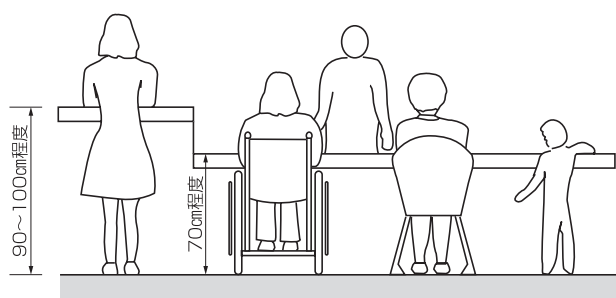
位置取りのための
回転スペース



●受付カウンター（立位、車椅子、腰掛け等で使用する場合）



●手すりの設置例



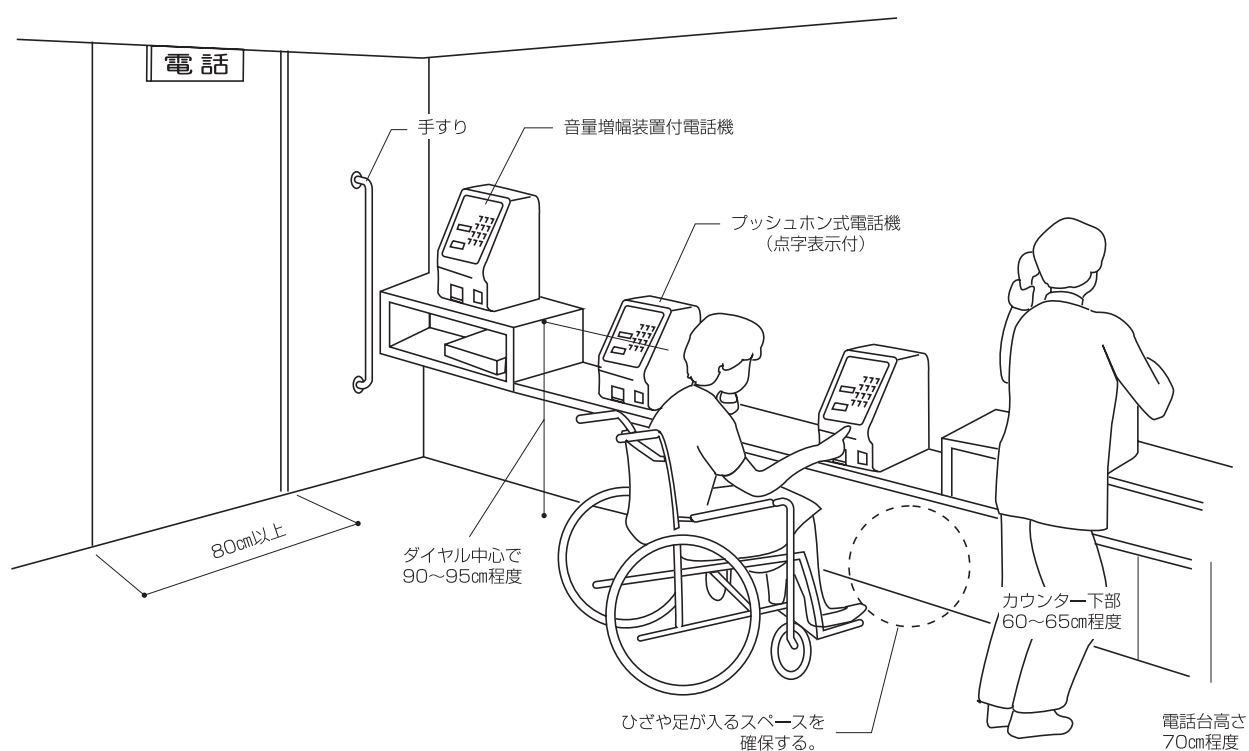
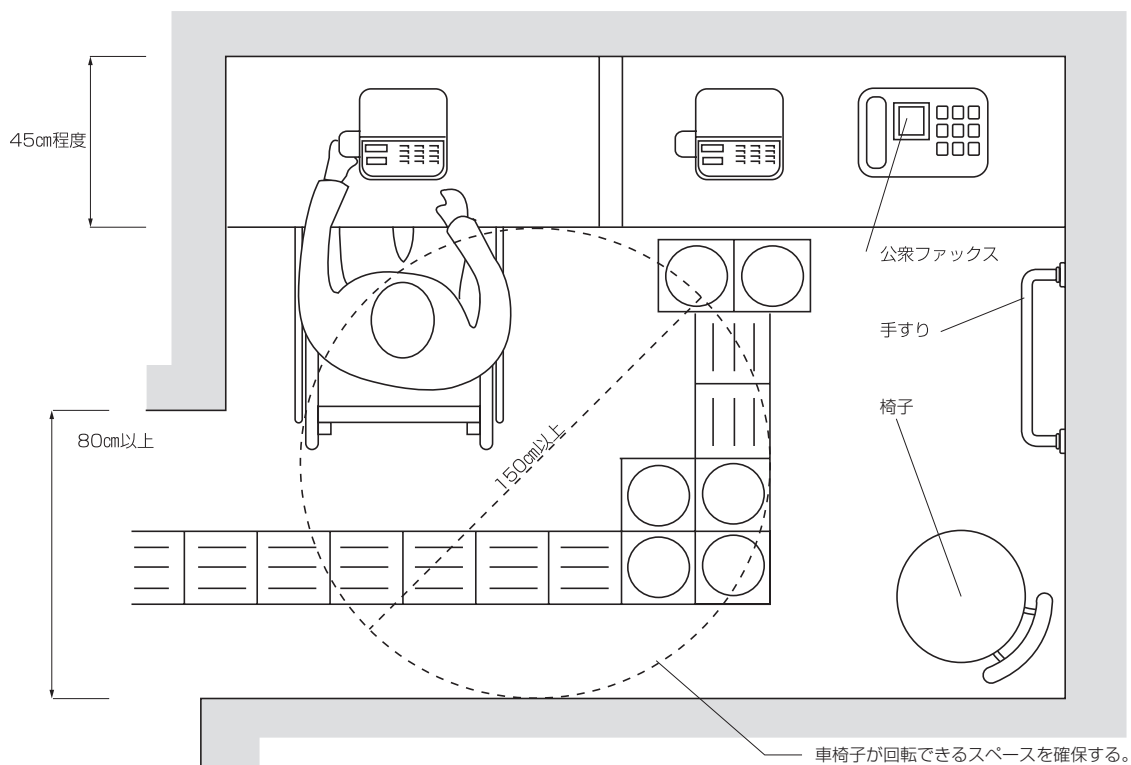
基本的な考え方

車椅子使用者や子供等に利用しやすい低い台の公衆電話を玄関ホールなど利用しやすい場所に設けるとともに、必要に応じて椅子等を設け高齢者等にも配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

- ・わかりやすく、利用しやすい位置に設ける。
- ・電話機は、車椅子使用者が利用しやすいように、電話台も含めてダイヤル中心で90～95cm程度の高さとなるように設ける。また、電話台の下部には、車椅子で接近できるようスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。
- ・つえ使用者等の歩行困難者のために必要に応じて、手すりを設ける。
- ・ボックス形式とする場合は、扉の開閉が容易で、車椅子が回転できるスペース（150cm以上×150cm以上）を設ける。
- ・電話台には物を置くことができるスペースを設ける。
- ・電話機は、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者等に配慮した機能を有する電話機、公衆ファックス等を設けることが望ましい。

□電話台の設置例



4 休憩所

基本的な考え方

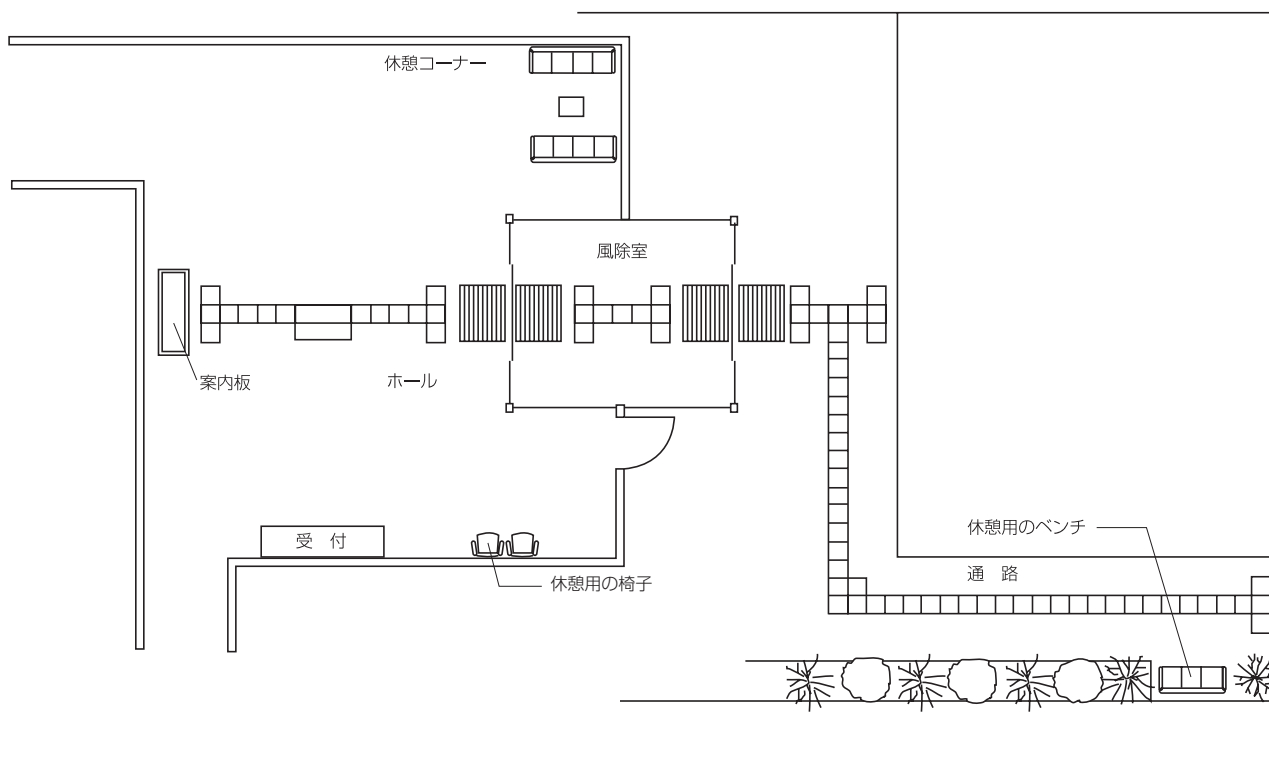
長時間の歩行等に支障のある高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた者が休憩できるよう配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

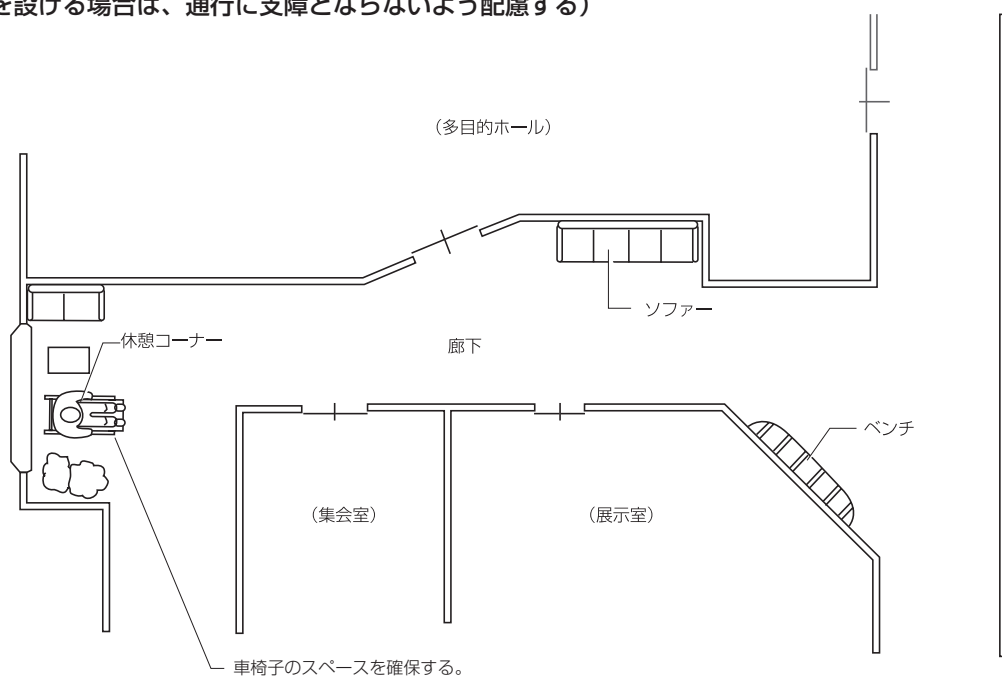
- ・利用者の休憩の用に供するためのスペース及び椅子等の設備を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・喫煙場所と禁煙場所の区別に配慮する。

□休憩所の設置例

●休憩コーナー、椅子等を設ける場合



●廊下等に設ける場合 (椅子等を設ける場合は、通行に支障とならないよう配慮する)



5 エスカレーター

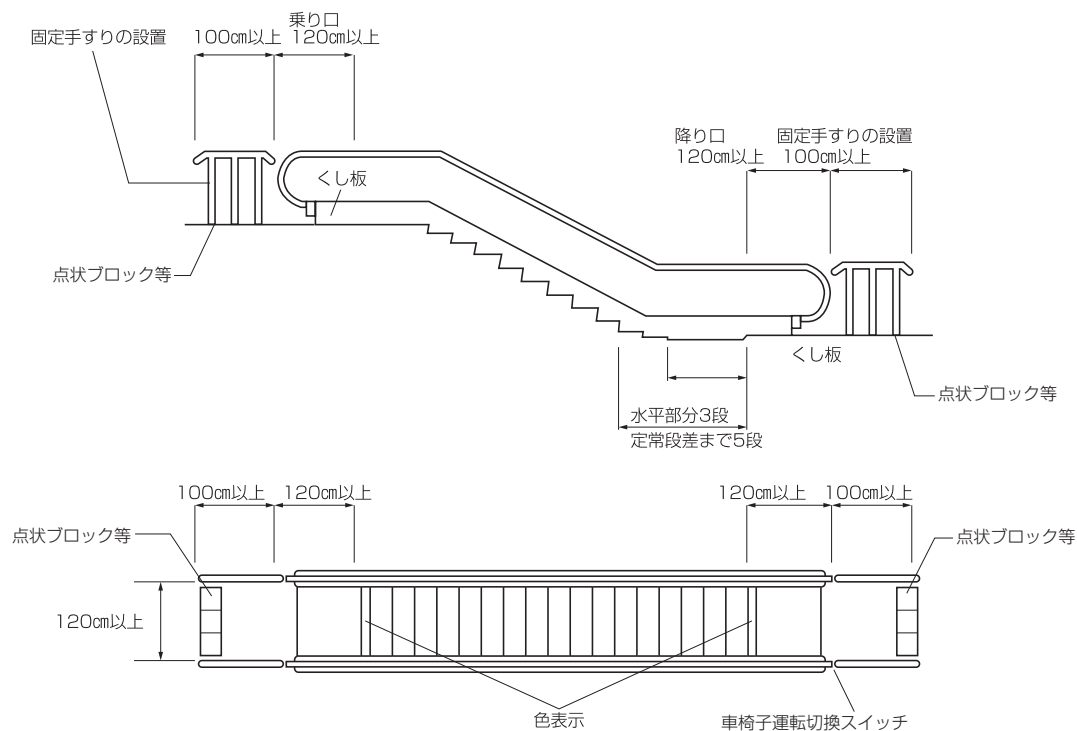
基本的な考え方

多くの人の垂直方向の移動が必要な場合には、エスカレーターが有効な手段となるが、転倒時等には大きな事故となる危険性もあるため、安全性を高める配慮が必要である。また、できるだけ車椅子対応エスカレーターとすることが望ましい。

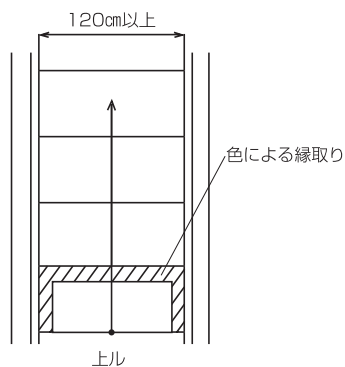
□参考とすべき事項

- ・ 上り用、下り用、それぞれ設ける。
- ・ 乗り口及び降り口の移動手すりは、120cm以上の水平な部分を設ける。
- ・ ステップの移動速度は、30m／分以下とし、車椅子用運転ボタンによって緩減速される低速切替装置を併用する。
- ・ 呼出しインターホンを設け、車椅子で利用できることを標示する案内標示を設けることが望ましい。
- ・ ステップの内のり幅は、120cm程度（1200型）とすることが望ましい。
- ・ 乗降口には、100cm以上の固定手すりを設け、点字で表示することが望ましい。
- ・ ステップの水平部分の枚数は3枚以上とし、また定常段差に達するまでのステップは5枚程度とすることが望ましい。
- ・ くし板はできるだけ薄くし、ステップの部分と区別がつくよう色により縁取りをすることが望ましい。
- ・ 視覚障害者に対し注意喚起を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設するか、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。

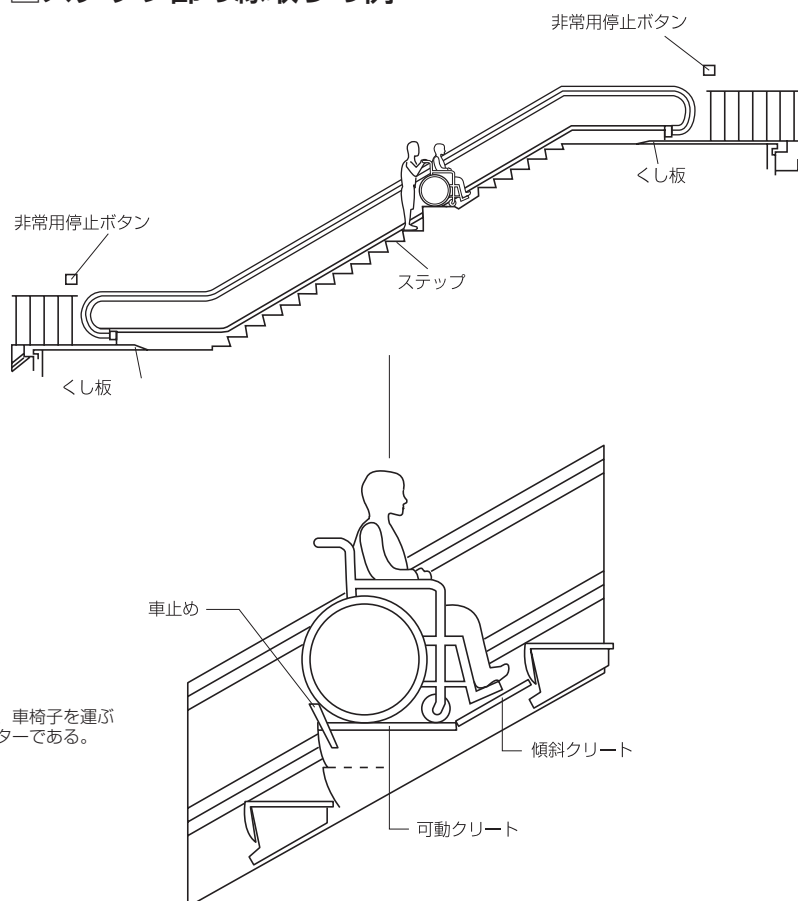
□エスカレーターの整備例



□ステップ部の縁取りの例



□ステップ部の縁取りの例



ステップを3枚使用し、車椅子を運ぶ構造となるエスカレーターである。

6

券売機

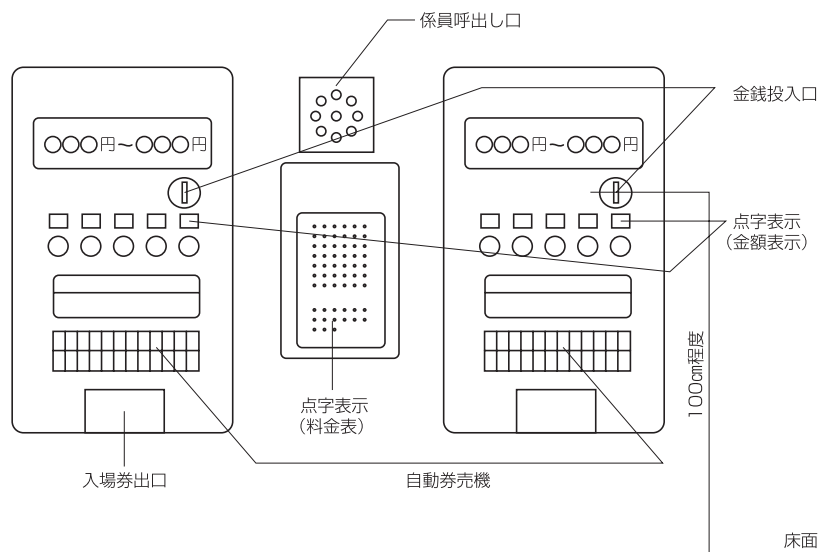
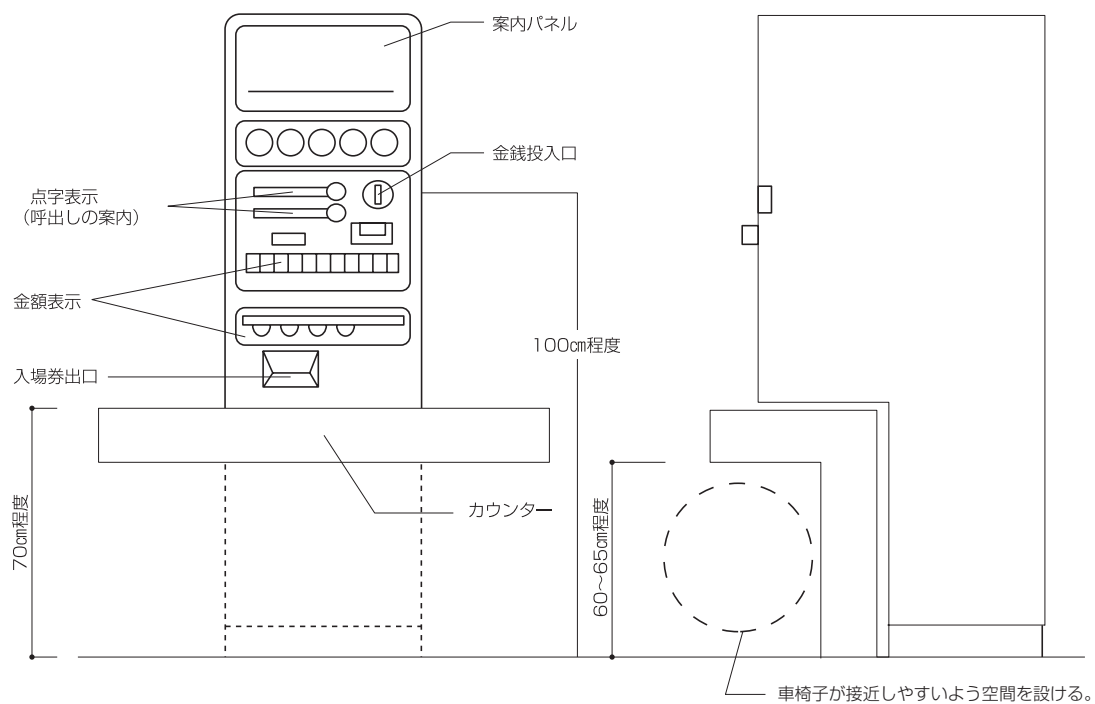
基本的な考え方

車椅子使用者や視覚障がい者等が利用できるよう配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

- ・ 操作ボタン及び金銭投入口の高さは100cm程度とする。
- ・ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、構造のインターホン、呼出装置を設けることが望ましい。
- ・ 料金表示や操作ボタンは、点字で表示する。
- ・ 券売機から30cm程度離れた位置に注意喚起用床材を敷設し、誘導用床材は改札口等他の施設と連続させる。
- ・ 車椅子使用者が接近しやすいようカウンター下部に空間を設けることが望ましい。

□券売機の設置例



7 スイッチ・コンセント類

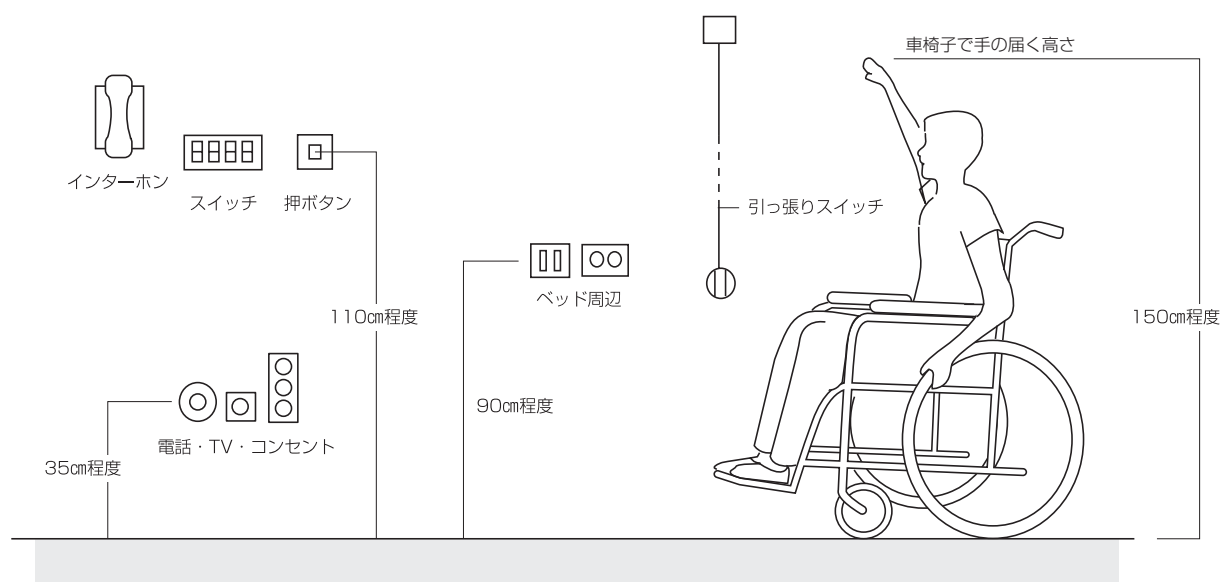
基本的な考え方

自力で操作する必要のあるスイッチ等は、高齢者、障がい者等すべての人に操作できるよう配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

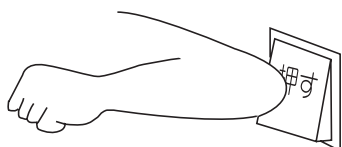
- ・スイッチ・コンセント類は、利用しやすくわかりやすい位置とし、高さ35～110cm程度の範囲内に設ける。
- ・操作部分は、複雑なものは避け、大きく、押しやすい形状のものとする。また、軽い力で指先以外でも操作できるものが望ましい。
- ・夜間でも、スイッチの位置がわかりやすいよう配慮することが望ましい。(パイロットランプ付スイッチ等)
- ・必要に応じて、点字で表示したり、色彩の対比を明確にする等の配慮をすることが望ましい。

□スイッチ・コンセント類の設置例

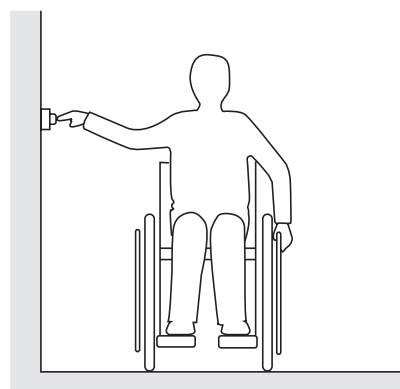
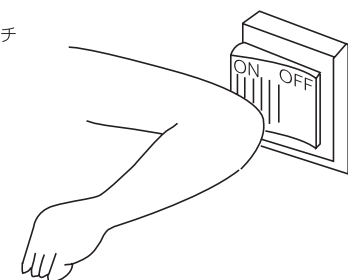


□使いやすいスイッチの例

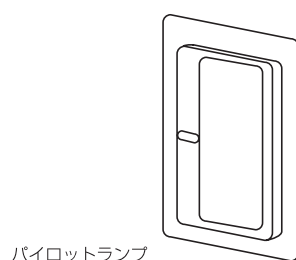
プッシュスイッチ



タンブラスイッチ



□大型スイッチの例



スイッチの位置のわかりやすい
パイロットランプ付スイッチ

パイロットランプ

8 タクシー乗り場

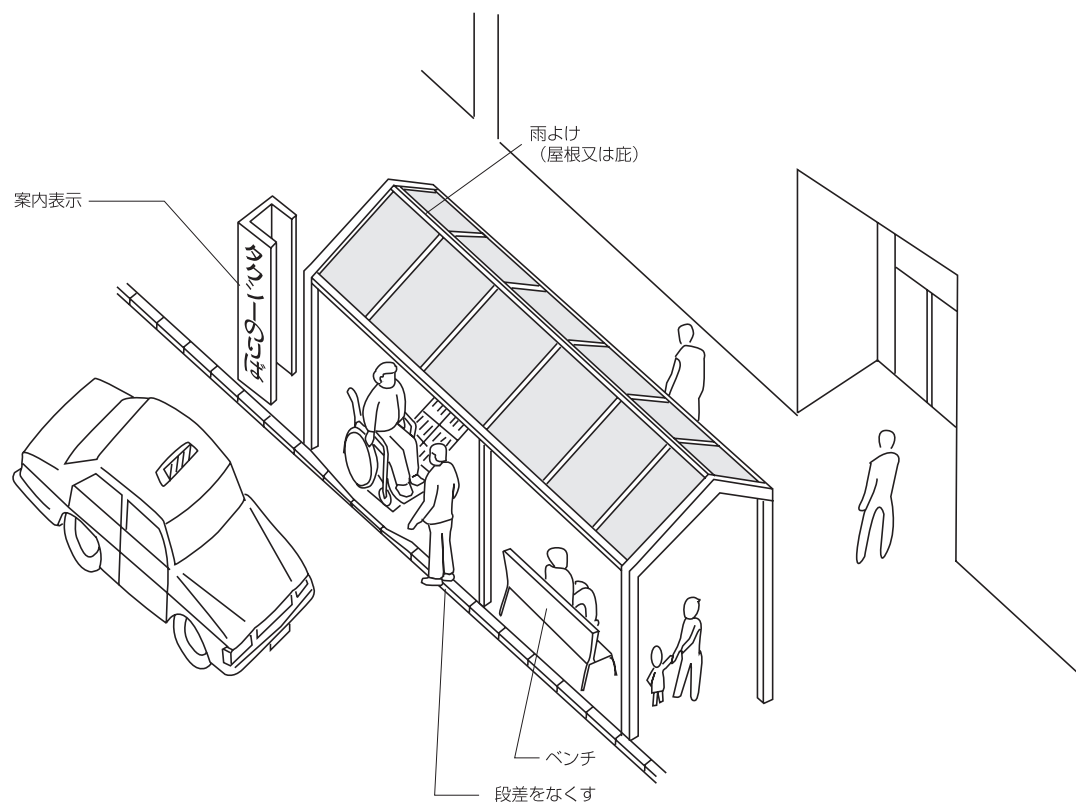
基本的な考え方

タクシーは、車を運転することが困難な者等の重要な移動手段であり、乗り場へのアプローチがしやすいよう、また、雨天時や積雪時でも利用しやすいよう配慮する必要がある。

□参考とすべき事項

- ・ 駅やバスターミナル等には、タクシー乗り場を設ける。
- ・ 車道と乗り場の境に段差がある場合、車椅子使用者が乗降しやすいように、乗り場の一部を切り下げる。
- ・ 乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字などで表示する。
- ・ 視覚障がい者のために誘導用床材、注意喚起用床材を設ける。
- ・ 待ちだまりのスペースを十分にとり、利用者の乗降や他の歩行者に支障のないよう配慮する。
- ・ 待ちだまりには、必要に応じてベンチ等を設ける。
- ・ 屋根又は庇を設けることが望ましい。

□タクシー乗り場の整備例



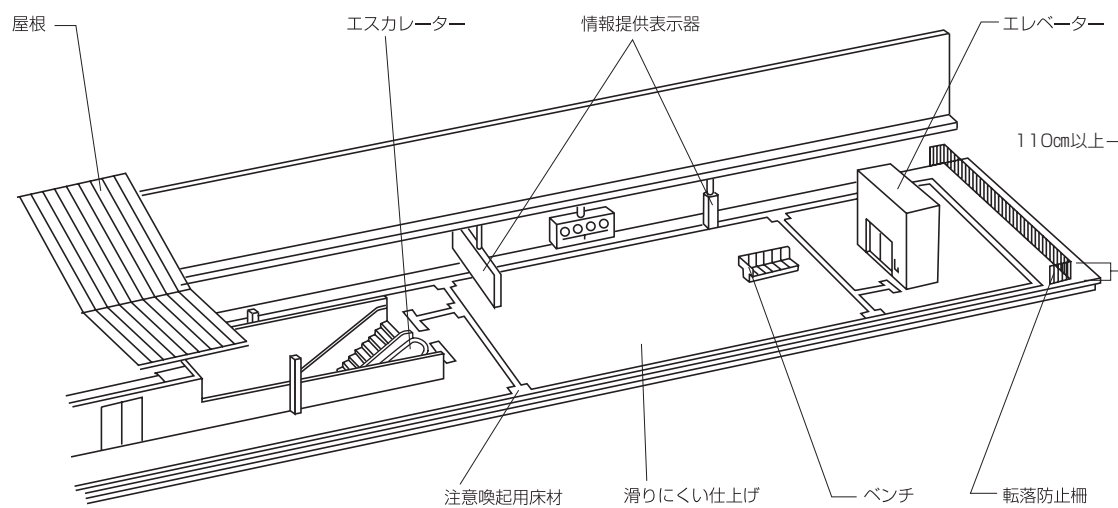
基本的な考え方

プラットホームは、転落など人命にかかわる事故の発生が想定される場所であることから、安全には特に配慮が必要である。また行き先の表示や待合場所についても人の動線等を考慮して設ける。

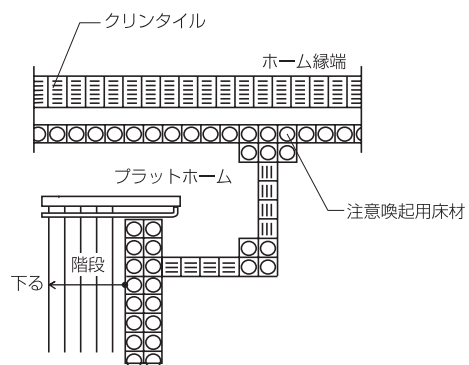
□参考とすべき事項

- ・底面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・底面は、平坦とし、水勾配を設ける場合は、緩やかな勾配（1／100程度）とする。
- ・プラットホームの縁端から80cm以上の位置に、転落防止のための視覚障がい者注意喚起用床材を設ける。
- ・プラットホームの両端には、高さ110cm以上程度の転落防止柵を設ける。
- ・休憩ができるように、ベンチ等を設ける。
- ・売店、ベンチ、ゴミ箱等は、車椅子使用者や視覚障がい者、一般利用者等の通行に支障とならないよう配慮する。
- ・列車の床面とプラットホームの床面の段差及び隙間は、できるだけ小さくすることが望ましい。
- ・視覚障がい者、聴覚障がい者等の利用に配慮し、放送による案内や電光掲示板等により情報提供することが望ましい。

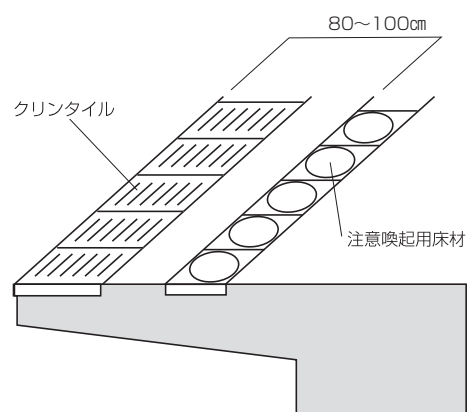
□プラットフォームの整備例



□階段周辺の例

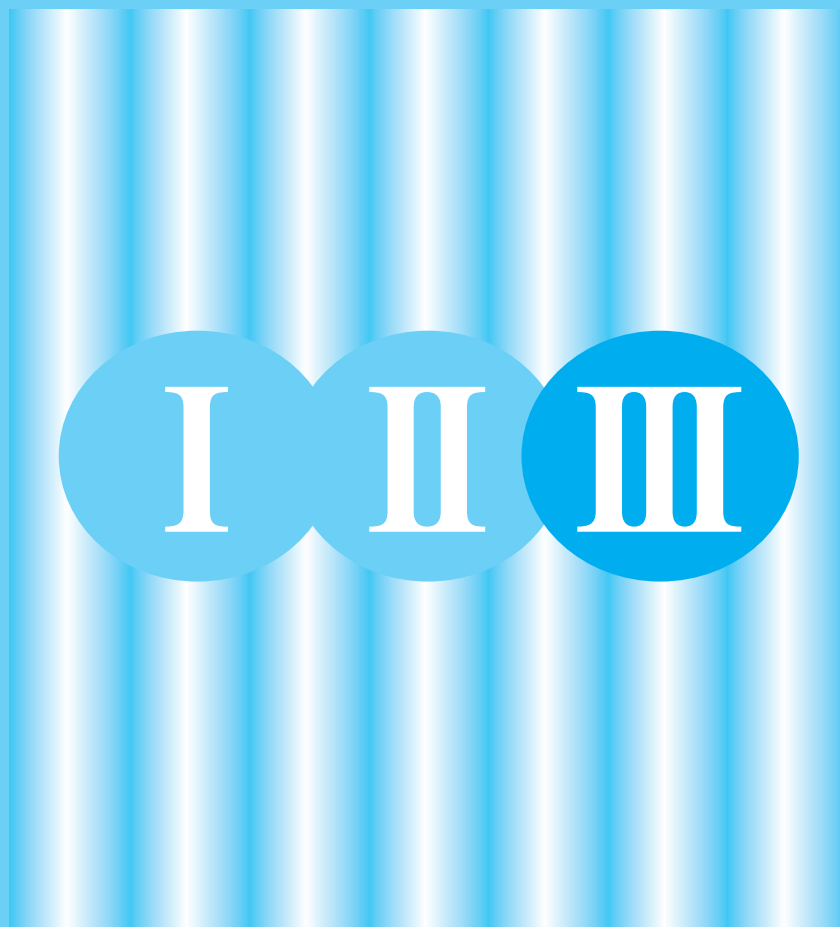


□ホーム縁端警告表示の例



III

条例及び施行規則





条例及び施行規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例

〔平成10年6月30日〕
島根県条例第25号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針（第7条）
- 第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策（第8条—第11条）
- 第4章 公共施設の整備（第12条—第16条）
- 第5章 特定公共施設の整備（第17条—第21条）
- 第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備（第22条・第23条）
- 第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会（第24条・第25条）
- 第8章 雑則（第26条—第28条）

附則

わたしたちのふるさと島根で、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての県民が社会の一員として、自立し、また個人として尊重され、共に生きがいをもって生活できる社会を実現することはわたしたち県民すべての願いである。

このためには、県民一人一人が互いに理解しあい、やさしい心、思いやりの心を持つことが大切であると同時に県民だれもが、自らの意思で行動でき、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加することのできる障壁のない社会を築いていく必要がある。

わたしたちは、高齢者、障害者等が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除く、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりのための施策を推進する上で基本となる事項を定めることにより、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、県が実施する施策とあいまって、当該市町村の区域の実情に応じたひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら設置し、又は管理する施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮するとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に取り組むとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 1 すべての県民がひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- 2 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策

（学習機会の充実等）

第8条 県は、ひとにやさしいまちづくりの推進について、県民の主体的かつ積極的な取組の意欲が増進されるよう、学習機会の充実、啓発活動の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（福祉教育の充実）

第9条 県は、次代を担う子どもたちが高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりの心を育むよう、体験学習の充実、ボランティア活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第10条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の推進体制を整備するものとする。

（支援）

第11条 県は、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、財政上の措置その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共施設の整備

（整備基準）

第12条 知事は、病院、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設、行政機関の庁舎、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるもの（以下「公共施設」という。）の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、昇降機、便所、駐車場、通路その他知事が必要と認めるものについて、公共施設の種類に応じて規則で定めるものとする。

（整備基準への適合）

第13条 公共施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号

に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「新築等」と総称する。))又は施設の用途の変更(当該変更をして公共的施設とする場合に限る。以下同じ。))をしようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設が整備基準に適合しているときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(維持保全)

第15条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合している部分について、当該整備基準に適合する状態を維持するよう努めるものとする。

(既存公共的施設に対する措置)

第16条 第12条第1項の規定に基づく規則の規定の施行の際現に存する公共的施設又は当該規則の改正により新たに公共的施設となるもの(現に新築等又は用途の変更の工事中のものを含む。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第5章 特定公共的施設の整備

(特定公共的施設の新築等の届出)

第17条 公共的施設のうち、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定めるもの(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

(指導及び助言)

第18条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第19条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をしないで工事に着手したときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、届け出るよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第20条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(国等に関する特例)

第21条 国、地方公共団体その他規則で定める者については、第17条から第20条までの規定は、適用しない。

2 県は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、国、地方公共団体(県を除く。)その他規則で定める者(以下「国等」という。)が特定公共的施設の新築等をしようとするときは、国等に対し、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備

(公共車両等の整備)

第22条 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第23条 信号機、公衆電話所その他の不特定多数の者が利用する工作物で規則で定めるもの(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

(設置及び権限)

第24条 知事の附属機関として島根県ひとにやさしいまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、ひとにやさしいまちづくりに関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(規則への委任)

第25条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(審議会の意見の聴取)

第26条 知事は、第12条第1項の公共的施設、同条第2項の整備基準、第17条の特定公共的施設、第22条の公共車両等又は第23条の公共的工作物を定める規則を制定し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第27条 第4章及び第5章の規定は、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認める市町村の条例の適用を受ける公共的施設については、適用しない。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条から第16条まで、第5章、第6章及び第27条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

〔平成11年6月29日〕
〔島根県規則第80号〕

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則をここに公布する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(整備基準)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付の請求)

第4条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（様式第1号）に、施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規定により交付する適合証は、様式第3号による。

(平12規則21・一部改正)

(特定公共的施設)

第5条 条例第17条の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、同表特定公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(特定公共的施設の新築等の届出)

第6条 条例第17条の規定による届出は、特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定公共的施設新築等届（様式第4号）に、施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第17条の規定による届出の内容の変更の届出は、あらかじめ特定公共的施設新築等変更届（様式第5号）に施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。

3 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準が適用されない部分の工事の内容の変更

(2) 工事の着手又は完了の予定年月日に係る変更

(平12規則21・一部改正)

(身分証明書)

第7条 条例第19条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第6号による。

(平12規則21・一部改正)

(公表)

第8条 条例第20条の規定による公表は、島根県報に登載する方法により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第9条 条例第21条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人

(2) 土地開発公社

(平19規則107・一部改正)

(公共車両等)

第10条 条例第22条の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(3) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものに限る。）

(4) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(平24規則39・平25規則2・一部改正)

(公共的工作物)

第11条 条例第23条の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 信号機

(2) 公衆電話所

(3) バスの停留所

(4) 案内標識（道路法（昭和27年法律第180号）第45条第1項に規定する道路標識を除く。）

(5) 現金自動支払所

(6) 自動販売機

(書類の提出部数等)

第12条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。

2 前項の書類は、公共的施設の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由するものとする。ただし、海岸に係る公共的施設に係る書類にあっては、海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和34年島根県規則第10号）第14条に規定する支庁、農林水産振興センター又は県土整備事務所の長を経由するも

のとする。

(平12規則13・平16規則23・平18規則17・平18規則92・平19規則107・平24規則39・平26規則41・令3規則68・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から21日以内に特定公共的施設の新築等の工事に着手する者に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則 (平成12年規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第23号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第76号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第17号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第92号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第77号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第88号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則 (平成19年規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第85号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第34号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第73号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第113号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年規則第58号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

1 建築物

区 分	公共的施設	特定公共的施設
病院等	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所	全ての施設
興行場等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	用途面積（公共的施設の用途に供する部分（駐車場にあっては、駐車のに供する部分）の床面積（増築等の場合にあっては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
集会場	集会場又は公会堂	全ての施設
展示場	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上の施設又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
卸売市場	卸売市場	
宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	用途面積が1,000平方メートル以上の施設又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
社会福祉施設等	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉施設 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 8 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	全ての施設

	9 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター	
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
遊技施設等	カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、ゲームセンター、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
図書館等	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館その他これらに類する施設	全ての施設
公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
飲食店	食堂、料理店、レストランその他の飲食店	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
理容所及び美容所	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	用途面積が50平方メートル以上の施設又は用途面積が50平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
金融機関の施設	1 農林中央金庫の事務所 2 株式会社商工組合中央金庫の事務所 3 農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に規定する事業を行うものに限る。） 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店、支店その他の営業所 5 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第11条第1項第4号に規定する事業を行うものに限る。） 6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所 7 信用金庫の事務所 8 労働金庫の事務所 9 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	全ての施設
通信施設	日本郵便株式会社の事務所又は営業所	全ての施設

公共交通機関の施設	1 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港における航空旅客取扱施設 4 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	全ての施設
サービス業を営む店舗	質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の営業所、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理のみを行うものを除く。）、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上の施設又は用途面積が100平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
公衆便所	公衆便所	全ての施設
駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下「路外駐車場」という。）	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
官公庁の施設	国、地方公共団体又は第9条に規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	全ての施設
事務所	事務所	
火葬場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	全ての施設
学校等	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設	全ての施設
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅等	共同住宅、寄宿舎又は下宿	戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舎
工場	工場	
公共用歩廊	公共用歩廊	全ての施設

2 建築物以外の施設

区 分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）で歩道を設置するもの	全ての施設
公園	公園その他これに類する施設のうち次に掲げるもの（建築物に該当するものを除く。） 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は公の施設 3 動物園、植物園又は遊園地（2に掲げる都市公園に設けるものを除く。）	公共的施設の用途に供する部分の面積が2,500平方メートル以上の施設
河川	河川法（昭和39年法律第167号）第6条に規定する河川区域内の施設（建築物に該当するものを除く。以下この表において同じ。）のうち、河川を利用するための施設	全ての施設
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項又は第2項の規定により指定された海岸保全区域内の施設のうち、海浜を利用するための施設	全ての施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場のうち建築物でないもの	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

備考

- 1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、同法第3条第1項各号に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。
- 2 増築等とは、増築、改築、建築基準法第2条第14号の大規模の修繕及び同条第15号の大規模の模様替えをいう。
- 3 複合施設とは、2以上の公共的施設が存する施設（共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。）で当該2以上の公共的施設に係る用途面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 駐車場、学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
2 階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 カ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。 オ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出

	入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。
4 便所	(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。 (2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）ただし、国土交通省告示に定める基準に従い配置するものについては、この限りでない。 ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房（イ及び7の項において「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。 ㍑ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 ㍑ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。 ㍑ 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。 ㍑ 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 (3) (1)の規定により設ける便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。 (4) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。 (5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。 (6) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。
5 駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。

	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該駐車施設に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
6 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に定める構造であること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。
7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等を除く。）。 ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第3号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

- (2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。
- ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - (ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。
 - (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。
 - (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - (ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（力に定める構造のものを除く。(カ)及び(ケ)において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付近に、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。
 - (ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (ウ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - (エ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - (オ) 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - (カ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - (キ) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - (ク) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーにあつては、(カ)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものを除く。）。
 - a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - b 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

	c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(ウ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。 a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。 b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 d 籠内には、手すりを設けること。 力 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とし、当該エレベーターその他の昇降機の付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。 (ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。 (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。 (オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。 a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキに定めるところによることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
8 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の

	項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。 (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
9 案内設備までの経路	(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ㊦ 車路に近接する部分 ㊧ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分（1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）
10 浴室	病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
11 客席	(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。 (2) 興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。 ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2 イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 床は、水平とすること。 エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

	イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。 ㍿ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ㍿ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 ㍿ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
12 授乳所その他これに類するもの（以下「授乳所等」という。）	興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子・父子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。 ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの イ 手洗い設備 ウ 給湯器 エ 椅子
13 客室	宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 次に定める構造の便所を設けること。 ㍿ 便所内に4の項の(1)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 ㍿ 便所内に4の項の(1)のウに定める構造の洗面器を設けること。 ㍿ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。 エ 次に定める構造の浴室を設けること。 ㍿ 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。 ㍿ 10の項のイ及びウに定める構造とすること。
14 更衣室及びシャワー室	体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 壁には、手すりを設けること。 エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
15 レジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）及び改札口	1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床は、水平とすること。

（注） この表において「利用者の用に供する」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物である施設については「多数の者が利用する」を、同法第2条第19号に規定する特別特定建築物である施設については「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」をいう。

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上、その他の道路にあっては200センチメートル以上とすること。 3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。 - ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 - イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。 6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。 - ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。 - イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとすること。
2 横断歩道橋	横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。
3 地下横断歩道	地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。 5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。

3 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	出入口は、次に定める構造とすること。ただし、次に定める構造の出入口が1以上ある場合であって、地形の状況その他の特別な理由により次に定める構造の出入口の整備が困難であるときは、当該構造によらないことができる。 1 幅は、120センチメートル以上とすること。 2 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 3 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 4 5の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 5 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）を併設すること。
2 園路（歩行の用に供するものに限る。以下同じ。）	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路は、次に定める構造とすること。 1 通路は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 - イ ウの場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 - ウ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 - エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 - カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 階段（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）は、次に定める構造とすること。 - ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 - ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 - オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 - カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 3 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 4 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

	イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ 横断勾配は、設けないこと。 エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。 カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 5 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 7 3の項に定める構造の駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
3 駐車場	1 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 2 車椅子使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を分かりやすい方法により行うこと。
4 案内板	公園全体の概要を示す案内板は、次に定める構造とすること。 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 2 当該案内板に表示された内容が容易に識別できるものであること。 3 1の項に定める出入口の付近に設けること。

4 河川

整備項目	整備基準
1 傾斜路	河川区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
2 遊歩道	河川区域内に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、180センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。 4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 6 水辺に接する部分には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
3 階段	河川区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。

5 海岸

整備項目	整備基準
1 傾斜路	海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
2 階段	海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。

6 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
駐車場	1 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 2 車椅子使用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 - イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 - ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 - イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 - ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 - エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

別表第3（第4条、第6条関係）

区 分	図 書	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
	各 階 平 面 図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
道 路	位 置 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低
公 園	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要な施設の位置及び寸法
河 川	位 置 図	縮尺、方位、目標公共物
	平 面 図	縮尺、方位、流水方向、河川区域界、計画地内における傾斜路、遊歩道、階段その他主要な施設の位置及び寸法
海 岸	位 置 図	縮尺、方位、目標公共物
	平 面 図	縮尺、方位、海岸保全区域界、計画地内における傾斜路、階段その他主要な施設の位置及び寸法
建 築 物 以 外 の	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
路 外 駐 車 場	平 面 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法

様式第1号（第4条関係）

島根県知事

様

年 月 日

郵便番号
住 所
請求者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

適合証交付請求書

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第14条第1項の規定により、関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公 共 的 施 設 の 所 在 地									
公 共 的 施 設 の 種 類		1 建築物		2 道路		3 公園		4 河川	
		5 海岸		6 建築物以外の路外駐車場					
公 共 的 施 設 の 名 称									
建 築 物	主 要 用 途					用途面積の合計		㎡	
	構 造					共同住宅の戸数		戸	
	階 数	地上	階・地下	階	寄 宿 舎 の 室 数		室		
道	路	種類				幅員	m	延 長	m
公	園	種類						面 積	㎡
河	川	種類						面 積	㎡
海	岸	種類							
建 築 物 以 外 の		面 積		㎡					
路 外 駐 車 場		駐 車 台 数		台(うち車椅子使用者用駐車台数 台)					
特定公共的施設の届出の有無及び届出年月日				有 ・ 無 (年 月 日)					
※ 特定公共的施設の届出の受付番号				第 号 (年 月 日)					
連 絡 者	住 所								
	氏 名							電 話 番 号	
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄							
年 月 日									
第 号									
担当印									

注1 施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
2 正本1部及び副本1部を提出してください。
3 「公共的施設の種類」欄及び「特定公共的施設の届出の有無及び届出年月日」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号その1（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（建築物）

1 建築物の概要

建築物の名称	主要用途				
建築物の所在地	階 数		地上	階 地下	階
工 事 種 別	新 築・新 設・増 築・改 築・大 規 模 の 修 繕・大 規 模 の 模 様 替				
階 別	用 途	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床 面 積 合 計	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
合 計		m ²	m ²	m ²	

2 建築物の整備状況

〔記入上の注意〕

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の〔除外〕に○を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考	
廊下等	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	2 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
階段	1 手すりの設置（踊場を除く。）	適・否		
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	3 識別しやすい段の色	適・否		
	4 つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否		
	5 主たる階段における回り階段の禁止	適・否	免除	
	6 段がある部分の上端又は下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置	適・否	除外	
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	3 識別しやすい路面の色	適・否		
	4 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否		
	5 傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
便所	1 不特定多数の者が利用する便所の設置数	適・否 (箇所)	除外	
	2 車椅子使用者用便所の設置数	箇所	除外	
	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保 イ 腰掛便座、手すり等の配置	適・否 適・否	除外
	(2) 車椅子使用者用便所を設置した旨の表示	適・否		

	(3) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
		イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	3 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
	4 床置き小便器等及び手すりの設置		適・否	除外
	5 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外・免除
	6 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外
駐車場 [除外]	1 駐車施設の総数		台	
	2 車椅子使用者用駐車施設の設置数		適・否 (台)	
	3 車椅子使用者用 駐車施設の構造	(1) 幅350cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	
敷地内の通路	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		適・否	
	2 段の構造	(1) 手すりの設置	適・否	
		(2) 識別しやすい段の色	適・否	
		(3) つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否	
	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置	適・否	除外
		(2) 識別しやすい踏面の色	適・否	
		(3) 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否	
移動等円滑 化経路 [除外]	1 階段又は段の禁止		適・否	免除
	2 出入口	(1) 幅80cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）	cm	除外
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	4 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	(1) 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm	
		(2) 勾配1／12以下（高低差が16cm以下の場合は、1／8以下）	1／	
		(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
	5 エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否	除外
		(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
		(3) 籠の奥行き135cm以上	cm	
		(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	cm	
		(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。	適・否	
		(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否	
		(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否	

		(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置		適・否		
		(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	除外	
			イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否		
			ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否		
		(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	cm	除外	
			イ 車椅子の転回に支障がない構造	適・否		
			ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否		
			エ 籠内への手すりの設置	適・否		
			(11) (1)から(10)までのエレベーターがある旨の表示		適・否	
		6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等	(1) エレベーターの場合	ア 籠の定格速度15m毎分以下	適・否	
				イ 籠の床面積2.25㎡以下	適・否	
ウ 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否					
エ 籠の幅70cmかつ奥行き120cm以上	cm×cm					
オ 乗降方向に応じた籠寸法の確保	適・否					
(2) エスカレーターの場合	ア 踏段の定格速度30m毎分以下		適・否			
	イ 2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端への車止めの設置		適・否			
	ウ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		適・否			

		(3) (1)又は(2)のエレベーター又はエスカレーターがある旨の表示	適・否	
	7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）	cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
		(5) 排水溝の設置の禁止	適・否	免除
		(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上） イ 勾配 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下） ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	cm 1/ 適・否 除外
案内設備	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等の設置		適・否	免除
	2 点字等により視覚障害者に示すための設備の設置		適・否	免除
案内設備までの経路	1 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置		適・否	免除
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否	免除
	3 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否	免除
浴室 [除外]	1 脱衣室及び洗い場の出入口	ア 幅80cm以上 イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 ウ 戸の前後に高低差がないこと。	cm 適・否 適・否	
	2 脱衣室、洗い場及び浴槽	手すりの設置	適・否	
	3 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
客席 [除外]	1 集団補聴装置の設置		有・無	除外
	2 興行場等又は集会場の固定式椅子の数		席	
	3 車椅子使用者用客席部分の設置数		適・否（席）	
	4 車椅子使用者用客席部分の構造	(1) 幅90cmかつ奥行き135cm以上 (2) 表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (3) 水平な床 (4) 車椅子使用者用客席部分である旨の表示	cm×cm 適・否 適・否 適・否	
	5 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(1) 幅120cm以上 (2) 傾斜路及び踊場の構造	cm ア 勾配 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下） 1/	除外

			イ 高低差75cm以内 ごとに踏幅150cm以 上の踊場の設置	適・否	除外	
			ウ 手すりの設置	適・否	除外	
	6	出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置			適・否	
授乳所等 [除外]	1	乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置			適・否	
	2	手洗い設備の設置			適・否	
	3	給湯器の設置			適・否	
	4	椅子の設置			適・否	
客室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる 構造の戸	適・否	除外	
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2	十分な床面積の確保			適・否	
	3	便所の構造	(1) 車椅子使用者用便 房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
				イ 腰掛便座及び手す り等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否		
			イ 操作が容易な給水 栓の設置	適・否		
		(3) 便所及び便房の出 入口の構造	ア 幅80cm以上	cm		
			イ 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸	適・否		
			ウ 戸の前後に高低差 がないこと。	適・否		
	4	浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場 の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
				イ 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸	適・否	
				ウ 戸の前後に高低差 がないこと。	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及 び浴槽の構造	手すりの設置	適・否		
		(3) 操作が容易な給水栓の設置	適・否			
更衣室及び シャワー室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる 構造の戸	適・否		
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否		
	2	十分な床面積の確保			適・否	
	3	手すりの設置			適・否	
	4	操作が容易な給水栓の設置			適・否	
レジ通路及 び改札口	1	幅80cm以上			cm	
	2	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。			適・否	
	3	床は、水平とすること。			適・否	

様式第2号その2（第4条関係）

施設整備項目調書（道路）

道 路 の 名 称		道路の延長	m
道路の所在地			
道 路 の 種 類			

整備項目	整 備 基 準		整 備 状 況	
歩 道	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	歩行者の交通量が多い道路は350cm以上、その他の道路は200cm以上の有効幅員	cm	
	3	横断勾配 1 パーセント以下（やむを得ない場合は、2 パーセント以下）	適 ・ 否	
	4	排水溝に蓋を設けること。	適 ・ 否	
	5	横断歩道等に接する歩道の部分	ア 勾配5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）	適 ・ 否
		イ 車道との段差は、2 cmを標準	適 ・ 否	
	6	視覚障害者誘導用ブロックの構造	ア 歩行性及び耐久性に優れたもの	適 ・ 否
イ 識別しやすい色		適 ・ 否		
横断歩道橋	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適 ・ 否	
	3	回り段の禁止	適 ・ 否	
	4	階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適 ・ 否	
	5	照明の照度20ルクス以上	適 ・ 否	
地 下 横 断 歩 道	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適 ・ 否	
	3	階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適 ・ 否	
	4	照明設備の照度	ア 出入口の照度100ルクス以上	適 ・ 否
		イ 階段及び通路の照度50ルクス以上	適 ・ 否	
	5	室内に面する部分の不燃材料による仕上げ	適 ・ 否	

様式第2号その3（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（公園）

公園の名称		面積	m ²
公園の所在地			
公園の種類			

整備項目	整備基準	整備状況
出入口	1 幅120cm以上	cm
	2 車止めの相互間隔は、90cm以上	cm
	3 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面の確保	適 ・ 否
	4 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
	5 やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
園路	1 通路の構造	cm
	ア 幅180cm以上（やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないもの、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上）	
	イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
	ウ やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
	エ 縦断勾配5パーセント以下（地形の状況等により水平面の設置）	%
	オ 横断勾配1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）	%
	カ 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 階段の構造	
	ア 両側に手すりの設置	適 ・ 否
	イ 手すりの端部の付近に点字の貼付け	適 ・ 否
	ウ 回り段の禁止	適 ・ 否
	エ 踏面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	オ つまずきの原因となるものを設けない構造	適 ・ 否
	カ 両側に立ち上がり部の設置	適 ・ 否
	3 階段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
	4 傾斜路の構造	cm
	ア 幅120cm以上（階段又は段に併設する場合は、90cm以上）	
	イ 縦断勾配8パーセント以下	%
	ウ 横断勾配の禁止	適 ・ 否
	エ 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	オ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適 ・ 否
	カ 両側に手すりの設置	適 ・ 否

	キ 両側に立ち上がり部の設置		適	・	否
	5	排水溝に蓋を設けること。	適	・	否
	6	転落のおそれのある場所への柵、点状ブロック等、線状ブロック等の敷設その他の転落を防止するための設備の設置	適	・	否
	7	駐車場及び主要な公園施設への接続	適	・	否
駐 車 場	1	車椅子使用者用駐車施設の設置			台
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	適	・	否
		イ 幅350cm以上			cm
		ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適	・	否
案 内 板	1	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	適	・	否
	2	表示された内容の容易な識別	適	・	否
	3	出入口の付近への設置	適	・	否

様式第2号その4（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（河川）

河 川 の 名 称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整 備 基 準	整 備 状 況
傾 斜 路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
遊 歩 道	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅180cm以上	cm
	3 縦断勾配5パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 横断勾配1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）	%
	5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	6 水辺に接する部分への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
階 段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまずきにくい構造	適 ・ 否

様式第2号その5（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（海岸）

海岸の名称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整備基準	整備状況
傾斜路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
階段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまずきにくい構造	適 ・ 否

様式第2号その6（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（建築物以外の路外駐車場）

路外駐車場の名称	面積	m ²
路外駐車場の所在地		

整備項目	整備基準	整備状況
駐車場	1 車椅子使用者用駐車施設の設置	適 ・ 否
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	適 ・ 否
	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	
	イ 幅350cm以上	cm
	ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適 ・ 否
	3 歩行者用の出入口の構造	cm
	ア 有効幅員80cm以上	
	イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。）	適 ・ 否
	4 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の構造	cm
	ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上	
	イ 勾配1／12以下（高低差が16cm以下の場合は、1／8以下）	1／
	ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適 ・ 否
	エ 手すりの設置	適 ・ 否

様式第3号（第4条関係）



縦20センチメートル、横20センチメートル

様式第4号（第6条関係）

島根県知事

様

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定公共的施設新築等届

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特 定 公 共 的 施 設 の 所 在 地													
特 定 公 共 的 施 設 の 種 類				1 建築物 2 公園 3 河川 4 海岸 5 建築物以外の路外駐車場									
工 事 種 別				1 新築 2 新設 3 増築 4 改築 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替									
特 定 公 共 的 施 設 の 概 要	建 築 物	名 称		主要用途									
		構 造		階 数		地上		階・地下		階			
		延 べ 面 積	用 途 区 分	新築等の部分		既存の部分			合 計				
				㎡		㎡			㎡				
				㎡		㎡			㎡				
				㎡		㎡			㎡				
			そ の 他 用 途	㎡		㎡			㎡				
		合 計	㎡		㎡			㎡					
		共 同 住 宅 の 戸 数	戸		寄宿舍の室数			室					
	路 外 駐 車 場	用途面積	㎡		駐車台数		台						
	公 園	名称			種類			面 積	㎡				
	河 川	名称			種類			面 積	㎡				
	海 岸	名称			種類								
	建 築 物 以 外 の 路 外 駐 車 場	名称			駐車台数	台							
					面 積	㎡							
工 事 予 定 年 月 日				着手	年 月 日		完了	年 月 日					
連 絡 者	住 所												
	氏 名					電話番号							
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄											
年 月 日													
第 号													
担当印													

注1 施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
2 正本1部及び副本1部を提出してください。
3 「特定公共的施設の種類」欄及び「工事種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4 ※印のある欄は、記入しないでください。

条例及び施行規則

様式第5号（第6条関係）

島根県知事 様

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定公共的施設新築等変更届

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特定公共的施設の所在地					
特定公共的施設の種類		1 建築物 2 公園 3 河川 4 海岸 5 建築物以外の路外駐車場			
特定公共的施設の名称					
主 要 用 途					
変更の内容	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 に 係 る 工 事 の 日	予 定 年 月 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
※ 特定公共的施設届出の受付番号		第 号 年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄			
年 月 日					
第 号					
担当印					

注 1 変更に係る部分の施設整備項目調査（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
2 正本1部及び副本1部を提出してください。
3 「特定公共的施設の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第7条関係）

（表）

第		号
身 分 証 明 書		
所	属	
職	名	
氏	名	
生年月日		
上記の者は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第19条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 交付		
島根県知事		印

（裏）

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（抜粋）
（勧告等）
第19条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をしないで工事に着手したときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、届け出るよう勧告することができる。
2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、調査させることができる。
3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦6センチメートル、横9.2センチメートル

様式第1号（第4条関係）

（平16規則23・平18規則17・平25規則2・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第2号その1（第4条、第6条関係）

（平17規則76・全改、平25規則2、令7規則58・一部改正）

様式第2号その2（第4条関係）

（平25規則2・全改）

様式第2号その3（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その4（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その5（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その6（第4条、第6条関係）

（平25規則2・全改）

様式第3号（第4条関係）

（平12規則21・追加）

様式第4号（第6条関係）

（平12規則21・旧様式第3号繰下、平16規則23・平18規則17・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平12規則21・旧様式第4号繰下、平16規則23・平18規則17・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平12規則21・旧様式第5号繰下）

参考文献

- 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の法令等の解説
(財団法人 建築技術教育普及センター、社団法人日本建築士会連合会) 平成6年
- 「福祉インフラ整備ガイドライン」(建設大臣官房技術調査室) 平成8年
- 「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備の手引き」平成24年
- 「富山県民福祉条例 施設整備マニュアル」平成21年
- 「人にやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル(福島県)」平成19年
- 「山口県福祉のまちづくり条例 設計マニュアル」平成22年
- 「北海道福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」平成16年
- 「千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」平成30年
- 「和歌山県福祉のまちづくり条例 設計マニュアル」令和7年
- 「福祉環境整備指針」(島根県) 平成2年
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省) 令和7年
- 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省) 令和4年
- 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省) 令和6年
- 「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省) 令和6年
- 「旅客船バリアフリーガイドライン」(交通エコロジー・モビリティ財団) 平成19年

島根県ひとにやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル

発行 島根県健康福祉部障がい福祉課
島根県土木部建築住宅課

発行日 令和7年7月

